

王位・聖人・最高道徳（下）

第六章 文明と英国の興隆

これまで私たちは、最高道徳の諸側面全般を考察してきた。今や、これら最高道徳の諸原理を政治体制の理論、特に連合王国〔英国〕の政体に適用して展開する時である。私たちは君主政体を通して政治体制に関する考察を始めることになるだろうが、最初に、文明の推移を、特にこれら英国諸島に関して、簡単にしておく必要がある。なぜなら、君主政体は文明の文脈の中でのみ説明できるからである。

考古学上の証拠によれば、人類の原初形態は小規模で独立した放浪部族か氏族であったと考えられる。彼らの生活の仕方、今日でも現存している最も原始的な人々、すなわちオーストラリアの先住民 (the Australian aborigines) のものとおそら

ロバート・E・ボール （監訳：北川治男）

く大変似ていただろう。人類学上の調査によれば、氏族 (clan) は血縁関係に依存する緊密な共同体であり、氏族の霊 (spirit) を象徴するトーテムとして採用されたある動物を共有することによって成り立つものと思われる。メンバー全員はお互いに知り合いであり、氏族は拡大した家族単位である。個人は、自分用の石器と木製の道具を備えている。狩猟の獲物は分かち合われる。男たちは、宗教、道徳、集団行動の規則の内容を構成する部族の秘伝としきたりを、段階を踏んで伝授される。男たちが何らかの統治能力を持つといえるようになるまでは、彼らは慣習を適用する一群の部族の長老によって統制され、しばらくの間、男たちはすべてそのことに憧れを持つのである。

こうした制度は人類の存続期間の大部分にわたって広く流布

してきたに違いない。それは前農耕段階の文化にふさわしいものであった。その段階では、人間は狩猟と自然的産物の採取により生存しており、これらの活動を支障なく追求するには、個々の小集団が広い空間と相対的な孤立を必要としていた。現在私たちが知っているような戦争は存在しなかった。なぜなら、生き残るために必要な努力は、ときどき起こる部族間の口論以上の組織的敵意の形態にまで、エネルギーを逸脱させることはなかったからである。そうした条件下で起こりうる争いは、おそらく個人的な戦いの形を取っていたのであろう。

進化の力によって、このようなシステムは地球上のほとんどの場所において時代遅れのものとなった。というのは、進化によって数万年前に、つまり新石器時代（その本質は今まさに始まろうとしている新技術時代まで存続してきた）と呼ぶ時代に、農耕的側面の文明もたらされたからである。人口の増加によって、狩猟と採取の移動生活は不可能となり、人々はより大きな共同体に定住せざるを得なくなつて、村が形成され、食糧のほとんどを栽培するために地元の資源を開発することとなった。定住生活は、機能の専門化をもたらした。すべての人間が個別に食糧を生産することは、もはや必要ではなくなつた。ある人は道具を製作したり他の技術を活用したりする見返りに、食糧を提供してもらうことが可能になった。元々の農民の中から、職人、商人、兵士、宗教者が現れ始めた。彼らは自由

業の萌芽的代表者であった。部族 (tribe) の霊は、トーテムから擬人的な神へと進化していった。この擬人神は、動物の祖先の痕跡を残すと共に、地上では人間の祭祀王 (a human priest-king) がその代理者となった。

環境への圧力が続くことによって、組織的な武力衝突が起きるようになった。町や村は、今や野生動物を締め出すための囲いだけではなく、人間の侵入者を追い払うための強固な壁をも必要とするようになった。都市国家が生まれ、祭祀王は戦闘指導者 (a war-leader) となった。

しかし圧力は増大しつづけた。戦争の専門的技術が発達するにつれて、都市国家は国家や帝国へと併合されていき、ますます高度の専門化が起こり、そして共通の宗教、芸術、通商を生み出し、道路や書信による情報伝達の進歩をもたらした。個々の国家が発生すると、それは少なくとも隣人への潜在的敵対という性格を持つようになった。このようにそれぞれの段階は、直前になるとすぐ不可能になってしまう。なぜなら、圧力は存在し続けるので、人類は再び安全に生活できるような新しい手段を見出さなければならぬが、安全というものは継続的な発展段階ごとに絶えず更新され、その過程が続く限り、結局はまた失われてしまうものだからである。

もちろん、これは進歩の主要な流れの大よその描写に過ぎない。その流れに沿って、進化力が最小の地域の共同体は、より

原始的な形態のまま存続するが、時には、より進歩した共同体と接触することによって、おそらくは中間段階をいくつか飛び越して、急速に進歩することがある。また凶暴で移住性の高い部族が、定住性の高い共同体に侵入し破壊してしまふような逆現象もあつたが、凶暴な部族がより高度な文化に吸収されてしまふことのほうが多かつた。

イギリス諸島には、これらの過程の痕跡が残されている。古石器時代人の原始的な手製斧が、テムズ川の砂礫層の中で見つかっている。中石器時代の狩人が残したより洗練された道具は地表のどこにでも散在している。現存する最初の堅固な遺跡は新石器時代の巨石文化に由来するが、それは西ヨーロッパに広く流布していた文明の一部である。新石器時代は紀元前約三五〇〇年に始まつた。当時の気候は今日より温暖で乾燥していた。新石器時代はエジプトの第一王朝の数世紀前に始まり、初期青銅器時代のビーカー族 (Beaker Folk) の文化を吸収して、紀元前約一五〇〇年までおよそ二千年間続いた。その頃に、我々がイギリスの典型的な天候として知るものが始まり、生活様式の変化が避けられなくなった。その時代には、次のようなものが作られた。例えばエイブベリー近郊のストーンヘンジ (Stonehenge, Avebury) のような巨大石の輪や環状周溝、オークニー諸島のブロッカー環状列石 (the Ring of Brodgar in Orkney) (いれらは、他には見られないイギリスの特産であ

る)、今日まで痕跡をとどめる木製円陣、巨大で神秘的で精巧に築かれたシルベリー・ヒル (Silbury Hill) [訳注：イングリッド南部エイブベリー近郊のヨーロッパ最大の先史時代の人工丘。紀元前二二〇〇年頃つくられた]、立石の列と街路、太陽と月の観測所 (これらは地平線上の石の標識と造作、および時には何マイルも伸びる並行盛土で構成されている)、土饅頭型の長い塚、石を敷き詰めた路地やドルメン (dolmens) [訳注：垂直に立てた二個以上の自然石の上に大きな平らな石を載せた先史時代の遺物] (少なくともいくつかは共同の墓地であつた)、防衛力のないときれとぎれの築堤に囲まれた集会場、散在する小さな村落やエリート住宅であつたかもしれない大きな丸型住居の遺跡、これらは新石器時代に作られたものである。その時代には組織的な鉱山業さえ存在したことが、ノーフォーク県ブランドン (Brandon in Norfolk) で火打石採掘場が見つかり、鉱産物が広く散在していることによって例証された。この時代には戦闘の痕跡ははっきりとは見当たらない。

これらの遺跡は、生存のための基本的な仕事を免れて余裕の出来た共同社会による大量の組織的努力の結果、はじめて残されたものである。それらの遺跡の多くは、人々が太陽と月の運動に夢中になり没頭したことを物語っている。人々の没頭は、最初のうちは農業用を使用する暦を確立するのに必要だつたが、その時代が終息する頃には、天文学それ自体への関心の前

提になるほど洗練されていった。墳墓の中身を調べて分かることは、一つには部族のトーテム崇拜が存続していたこと（とい
うのは、オークニー諸島では、ある墓からは犬の頭蓋骨がたくさん掘り出され、別の墓からはワシの爪の大量の集積が見つかったからである）、そして二つには人身御供と共食いが行われていたという事実である。というのも土台の埋蔵物の中で骸骨が発見され、ある墓には、虐殺を示すようなやり方で碎かれ裂かれた骨が含まれていたからである。アイルランドのニュー・グレンジ (New Grange) (紀元前約三三〇〇年に作られた) やフランス・ブルターニュのラクマリアクエール (Lomariquer) のゴエール・プレート (Pierres Plates) のような初期のドルメン石は、時折、彫刻で飾られ、太陽が、重要な日に、内部の通路に沿って最奥の隅へと差し込むように、一直線に配置されている。このことは、生贄の儀式が太陽の至に合わせ行われたことを暗示しており、その時には余分の生贄は傍らの小室に詰め込まれるのであった。おそらくは、これが最初の王の墓 (royal graves) だったのであろう。というのは、次章で説明するように、人類学によれば、祭祀王 (priest-kings) が儀式的な死を経験するのは、文化のこの段階であったということである。

そうした組織は明らかに、何らかの統治機構の形態 (form of government) を前提としているが、その時期の末期に作ら

れ、専門家が聖職者階級に特徴的なものであるとする、数少ない大きな円形住居を国王の住宅と分類しなければ、国王の住宅といえる形跡は存在しない。ウッド (John Wood) 氏 (彼とニール (Fernand Niel) 氏の『巨石文明 (La Civilisation des Mégalithes)』Paris, Plon, 1970) に、私の見解は負うところが多い) は、その著書『太陽、月、立石 (Sun, Moon and Standing Stone)』Oxford University Press, 1980) で、オークニー諸島の本島のスカラ・ブレ (Skara Brae) の新石器時代の村は、別の宗教的共同体の家であったことを示唆している。私はこのことを敢えて疑うが、彼が正しいとしても、居室内が優れたものであった兆候はやはりない。どの時期においても、七、八軒より成る住居小屋は、それぞれおよそ二種類の大きさに分かれるが、どれも同じ型をしている。それらが不潔で汚いものであったことは五千年後の発掘者が明らかにしているが、たしかにそこで威厳のある秩序立った生活が営まれていたことを賞賛する根拠はなにもない。

こうして私たちは、エジプトやシュメール (Sumer) の大帝国よりも早くに始まった原初的文明を、次のように描くのである。その文明は高度の平和的組織、技術力、知的到達度を備えているが、私たちには不快と思える儀式が行われていたことによって印象の悪いものとなっている。人はここで、はるか後期に現れた中央アメリカのマヤ文明やアステカ文明 (Mayan and

Aztec civilizations) のことを思い起^しやぶるを得ない。それは、現代まで存続している定住生活の基本型を作り上げ、今なお私たちの意識に影響を与え続けている。空が曇って天文台の機能が止まっても、暦は確定済みである。月面に人が降り立った今日でも、太陽と月はその魅力を保ち続けている。月面着陸は、もし原子爆弾に先を越されなければ、新時代の開始を特徴づけるに十分な出来事であっただろう。トーテムに彫られた動物は、今日でも暗闇からそこに姿を現し、教会の紋章盾やワシ型聖書朗読台に形を変え、戴冠式の際の国王（または女王）の冠の野獣やグロテスクな怪獣に姿を変え、少しでもその場に荘厳さを増すものと考えられている。宗教における生贄的要素は儀式化されているが、今日でも存続しており、神学者が何層もの緩叙法 (the layers of superimposed meiosis) を編み出したにもかかわらず、儀式的な血肉の共食を求められる時はいつも、抑圧された恐怖の感覚に襲われることを私は告白しなければならぬ。その感覚は五千年前にははるかにリアルなものであっただろう。それ以外にも痕跡 (traces) を見つけることができるに違いない。

その後の時代はすべて、巨石文化によって打ち立てられた基本型に、それぞれの時代の貢献を付加したものである。第一に、平和は中・後期青銅器時代の人間の到来と共に終息した。彼らは戦士王 (warrior kings) が支配する階層社会をもたら

し、戦士王は武器や装飾品とともに、別々の円形塚に個々に埋葬されていた。少なくとも彼らは古代の遺跡を崇拜し、埋葬地として使用したが、彼らの関心は別の所にあった。今や闘争が国家の仕事となり、略奪が趣味であり、煮豚の大判振る舞いが彼らの息抜きであった。ダブリンの国立博物館では、彼らの使った大鍋のいくつかを見ることが出来る。ダーリントン壁 (Durrington Walls) のような巨石文化遺跡においては、豚の消費が支配階級の印の一つであり、ゴミの山から分かることは、集落は牛肉や羊肉ごとに限定されており、ここには文化的連続性の要素があるのかもしれない。アイルランド人が保持しているのは、この時代の伝説のいくつかであり、そのすべてが英雄、戦、饗応に関するものである。私は、食用豚がそれほど好きではないので、これらの物語をある種の当惑をもって読んだ。アイルランド人の問題点の幾つかは、青銅器時代の観念形態がごく表層近くに残存していることに起因しているのかもしれない。

その次の貢献は、鉄器時代のケルト族の侵入者によってなされた。多くの場所に築かれた巨大な丘陵砦は、これまでよりもはるかに大規模な戦闘を暗示しているが、そのほかに彼らは馬を準神聖な動物として導入した。アフィンゲトンの白馬 (White Horse of Uffington) のような馬が、白亜の丘陵の中腹に彫刻された。新しいトーテムが作られ、今なお霊力を保って

いる。このことは、イギリス人の著しい特徴である馬肉食への忌避の原因となり、論理や法律よりも深いレベルの禁忌の存在を示している。とりわけケルト族は、今日もウェールズ語 (Welsh)、ゲール語 (Gaelic)、アース語 (Esse) のような様々な方言として残存する言語を、私たちにもたらした。

ローマ人によるイングランド、ウェールズの占領、そして一時的な南スコットランドの占領は、四百年とは続かなかったが、永続的な衝撃をもたらした。というのは、占領は英国を文明世界の主流の地位に押し上げたからである。それ以前は、英国の地は、支配者の地中海人の目には、ほとんど神話的な性格のものでしかなかった。地中海人はストーンヘンジや古代宗教については漠然と耳にしていたが、大ブリテン島については、北風のかなたの半神秘的な場所としか考えていなかった。彼らの侵入はある意味で、探検の旅であった。例えば、アグリコラ長官 (the governor Agricola) は初めて船隊を周航航海に送り出し、大ブリテン島が実際に島であることを確信した。ローマ人は、今日も多くの遺跡が残存している定住都市、古典的寺院や劇場、道路、田舎の邸宅、要塞を導入したのではなく、読み書きの知識や法体系をもたらした。移住してきた軍隊は土着の人々と混血し、その人種に新しい血統を導入した。とりわけ、キリスト教が採用され (ロンドンでは、ミトラ寺院 (the Mithraic temple) の聖像は、キリスト教熱狂者による破壊から

守るために埋蔵された)、ローマ人の撤退後も住民によって保持され、ローマ人が一度も征服したことのないアイルランドとスコットランドの一部へと広がっていった。

ローマ人の占領が終わると、アングル族 (Angles) 「訳注: 五世紀以降に北ドイツから英国に移住したゲルマン族」、サクソン族 (Saxons) 「訳注: 五世紀以降に北ドイツから英国に移住した」、ジュート族 (Jutes) 「訳注: 五世紀にアングロ・サクソンとともに英国に侵入し、ケントに定住したゲルマン民族の一部隊」の大量侵入が始まり、そして数世紀遅れてスカンジナビア人 (Scandinavians) が侵入してきた。これらの民族は定住者となり、組織的な土着民を西方へと追いやった。彼らはウェールズ人 (Welsh) やコーンウォール人 (Cornish) となり、あるいは海を渡ってブルターニュに達した。しかしながら、これらの民族は土着のブリトン族 (the Britons) と全面的に入れ替わったわけではなかった。残存するブリトン族の孤立地帯 (pockets) と共に、多くの混住地帯が存在した。いくつかの町は破壊されたり見捨てられたりしたが、ロンドンのような他の町はそのアイデンティティを保持していたようである。サクソン文化が支配的になったが、既存の文化を断片的に取り込んだ。地形上の名称のいくつかは、新しい出発というよりは連続性を示している。敗北したウェールズ人は野蛮な征服者をキリスト教化しようとはしなかったが、この課題は最近形成されたスコットランドのケルト教

会 (Celtic Church) によって成し遂げられた。この課題をより精力的に達成したのはローマ教皇 (papal Rome) であるが、この国は実際はローマよりも完全なキリスト教国となったのである。ローマ自体は過去の異教徒の要素を多く保持していたからである。アングロ・サクソンのイデオロギーは徹底的に破壊された。オーディン (Odin) 「訳注：神話に出てくる知識、文化、戦争、死者の神」やトル (Thor) 「訳注：雷や戦争の神」、その他サクソン族の神々の痕跡は、単に週の曜日の名前として残っただけで、新しい国民意識に痕跡をとどめることはなかった。伝説上の背景が必要とされたが、それはアーサー王 (King Arthur) と彼の宮廷物語という形を取って、ローマ・ブリトン人 (the Romano-Britons) によって提供された。アーサー王の原型は恐らく、サクソン族の進軍を数年間うまく抑えた、ローマ化されたキリスト教的イギリス人の族長だった。彼は後に中世風の服装を身に着け、多くの恋愛物語の主題となったが、彼は本質的にはケルト人である。自らの伝説上のルーツを忘れ、追い払った部族のルーツを採用することは、人々にとって確かに非常に驚くべきことである。それは、私たちがこれまで想像してきたよりもはるかに大きな統合によるのかもしれない。

ノルマン人の侵入 (the Norman invasion) は最大の影響をもたらした。というのはその侵入は、どちらかと言えば弱体で不安定なサクソン国家に、高度の組織と厳しい規律を持ち込み、

最も危険な封建制度へ突入するきっかけとなったからである。ノルマン人の強力な要塞と圧倒的な教会は威容を誇り、今日でも至る所で見る事が出来る。ノルマン人はしかし、文化的にはより高いレベルにあったサクソン人が採用していた形態の上に、注意深く彼らの制度を発展させていった。ノルマン人のフランス語的方言は、アングロ・サクソン語を柔らかくして現代英語へと変えた。国民の精神的背景に対する彼らの最大の貢献は、日本の武士道を思わせる道徳律を伴った、優雅な騎士道の考えであると言つてよい。

引き続き、フランドル人 (the Flemings) 「訳注：フランマン語を話すベルギー人」、オランダ人 (the Dutch)、ユグノー教徒 (the Huguenots) 「訳注：十六〜七世紀のフランスのカルバン派の新教徒」、ユダヤ人をはじめ、多数の人々が流入してきたが、彼らはそれぞれ国民精神 (national psyche) に何かを付け加え、最終的には吸収されていった。しかしユダヤ人は例外で、彼らの宗教がなければ彼らも国民的習慣を採用したかもしれないが、その宗教が彼らの特徴を際立たせているのである。

最後に、我々は現在、アジアとアフリカ出身の移民を受け入れている。彼らは今日、同化の途上にあるが、同化にはしばらく時間を要するだろう。特に、古くから確立されたカースト制度が強固なインド人には、時間がかかるかもしれない。しかしながら、その過程は始まっている。土地自体がそこに住む人々

に、何か不思議な力で特別な性格を付与し、人々は自分にとつての意味を受け止めながら、底流する文化に適合していくのである。過去三十年の間に、アフリカ人の中には、容貌がイギリス人に近くなった人がいると私は思う。顔の表情に微かな変化が認められるのである。今日では、アフリカ系の若者の中には純粹のコクニー訛やヨークシャ方言を話す人もいる。言葉が等しいところでは、思考の型も等しい。国の伝統 (the national ortholion) は決して単なる抽象概念ではなく、先導する力であり、識別できないほど無力なものではない。新参者は初めのうちは常に嫌われるものであるが、我々がおろかにも顔を背けてはならない贈り物を、後世の人々にもたらしめてくれるのである。我々は国家の精神 (the spirit of the nation) の隠れた働きを信頼してもよいのである、たとえそうすることで、我々の現在の形式のものを少々喪失することがあるとしても。

第七章 君主制の本質

前章で素描した背景に照らして、君主制の思想について考察しよう。この目的のためには、我々は人類学者の援助を必要とする。未開人についての彼らの研究は、我々自身の発達について手掛かりを与えてくれるのである。特に有用なのは、あの記念碑的著作、つまりフレイザー卿 (Sir James Frazer) の『金

枝篇 (The Golden Bough)』である。

巨石文化についてこれまで考察されてきたことすべては、未開部族の慣習に関する知識と一致する。今日まで、あるいは最近まで、存続してきた「新石器時代の」文化のすべてにおいて、人間の継続的な豊かさ、人間の生存を支える動物や植物の継続的な豊かさを確保したいという思いを、物質的・象徴的に表現する形態が、広く存在している。その本質的な特徴は、神の影響を受けており、その神は最初はトーテム的動物によって、後には神聖と見なされた人間によって表現された。この神の化身であり、部族の精神を具現する祭祀王 (priest-king) が、王族 (royalty) の起源である。

この種の王職 (kingship) に関するフレイザーの見解を、メイヤ (Lucy Mair) は『未開統治 (Primitive Government)』 (Harmondsworth, Penguin, 1966, p. 230) において、次のように要約している。

未開人は土地・家畜・人間の豊かさに強い関心を持ち、この豊かさを促進する目的を巡って宗教的思想を構築する。未開人は、神々を植物あるいは天候と結びついた存在と捉え、年周期で死にそして蘇る存在と捉えている。もっとも原初的な王は、政治的共同体の支配者ではなく、自然神が化身したと考えられた人である。彼らの身体的な健康は、

彼らの土地や人々の健康に影響し、彼らの性的能力は、国内の人や自然の豊かさに影響する。そして王は自然死を許されず、儀式的な方法で殺されなければならないというのが、フレイザーが未開人の特質であるとする複雑な信仰の必須の部分である。……未開人は不死の神を考えることができない。彼らは、神々は人間が死ぬのと同じように死に、もし神の肉体を宿す人間が死ねばその神も死ぬものと同じである。したがってフレイザーはこう述べている。未開人は、神が常に最盛の力をもった肉体に住まうようにすることによって、神を死から守ろうとするのである。つまり王の力が衰え始めると、彼は殺されなければならない。「彼の魂 (soul) は、迫りくる衰退によって損なわれる前に、強健な後継者に譲渡されなければならない」のである。

同様に明らかなのは、部族は、祭祀王を肉体の切断を含む犠牲的儀式によって殺し、神の力 (the virtue) を獲得することを願って王の肉体を食らうことがあり、土壌を豊潤にするために、その肉体を原野にまき散らしたりすることがあり、その両者の場合もある。

未開王が極度の不便を蒙る話は、フレイザー及びその他の著作にふんだんに見られる。王は非常に高貴な存在であるので、

一般日常の事柄に参加することを許されない。時には彼は決して足を地面につけてはならないとされ、したがって彼は歩き回ることができず、運んでもらわなくてはならなかった。あるいは彼は食物に触れることができないので、食べさせてもらわなければならなかった。食べることを禁じられた食物も多かった。時折、日向に出ることを許されないことさえあった。アフリカのある部族では、もし多数の妻が性的に満足できないと不平を言えば、王は小屋に閉じ込められ飢え死にする運命に置かれた。王職は非常に煩わしいものであったので、人々はできることならそれを避けたいとした。

我々は次のように結論づけてもよいだろう。巨石文化時代の祖先達は恐らく聖職者階級の中から王を選び、王の在任期間は比較的短く、王の儀式上の義務や制約が非常に多かったため、積極的・効率的統治の余地はほとんどなく、そして王の墓を造るにしても、不快な犠牲的儀式の後の使いきれない残存物の保管場所以上のものは必要としなかったということである。

対象的に、それに続く中期銅器時代には、軍事的首領 (military chieftains) の支配が生まれた。彼らにはもはや神の化身ではなく、部族全体の福利を保障することによって神の働きの中心的位置にとどまった。祭祀王から軍事的首領への王位形態の発展はどのようにして行われたのであろうか。

平和が支配しているときには、巨石文化時代に見られたよう

に、儀式に縛られて強力な活動ができないような王を戴くことが極めて都合のよいことである。状況が変わって強健で経験豊かな戦闘指導者が必要となると、王に何らかの些細な欠点が発見されたからといって、その王を犠牲に供するような無駄な贅沢を行うゆとりはない。それどころか戦闘指導者は、もはや聖職のように無力な犠牲に供されることはなく、自己への支持を誓い個人的な魅力という絆によって結ばれた頑強な戦士に取り巻かれ、儀式遵守という詭弁に対抗して、粗野な実力を対置できるようになる。もつとも力の均衡の変化は、通常は駆け引きの態を装うことに疑問の余地はない。旧約聖書は預言者サムエル (the prophet Samuel) と王サウル (King Saul) の緊張関係について述べているが、もし行間を読み、聖職者の脚色を値引いて読めば、その記述は非常に教訓的である。人々はもはや教会の支配を甘受することは出来ず、戦闘指導者タイプの現世的王を要求したのである。このことは不承不承受け入れられ、王サウルが選ばれた。サムエルは、征服された部族の男女、子供、家畜を皆殺しにせよとの狂信的な命令、つまり聖職者支配の不幸な側面である残忍な指令を出したのであるが、王サウルはその命令に完全に背くことによって、サムエルの機嫌を損ねてしまったのである。我々なら大目に見て、サムエルの好意を得たいと願うかもしれない。しかし、サウルの軍事力は、教会の反対に抗するに十分であって、彼は外国との戦争で

死を遂げるまで、権力の座にとどまったのである。

無力な祭祀王から強力な戦闘指導者への移行には、様々な方法があった。エジプトでは、祭祀王は元来、肉体的に相応しいかどうかの定期的なテストを受けなければならず、それに合格しなければ、彼の支配は、もちろん彼の生命も、終わるとされていた。このテストはヘブ・セッド儀式 (hebsed ceremony) として知られており、徒競争のようなもので構成されていた。このような行事のために建設された場所が、第三王朝のファラオ・ゾーサー (Pharaoh Zoser) の石段ピラミッドの構内に、今日もなお見ることが出来る。しかし時の流れとともに、このテストはフィクションになっていった。ファラオは彼の肉体的な優れた能力を、実際の敵対行為ではなく、儀式的な行為で演出したのである。終局的には、その儀式は一種の記念祝祭となり、長年王座に留まっていることを示す式典に発展していった。他の事例としては、無能で無資格な王に対処するために、替わりの影の王を指名し、実効的支配がスムーズに運ぶようにすることもあった。時には、王が十分な威信を確立し、時代遅れの規則に従わなくてもよく、王の儀式的な殺害を廃止しても、実際に災害は起こらないことを臣民が理解するようになった例もあると思われる。

少数ではあるが、二重王職 (double kingship) という非常に興味深い形態が生じた例もある。つまり第一の王は、国家の

精神的具現者と見なされ、最高度の忠誠と尊敬を受ける権利を得、第二の王が、名目上は第一の王に従属しながら、政治権力を行使した例である。例えばトルコ部族のカザルス族 (the Khazars) は、七世紀にコーカサス地方の北部に強力な王国を築いたのであるが、カザルス族は、事実上は隠遁状態に置かれていた祭主のカガン大王 (Great Kagan) の支配下にあったが、彼の名目上の代理であったカガン・ベグ (the Kagan Beg) が、実際上の統治を行った。カザルス族がユダヤ教を国家宗教 (a national religion) として採用する (これにより今日のほとんどのユダヤ人の祖先となった) 以前には、カガン大王は、君臨の当初に定められていた年限まで命を長らえると、殺されたのである。(ケストラー (Arthur Koestler) 著『十三番目の部族 (The Thirteenth Tribe)』London, Picador, 1978, pp. 47-51 参照) 徳川將軍時代の日本ももう一つの例である。幾分類似しているのは、実質上の支配者であるチベットのダライ・ラマ (the Dalai Lama) が、パンチェン・ラマ (the Panchen Lama) を精神的上位者として尊敬したシステムである。

国民国家の出現に伴って軍事力の重要性が増すに連れ、何らかの方法で支配的王職 (ruling kingship) が未開の秘跡的王職 (sacramental kingship) から生起してきたと、結論付けてもよいだろう。それにもかかわらず、国王の「秘跡的王職からの」離脱は、通常、漸進的な過程を辿らなければならなかった。慣

習からの急激な離脱は、国王から必要な民衆の支持を奪うことになったであろう。聖なる王職 (sacred kingship) の観念は、ユングの意味の元型 (an archetype) や廣池の意味の伝統 (an ortholion) として、部族的、国民的意識に深くしみ込んでいたので、もしそれが破壊されると、国家は分裂したであろう。「元型や伝統の」糸は連続的なものであるという観念は、かなり近代に至るまで、人々の信仰の中にとっかりと存在していたように思われる。人々は、国王は非常に神々しいので、彼に接触することによって病気が治ると信じ、それが王の魔力 (King's Evil) に接触する儀式となった。この儀式は、英国においては、一七一四年にハノーバー王朝 (the Hanoverian dynasty) が王座に就くまで、途絶えることはなかった。

「戦闘指導者」の段階では、君主制はまだ法と慣習の支配下にあった。その地位について、十三世紀の英国の偉大な法学者であるブレイクトン (Bracton) は、次のように概括している。彼は、王は人間の下に置かれるべきではなく、神と法の下に置かれるべきであると述べている。このことは今日においても英国の法制度の基礎であり、立憲君主制 (constitutional monarchy) の基盤である。もともと当時は、王はまだ個人的な支配者であって、我々が知るような立憲君主制は現れていなかった。

次の段階は、君主制が法や慣習に支配されず、絶対的権威を

具体的領域において行使した段階である。ローマの支配下にあった数世紀間を除けば、英国においては絶対的権威の下に置かれたことはなかった。もともと十七世紀には、その危険性が増大したことはある。国王チャールズ一世 (King Charles I) が首を刎ねられたのはそのためである。専制政治は古代世界の大帝国と共に起こったものであり、王が法も慣習も異なる多数の国 (nations) を支配する皇帝となれば、特定の法や慣習に縛られないことは、容易に理解できる。支配者の意思は武力によって押しつけられたが、神性の観念は、武器の権威を強化するために存続し、実際に強化された。ローマ皇帝は神聖な階級と見なされていたが、死後、儀式的に神格化された者はほとんどなかった。皇帝の神性は、その神性に異議を唱えた初期キリスト教徒を迫害する主な理由であった。そのような困難は、コンスタンティヌス (Constantine) の支配する帝国がキリスト教を採用することによって克服された。コンスタンティヌス皇帝は、その時以来、自分自身は神聖ではないが、神の恵みにより神的権威をもって支配したのである。このシステムは、後にイスラム教主カリフ (the Muslim Caliphs)、その他の支配者が採用したものである。この種の専制政治は、ヨーロッパにおいてはフランスのルイ十四世・太陽王 (the Sun King) の時に絶頂期を迎え、一七八九年のフランス革命によって致命的打撃を蒙った。もともとこの専制政治は、特にロシアにおいては一九一

四年から一九九年に起こった第一次世界大戦まで、数世紀の間、存続した。

英国においては、法と慣習に支配される戦士王職は、より望ましい発展の道をたどった。政治への民衆参加の要求は徐々に高まった。国王評議会 (the King's Witan or Council) は、元々は国王を取り巻く有力者や高官の組織体であり、後に主要な地主が全員参加 (おそらく部族の長老の組織体を回想させるもの) する封建制原理によって拡大されたものであるが、議会という形態の進歩したモデルに、徐々に道を譲ることになった。この議会は、国王、有力者、大地主ばかりでなく、共同体全体の代表者、つまり下院 (the House of Commons) によって構成されていた。この下院は元来、副次的な要素であったが、財源を授与したり留保したりする力を持っていたので、必然的に優位に立つようになった。最初、国王は行政的支配者の地位に留まっていたが、十七世紀における政体内の確執の結果、十八世紀および十九世紀の間に代表者会議 (conventions) が設立された。この事により、国王の権力は実際上というよりは名目上のものとなり、行政大臣 (the executive minister) が議会全体に責任を持つようになり、最終的には主として下院に責任を負うようになった。国王は下院の権威の源泉であり続けたが、下院の過失を非難する立場にはなかった。国王の地位は、チャールズ二世の言葉に適切に要約されている。ロチェスター卿

(Lord Rochester) が風刺詩で、国王は決して愚かなことは言わないが賢明なことも決して行わないと詠ったのを聞いて、チャールズ二世は、国王の言葉は彼自身のものであるが、彼の行動は大臣たちのものであることを認めたのである。

このようにして均衡が成立した。すなわち、国王 (the Crown) は国家の精神的側面を体現しつつ、他のすべてが失敗に帰した場合に介入する権力を保持し、有力者ないしは部族の長老は連続性を維持し、下院は変化する状況に対応するために新たな思想を革新する力を代表した。このようにして今日我々が知るような立憲君主制が成立した。それは多くの国のモデルとしての役割を果たしてきた。それは人々の心理的・精神的なニーズに合致するように思われる。

人類全体の事象に関する高水準の調和を確立するという視点から、君主制の観念が将来どのように発展すべきかを、我々は後に考察しなければならぬ。しかし目下のところは、君主制は人間組織の縦糸 (the thread) における基礎的要素と考えられると述べるにとどめたい。

しかし君主制の観念そのものは、過去二・三千年の間に徐々に廃止されてきた。初期のころには、王は、ローマ共和国においてそうであったように、まだ重要だと見られていた儀式的な義務を負う下級官吏の役割に追いやられることがあった。そして政務は一般に都市国家といわれる所では、自由民の集会によ

って遂行された。自由民階級は決して共同体全体を包含するものではなかった。多数の奴隷、女性、そして移民の血を引く子孫たちの声は反映されなかったもので、初期の共和国は寡頭制であった。時代が下ると、名目上の王位さえ廃止され、人民が最高位に置かれた。しかし実際は、人民の立場はそうのように高いものではなかった。共和国は、指導的な家族やその盟友及び従者から成る党派に支配され、あるいは部分的利益に基づいて提案する政党に支配されるようになった。時には共和国は、勝手に君主政治の復活を目論む専制君主に接収される場合もあり、党派の指導者による集団的専制を確立しようとする単独党派に接収される場合もあった。通常は、最も発言力があり、遠慮がなく、決断力のある者が、支配を行使するのである。精神的要素は棄却され、人民大衆が保護されることもない。人民は、折に触れてプロパガンダによって支配者の決定を支持するように仕向けられるのである。今日までのところ、このような危険を回避した成功例の最たるものは、おそらくスイス共和国に見ることができよう。スイス共和国においては、権威の大部分を地方の州が保持し、そこでは法律を修正する提案の是非を問う国民投票が頻繁に行われている。こうして高度に繁栄した静寂で内向きの社会が産み出されたが、君主制の鼓舞的要素を欠いている分、冒険を避ける常識的な社会が生じたのである。

共和国に付随する困難は、国王を大統領に置き換えても、そ

れが実質的に機能しないことであろう。大統領は、一時的な王のようにカリスマ性や統治能力のない国家の形式的な体现者と見なされて、実在性のないもの (a nonentity) となってしまうか、有能な行政的支配者と見なされるかのどちらかである。後者の場合、大統領は自分自身の政策、あるいは自党の政策を明確にするのであるが、一部の人々にとっては、その政策はほとんど反対せざるを得ないものであるので、アメリカ合衆国の場合のように、大統領は政争の的となり、多数の人々は、その人物をできるだけ早く解任しようと願うのである。このような状況においては、国民の共通願望を自身に体现できるのは、ごく例外的な個人だけである。今日このような傑出した支配者に分類できる人としては、フランスの故ドゴール (de Gaulle) 大統領とエジプトのサダト (Sadat) しか思い浮かべることができない。ほとんどの場合、大統領の権力の行使は、濫用か、非効率か、せいぜい凡庸なものに行き着くのである。

したがって、カリスマ的な支配者がいない場合は、民衆の忠誠心の焦点となる代替物が見出されなければならない。このような代替物は、不相応な象徴的意義を与えられる国旗に求められるか、他には「愛国心」(La Patrie) とどう言葉のような国民的意識の形成に求められるかであろう。衆目の認めるように、これらはある力を持っている。注目すべきことは、第二次世界大戦の危難の中で、ロシア共産党寡頭政治は、国民の愛国

心や国民的宗教という精神的な力に援助を求めた。後者は別の時期には退けられ抑圧されることになるが、こうして唯物主義的見地は不適當であることを是認することになった。人々は聖なるロシア、愛国心、あるいは祖国のためには死ぬ覚悟は出来ているが、これらの観念が有効なのは主として非常時においてである。体制が平穏な時には、発展の持続的潮流を支える力としては不十分である。

実際において、共和国は極めて安定したものになるか、そうでないかに分かれる傾向がある。軍事的政権奪取の増大が今日の日常の特徴となっている。軍隊が君主の系列に忠誠心を抱いていないところでは、軍隊はすぐ自らの価値観を發展させ、政治に介入し、時の支配者が満足すべきでない場合は、それに取って替わるのである。スペインやポルトガルの帝国が転覆して以来の南アメリカや、もっと最近のアジアやアフリカのように、革命が蔓延する。不安の感情が常態化する。他の場合では、高圧的な官僚政治が押し付けられ、思想と行動の自由がすべて抑圧され、強制的な黙従という無益な状況が生まれるであろう。他に例を挙げれば、制度的には明らかに自由が保持されているが、民衆扇動の風に支配される場合である。立憲君主制は、それと異なり、公認の指針の枠内での独創を奨励し、それ以外では危険にさらされる精神の自由を生みだし保護するのである。

その例を見つげるためには、世界を見渡してみればよい。スペインにおいては、長年ファシストの圧政が続いた後、君主制が復活したが、それによって国民精神が解放され、国民共同体の中で本来の位置を取り戻すことになった。イタリアにおいては、君主制が廃止され、その結果、部外者には政治的混沌の永続状態と見える状況になった。偉大なフランス国民は、あの擬似君主、ド・ゴールという傑出した特性をもつ人物によって、不安定性から救出されなければならなかった。私はその現状についてあえて評価しようとは思わないが、そこに君主制への憧れがあることは確かである。西ドイツ共和国は安定しているように見えるが、ドイツ人は、折に触れ彼らに影響を与えてきた奇妙な狂気に把束されていないときは分別のある国民である。彼らにとって、君主制は世界制覇の幻想をもたらすように思われるので、例外的に、共和政体主義 (republicanism) が目下のところ彼らにとって最も安全であると思われるのである。アメリカ合衆国は、西欧世界の指導力の廃れ行く機能の後を継いだように思われているが、内向き思考と外向き思考に引き裂かれた優柔不断の様相を呈しており、アメリカ的理想を掲げたが、それはよく分析してみると、どうしようもなく物質主義的なものである。その他の場所では、共和政体は、秘密警察と組織的拷問によって支えられる専制政治へと後退していったのである。

他方、合理的な安定性は、日本、タイ王国、スカンディナヴィア諸国、オランダ、ベルギー、そして英連邦といった立憲君主国において実現されてきたように思われる。英連邦に関して言えば、共和制型の政体を採用した、以前の自治領や植民地は、いわゆる自由を与えられて、共和政体一般の不安定性を共有しているように思われる。パキスタンがまさにその例であり、母国インドは、見たところ本質的に王政主義者 (royalist) であり、新しい君主政体を確立する用意があるようであるが、選択を誤って混乱を極めている。中国は相変わらずえたいがしれないが、共産主義 (第三章で述べた現実主義的思想学派の復活に過ぎない) を装っているにもかかわらず、儒教的理想の復古を目指している兆候があるように思われ、たとい新しい皇帝の王朝が起ころうとも驚くことはないだろう。

以上を概括すれば、次のように結論してもよいかもしれない。すなわち、例外は免れないとしても、世襲的な立憲君主制が、国民国家には最もふさわしい統治様式であるということである。なぜなら王位が、一時的な名目上の指導者や抽象的なシンボルよりも明確な伝統 (ortholion) を提供するものだからであり、一般的な歴史の潮流に一層合致するものだからである。マレーシア連邦法廷議長 (Lord President of the Federal Court Of Malaysia) であるモハメッド・サフィアン博士 (Tun Dr Mohamed Suffian) は、フィリピン¹の法廷 (the Bar of the

Philippines) に宛てた演説 (『マレーシア法学雑誌 (Malaysian Law Journal)』一九七九年九月号参照) でマレーシアの君主制について語り、次のように述べている。「陛下は君臨するのみで、支配し統治せず、政治的には中立であるという事実は……彼が国家のシンボルとして、およびマレーシア人民の忠誠と忠義の対象としての機能を優雅に遂行することを可能にするのである。」さらに言えば、君主制自体が、過去において国民国家制度の進化的形成に随伴して起こったように、人類を政治組織の次の段階へと導く発展途上の概念なのである。

今述べたことを例証するために、進化過程の異なる段階で発生した、日本の君主制と英国の君主制について、再び考察してみよう。

日本の君主制の方が古く、その形成は祭祀王の歴史段階にまでさかのぼる。私は部外者として、十分理解していない信条については慎重に語らなければならない。祖先神・天照大神が神話上の太陽神であったのか、以後に神性を付与された人間であったのかについては、私は述べることができない。日本人の目からすれば、それはどうでもよいことである。『論文』の第十三章に、「日本の古典に現れたる記事と神話に関する学者の正説」という見出しがあり、それは廣池が歴史的な説明を行い、明らかに皇室について他に多くのことを述べていることを窺わせるものではあるが、残念ながらこれはまだ日本語から

翻訳されてはいない。ともあれ、長期間にわたる不朽の家系の存続が存在する。王朝は、カザルス王朝に幾分似た二重君主制の時代を生き延びてきた。その二重君主制においては、王朝は將軍の実効支配とは対極をなす精神的な要素であったが、現代世界において専制君主制として登場し、以後、立憲型の君主制に発展していったのである。祭祀王の要素は依然優勢である。天皇は見たところ神道神社風の宮城に住んでいる。このことは絶大な心理的効果を持つに違いない。なぜなら第三章で説明したように、それは、天皇がカミであるか、尊敬と崇拜の対象であることを示しているからである。彼は日本国民のために毎日祈りの儀式を執り行う。アメリカが押し付けた一九四五年の憲法が、天皇の神性を剥奪したとはいえ、これが少しでも実際上の相違をもたらしたかどうかは疑わしい。もし神を破壊したいのなら、神に神殿を持たせたままにしてはいけない。皇統の安定性は実に注目すべき偉業であり、廣池はそれに依拠して、最高道徳の実践が有徳な継承者の系列を無限の未来にまで保証するという原理を確立したのである。西欧における古代家族を悩ませることの多い遺伝に関わる欠陥は存在する余地はなかった。

他方、英国の王室は、起源は古いが、後期の戦士王の段階の君主制に端を発しており、国民の本質の精神的体现者としての地位に由来する象徴的な擬似神性以上のものを要求することは

なかった。家系は、スコットランド王の娘を通して、七世紀にウェセックス小王国 (the small kingdom of Wessex) を支配したサクソン・イン (Saxon Ine) にちかのほることができ、ウエセックス小王国はイングランド全土にまでその勢力を徐々に拡張していった。しかしながら、多くの断絶、中断と王家の結婚による修復、女系の遠縁による継承、そして議会による修正が繰り返された。時折、正当な国王が登場したが、事実上は外国人であった。たとえばスコットランドのジェイムズ六世 (James VI) がイングランドを継承した時は、オレンジ公ウイリアム (William of Orange) が妻のおかげで指名され、妻の死後も支配を続けた。ほぼ完全にドイツ皇太子であるといつてよいハノーバー家のジョージ王 (George of Hanover) は、曾祖父に連なる家系によって王座に就いたのである。十三世紀以前は、君主制は少なくとも理論上は選任制であったが、継承者はほとんど例外なく支配家族の構成員でなければならなかった。征服王 (the Conqueror) の継承者であるウイリアム二世は、兄のロバートに代わって王になった。一二一六年にジョン王が幼い息子のヘンリー三世を唯一可能な後継候補に指名して死亡するまでは、厳密な長子相続規定が適用できるとは考えられなかった。それどころかそれまでの王は、退位させることが可能で、現に退位させられることが時折あった。

英国の王は、過去において、堂々と道徳的徳を気どる王はい

なかった。無能なヘンリー六世や尊敬すべきではあるが短見のジョージ三世のように、道徳的徳をもった王はいるにはいた。エドマンド (Edmund) や証聖者エドワード (Edward the Confessor) のように、二・三のサクソン族の王は聖人と称された。より多くの場合、国王はタフで大雑把な戦士であり、時には強奪者であり、たまには殺人者であった。国王の多くは強力な行政能力の持ち主であった。たとえば、ウイリアム一世 (the first William) であるが、彼の中央集権的政策は、フランスを弱体化することになった封建制度の行き過ぎを回避した。さらにヘンリー一・二世 (the first two Henries)、エドワード一世、ヘンリー七世、そしてエリザベス一世である。おそらくヴィクトリア女王も加えるべきであるが、彼女の時までに、君主の役割は支配的というよりは助言的なものになっていた。しかしこれらの国王は誰も聖者と呼ぶことは出来ないだろう。王族のリストの中で聖人を探せば、唯一可能な候補者は九世紀のアルフレッド大王 (King Alfred) くらいであろう。

英国の王位は、戦士王の段階を経て、(国民の強力な反対により) 専制政治の局面を避け、安全に立憲的段階に到達した。そして今や祭祀王の元来の観念に近づきつつある。国民的魂 (the national soul) の聖なる体現者としての側面が支配的になるに連れて、過去の粗野な戦士の場合よりはるかに高度な個人的な道徳性が期待される。このように人民一般に要求されるよ

りも高度な行為基準が課せられるが、それは、エドワード八世の悲しい例のように必ずしもいつも受け容れることのできない重荷である。しかしながらも君主制が存続すべきであるとするれば、この重荷は受け入れられなければならない。なぜなら精神の中心 (spiritual centrehood) という聖なる伝統的原理 (the sacred, ortholineal principle) がなければ、君主制は意義を失うだろうからである。それにもかかわらず、伝統の糸は、職責に内在すると共に、その間その職責を担う個人に内在する。尊敬や忠誠は個人に与えられ、その感情はしばしば個人的色彩の強いものとなるが、このことは二義的効果しかない。結果として、職責は、(ダライ・ラマ六世の例に見るように) その保持者の恣意よりある程度長く存続するものである。王位継承に影響する事柄のように、そこには明確な限界があり、変化が避けられなくなるのは、システム全体が挑戦を受けるか、失敗が忍耐の限界をすべて超えてしまう時だけである。

英国の君主制に関して注目すべき特徴が一つある。それは女性元首を容認することであり、女王は配偶者として支配するだけでなく、自己自身の権限において支配するのである。グレイブズ (Robert Graves) は、その著『白い女神 (The White Goddess)』(London, Faber, 1961, ch. 22) において、この由来を、母なる女神崇拜の底に潜む記憶に帰している。彼の見解によれば、母なる女神崇拜は、英国のうち、サクソン族やデー

族 (the Saxons and Danes) による緩やかな占領を受けた地方に特に行きわたっている。彼は次のように述べている。

英国人が女王を愛するのは、単に「英国は女王が玉座にある時ほど繁栄したことはない」という決まり文句に基づいているように思えない。女王への愛は、むしろ、英国は母なる国であって父なる地ではないという頑固な確信——それは古典的ギリシア人がクレタ島について述べた特徴でもある——を反映しており、国王の主要な機能は女王の配偶者であることにあるという確信の反映である。このような国民的理解、確信、執念は、あらゆる宗教、神話および詩歌の究極的源泉であり、征服によっても教育によっても消し去ることは出来ない。

ここに日本の皇祖神・天照大神との興味をそそる関係がある。もともとグレイブズの白い神は月と関連し、日本の皇祖神は太陽を象徴するものではある。私はここで、英国人の多くが空想にふけり、思索的で、非論理的で詩的な性質を持つ (英国人は冷酷な実用主義者で、その故に偽善者と呼んでいい) という他の評判にもかかわらず) のは、この原因にまでさかのぼることができるかどうか考察しようとは思わない。

このように、英国と日本の君主制は、異なった出発点を持

ち、似つかぬ歴史を持ちながら、両者とも、進化過程を遡り、そのスパイラルを立憲君主の地位にまで完成させるところに落ち着いたのである。この立憲君主の地位は神聖な祭祀王の地位と等しいが、より高度な発達水準に達したものである。

この事すべてに、陰と陽の相互作用を見てとることができ。陰とは、女性性であり、静かな持続という受動的な力であり、陽は、男性性であり、支配と革新という爆発的な力であつて、両者とも、いかなるシステムにとつても健康を保持するために必要なものであり、それぞれは交互に主要な役割を演じるのである。しかしながら、今日の我々が経験しているような陰の位相においては、陽は単に沈黙し睡眠状態にあるだけで、次の活動の順番まで時間待ちをしているのである。

進化は決して歩みを留めることはなかった。それどころか、進化は歩みを速めながら、テイヤール・ド・シャルダンが人智圏 (noosphere) と呼ぶ、物質界の思考層において継続している。独立した国民国家の議会支配という古いシステムが瓦解しつつあることは、今や日に日に明白となつてゐる。これは部分的には崩壊と言う内的原因によるものであり、部分的には統合を促進する外的原因によるのである。すでに国家主権を弱体化する超国家的制度が存在し、構成要素が半独立形態の巢箱になり始めている。混乱が増大する中で、君主制は眠れる力を復活させ、支配的な陽の勢力として再登場しなければならぬこと

は充分ありうることである。このような問題は、最後から二番目の章で、考察しなければならなくなるだろう。目下のところは、次のように述べれば十分である。すなわち、君主制の糸は、精神的中心という古来の特質とともに、是非存続させなければならず、君主制の糸は、進化があらゆる側面で要求する連続性の要素を提供するために、十分必要とされるであろう。

第八章 貨幣、土地および階級

——若干のユートピア的見解

経済学のような主題に取り組む時、私は大変向こう見ずの罪を犯していることをよく理解している。私は成長を遂げたこの学術的な科学における訓練を受けていないし、経済学については無知に等しい。さらに悪いことに、私は金銭を信じない異端者である。私立上級小学校 (preparatory school) の十一歳くらいの生徒であつたころ、私は、金銭は人間社会にとって本質的なものではないという提案をした。友人にとつては、この提案は全くのナンセンスであつた。彼らはこの考えを受け入れることを拒否した。彼らにとつては、金銭は明らかに人生に不可欠なものであつた。しかし永く生きれば生きるほど、私の疑問は増大するのである。

経済学は道徳と様々な点で密接に結びついているので、ここ

で主題に入っていくことが必要である。廣池はこの主題については全くの伝統主義者である。彼は資本主義を是認し、社会主義や共産主義は非難するが、一方で儒教的君子が単なる富を軽蔑するのを承認する。彼にとっては、富は名誉ある手段で獲得されれば高潔なものとなり、富について思い煩う必要はない。通常、儒教的君子の見解は伝統的な英国紳士の見解とほとんど同じであり、彼らにとって、金銭のような下賤な話題を晩餐会の席上で持ち出すことは最悪の無作法であるとされていた。裕福な人がこのような態度をとることはきわめて好ましく、私も次のようなことを強く意識している。つまり、私は比較的に言って、自分を裕福の範疇に位置づけることはなかったが、経済的な必要の差し迫った危機を感じることは決してなかったのだ、裸足の子供の権利を主張し、物質的不平等という不正義に対する燃えるような怒りに動かされている人々から見れば、私は何も語る資格はないに違いないと思うのである。それにもかかわらず、経済について語ろうと思う。

それにしても何というシステムなのだろう、あるいはシステムの欠如なのだろう。現在、そのシステムの下で暮らす人すべてに相当な供給ができる世界なのに、大多数は貧しい暮らしを送っている。より裕福な層の人々は、自分の所有に満足せず、ほとんどがより多くの所有を絶えず追求している。適度な分を遙かに越える物を所有する者がおり、無責任に富を所有してい

る。巨大な数の人々が、極めて過剰な武器の山を築くような破壊的な活動に従事している。さらに多くの人々が不要な仕事に就き、銀行、建設会社、私営馬券売り場、その他の金融機関で働き、数字を巧みに操り、紙くず以外何も生み出していない。巨大な浪費が進み、ゴミの山が危険なほどに蓄積されている。世界の資源が驚くべき速度で浪費され、多くの生物種が、動物も植物も、絶滅しつつある。組織に従事する人々は、特定の病根の部分的療法を探求するが、全体の事物を統合する方法についての考えを持ち合わせている人はほとんど居ない。起こっていることといえば、どんどん機能しなくなる装置を動かそうとする努力にすぎない。

このことは特定の個人の過失ではない。我々はすべて混乱の中に生まれ、我々の貧弱な知性は進むべき道を示せないでいる。人間組織を意のままに取り扱える手段に造り変えようとすることに伴う混乱について考察するだけでは、誰もその試みに立ち向かうことのできないような問題を生み出す。資本主義も社会主義も共産主義もすべて、数々の点で効果はない。これらはすべて、時に高度な理想を伴うこともあるが、エゴイズムによって墮落し、圧制を生み出すのである。

何らかの真の改善をもたらす条件は、廣池の権利に対する義務先行の原理を採用することであり、主要な義務は世界中の誰もが貧困を被らないよう保障することだと理解することであ

る。このような意味において、与えることは受け取るよりも幸せなことである。我々が、全体の利益のための適切な生活計画を実行しようとする決意からではなく、自分自身（特定の帰属階層を含む）が獲得できるものの計算によって行動する限り、困難の解決に着手することすらできないであろう。

主要な問題は、「金銭」への囚われにあり、その囚われは実態のないものである。そこで私は、金銭の起源と発達について振り返っておかなければならない。

原始時代には貨幣は存在しなかった。小さな共同体がそれぞれ自給自足し、狩猟や漁労や収集で獲得したものを分かち合っている、住居や道具や衣服を作っていた。身近なところでは手に入らないちよつとした贅沢品が必要になれば、今日でもオーストラリアの原住民がしているように、外に出かけて手に入れなければならなかった。オーストラリアの原住民は、身体を彩るのに必要な赤色黄粘土を収集するために部隊を遠方に派遣し、収集者たちはその途中で歓待してくれた部族にはお返しに少々分け前を与えることもある。ここに物々交換の芽生えを見ることがができる。通商と産業は、定住の進んだ新石器時代に始まったようである。我々はこれをノーフォーク州ブランドンのグライムズ墓所 (Grimes Graves) に見ることができると。ここでは既に述べたように、火打ち道具の生産が組織的に行われていた。北ウェールズから出土した石斧は、既設の通商路に沿っ

て、チェシャー州 (Cheshire) やイングランド北部に広く分布していた。これらはすべて定期的な物々交換が行われていたことを示しているが、まだ貨幣は存在しなかった。青銅時代になると規格化された希少金属片が一種の初期通貨となった。たとえば旧約聖書はシケル銀貨についてしばしば言及している。しかし支払いが物納で行われることが多かった。たとえば紀元前二〇〇〇年頃のバビロン (Babylon) のハムラビ法典 (the code of Hammurabi) においては、地代は土地の生産力に比例して支払われたり、シケルで支払われたりしたが、損害賠償額はシケルによる算定に限定されていたことが分かる。初期ローマ共和国においては、購入のための支払いは、青銅か鉄の塊や板を秤にかけるという驚くほど不便なシステムで行われ、目方を量る際はすべて成年市民よりなる五人の証人が立ち会うことになっていた。我々の知る鑄造貨幣は、比較的最近の発明であり、紀元前七世紀にリディア (Lydia) から由来したものと考えられる。これは規格化された小さな貴金属片であり、支配者がサイズを保証した印を刻印したものであり、目方を量る必要のないものであった。金属に価値があったのである。

貨幣制度は閉鎖的で余り広範囲でない経済制度では十分機能したが、互恵的な通商が行われていない国際間の売買ではそれほどうまく機能しなかった。ローマ帝国の財政破綻の原因の一つは、裕福なローマ人たちが、東洋からの絹や胡椒といった贅

沢品を飽くことなく求め続けたことであつたと考えられている。このことは、入手可能な金かなりの割合でインドやアジア諸国に流出し、ヨーロッパに貧困をもたらすことになつた。注目すべきは、後にヨーロッパによるインドの搾取と呼ばれたことと正反対の現象であり、その時は金の流れが逆方向であつた。スペインが新しく発見された中南米文明から金銀を大量に篡奪するまで、ヨーロッパは真に復権することはなかつたが、その時これらの貴金属が大量に出回つて値を下げ、十六世紀にはインフレが起こることとなつた。

必ずしも硬貨で支払う必要はないと考えられるようになってきた。多くの場合、負債額を文書で認証すればそれでうまく行くようになった。こうして銀行券や小切手や為替証書が登場したが、それらは初めのうちは、必要なら紙幣と交換するだけの金が入手可能であるという理論に基づいていた。紙幣が金と交換できなくなつたとき、虚構ゲーム (the game of make-belief) の最終段階がやつてきた。その時以来、紙幣は誰が発行しても信用できるという信念や幻想以外に、紙幣を支えるものがなくなつた。国家の通貨が関係しているところでは、その信念の強弱の揺れが交換レートの変動をもたらす。すべては心の現象 (in mind) なのである。

金を紙幣に置き換えるだけではすまなくなつた。銀や銅のよ

うな価値の少ない硬貨も同じ扱いを受けた。このような硬貨は永い間、容積を確保するために卑金属と混ぜ合わせるという定期的な不正にさらされることとなつた。しかしこの不正が制度化され、今日では、かつて硬貨であつたものが単なる代用貨幣となり、価値のない金属片そのものが表示価格の価値を持つようになったのである。

事実上、我々が所有しているのは、もはや貨幣でも硬貨でもなく、見せかけを織り合わせた大量の織物シリーズに過ぎない。その織物は、いかにも堂々とした機関や、専門家然とした自信家の役人によって支持されたものである。その空想をあえて吹き消そうとするものはいない。現実的な目的のためには、人は貨幣がまだ現存するかのように行動し続けなければならないが、それは夢に過ぎないと基本的には了解している。人々がいまだ半ば信じている貨幣の価値はどんどん下落し、こうして貨幣に対する需要は増大し、その結果、供給が増えるのである。我々の貨幣は、持ち続けていると枯葉になってしまう民話の妖精の金のようなものである。

貨幣の観念に対する狂気じみた執着は、非常に深刻な結果をもたらす。つまりあらゆる物価の着実な高騰をもたらし、生産組織全体を徐々に破壊する。すべてのものが紙面上の利益を上げることによって正当化されるべきだとすれば、一般人の関心にとつてはなんら利益にならない基幹設備は、存続できないものと判断され閉鎖されてしまう。鉄道は徐々に分断され、学

校、病院、高齢者住宅や障害者住宅、刑務所、鋼鉄等の基幹産業は、廃れて棄却されるか、粗雑な運営に委ねられる。そして何千という人々が職を失い、かろうじて生き延びた人々の重荷になる。他方では、貨幣制度を操る人や、重要性は低いが大利益を生む物品の生産者が過度に栄えるのである。技術的業績が巨大な能力を発揮してしまえば、その潜在力は働く余地がなくなってしまう。収益動機が存続する限り、資本主義者の自由企業体制であろうと社会主義者・共産主義者の国家所有体制であろうと、ほとんど差異はない。事実、国有企業であろうと大私企業であろうと、事業が大きくなればなるほど、財政的な窮地に陥る可能性も大きくなる。そして天秤にかければ、社会主義制度のリスクが最も大きく、最も非能率となる傾向がある。

高利貸しに対する聖書の警告を人々が無視するようになって、状況はさらに悪くなる。中世の英国においては、利子を取って金を貸すことは、聖職上の違反とされ、教会裁判所の審理に付すこともできた。金貸しを厳禁することはおそらく不可能な理想であったので、ユダヤ人を使うことによつてたくみに問題が回避された。ユダヤ人の宗教は、彼ら自身の間で金貸しをするにはさらに厳しく禁ずるものであったが、異教徒から利子をとることは許容していた。したがって彼らは、不信仰のキリスト教徒から利益を得たのである。ユダヤ人が十三世紀の終

わりに放逐されると、ラングドック (Languedoc) 「訳注：フランス南部の旧州」やイタリアを中心とする海外からの銀行業者がユダヤ人にとつて代わつた。彼らはキリスト教徒であったが、おそらく英国人の島国根性は、このような外国人の魂を救うに値しないものとみなしたのであろう。さらに彼らは、国王の庇護の下に行動した。金貸しが解禁されたのは十六世紀であったが、金貸しは依然として疑惑の目で見られ、利率はコントロールされていた。徐々に規制が緩和され、人々の貪欲への衝動が解き放たれた。その帰結は、私の生存中でさえ、劇的なものであった。私の青年時代には、五パーセントの利率は正常であり、四パーセントは低かったが許容範囲であり、六パーセントとなると高すぎるのではないかと疑われ、特別な正当化が必要であった。今日では正常な利率は約一五パーセントとなり、二〇パーセントか、それ以上を要求してもあまり抗議の声は起らない。このことは今日では恥ずべきことではないと考えられている。政府がそれを支持し、貨幣制度が利率の低下を妨げていると託っている。銀行業者その他の金融業者の儲けは大きく、企業は窒息し、貧困層は需要の増大に対応できるだけの賃金の上昇を要求するのである。こうして貨幣制度はますます破綻へと追い込まれる。高利貸しに反対する道徳的規則の軽視は天罰を招来するのである。

さて天国について人々がどのような考えをもつにせよ、そこ

では貨幣が必要だと思う人はいない。あの世で貨幣が用いられたのは、中世の地獄だけであって、地獄で用いられたのは赤熱の貨幣であり、高利貸しの魂を拷問にかけるものであった。したがって貨幣は、人類の原型の間では見出せないものである。もしそこに貨幣があったとすれば、霊的硬貨 (spiritual coinage) の精神的イメージ (a mental image) を創造したに相違ない。貨幣は単に、新石器時代、あるいは最初の原子爆弾の爆発によって数年前に終息した農耕時代の特色に過ぎない。いまや肉体労働のほとんどが、楽しみのために行われる以外は、機械によって成し遂げられる時代が明けつつある。そして人間の物質的な必要品は、大部分の人々によって供給され、大多数の人々を解放して知的、美的、精神的努力に向かわせる。これらの努力は、今日我々がはじめて創造主の計画と見なすことができるようになったものに沿って、人類を向上させるために不可欠なものとなるであろう。しかしこのことは、科学技術の進歩と共に少なくなる肉体的労働に従事して報われる人々は少数であり、大多数の人間はそれ以外の報われない労働者であるのみならず限りは不可能であろう。この新しい状況に対処するには、何か全く異なった装置が考案されなくてはならないだろう。

唯一の解決策は、仕事を利益から切り離すことのように思われる。供給があるところに需要は生れる。間違っているのは、

金融組織の結果として生じる分配であり、しかもその分配が紙面上の利益を得ようとする幻想上の必要に基づいていることである。その気さえあれば、そして誰も経済的な見返りを思い煩う必要がないとすれば、物事はうまく運ぶであろう。このことは、今世紀の二つの世界大戦中に起こった事によって明らかである。軍事的な考慮がすべてのことに優先された。必要があればいろんな事業が遂行され、支払いは延期され、巨大な負債が蓄積されたが、非常時には誰も気にならなかった。その結果、膨大な科学技術の進歩がもたらされた。それは不必要な金融措置のゆがみに過ぎず、清算の時が訪れると世界を混乱に陥れ、最も熱心に働いた人々が最大の負債者となった。もし我々が貨幣の考えを忘れて必要なことを成すことに専念しさえすれば、我々の制度は、進歩を抑制している手かせ足かせから開放されるであろう。

おそらく、このような考え方は実行不可能であると、読者は言うだろう。我々が既存の見解を保持する限り、その通りである。しかしもし、今日もなお多くの人々にとって必要な動機となる名誉と信望の制度に支えられて、人々が働く満足のために働き、さらに生存手段が自由に分配され基本的な便宜が自由に与えられて、経済的需要が満たされるのであれば、このような考え方もそれほどばかげているとは言えないだろう。これは社会主義でも共産主義でもないだろう。個人の自発性が保持さ

れ、計画的熟慮に基づいて新しい発展のための物質的手段が無償で提供され、その見返りに、できればのよい仕事に満足でき、合理的なライフスタイルが提供され、おそらく合理的な贅沢の獲得以上のものが信望と言う形で招来するであろう。ここで強調されるのは、利益ではなく名誉であり、平均以上のライフスタイルは、会計上の冒険以上の、例外的な特典にもとづくものとなるだろう。

しかし長く根付いた習慣から人を振り払うには、原爆以上のものが必要である。私はかつて無知にも、広島と長崎の破壊によって、戦争はもはや不可能で、事態はほかの方法で統制されなければならぬという理解がひろく一般に広まるだろうと考えていた。そのようなことは何も起こらなかった。原爆は官僚機構に吸い取られ、物事は以前と同じように進行し、恐怖の増大のみが残った。そしてこの恐怖と共に、目前にはない惨事があれこれと吹聴されるのである。私はいつも、愛すべき聖職者、クーパー (William Cowper) の次のような賛美歌を聴くとぞっとするのである。それは荘重な響きで始まり、恐ろしい言葉で終わる。

おう、天よ裂けよ、直ちに降り来たって、

(Oh, rend the heavens, come quickly down,)

千人の心を己がものとせよ。

(And make a thousand hearts thine own)

わざとらしい感傷にもかかわらず、ここには冷酷な真実の要素が含まれている。たとえ天が裂けて主が降り来っても、せいぜい効果は千人の心に限定されているのである。四十何億かの人口からすれば、それはおおよそ全体の〇・〇〇〇〇二五パーセントを代表するに過ぎず、残りの人々は修復について議論し、国家の責任について論争し始めるのである。したがって我々は、単なる言葉や警告は即効性をもつなどと思わないようにしよう。言葉や警告は、ひろく一般の人々の意識の中にゆくりと浸透するだけである。そうしている間に、政治家は長期的な解決は怠惰な空想として都合よく退けるのである。もちろんこれは、無為の危険を和らげることにはならない。われわれは前方に惨事が見えているのに、危機に瀕するまで歩み続け、最後の瞬間には我々を救うためにいずれ何かが起こるだろうという希望を失っていくのである。

唯一実行可能な道行きは、道徳原理や究極的価値についてできる限り大きな声で語り、理想的な未来像をよく心に留めておくことである。そして最悪の不都合を軽減するためにできることを、時が来れば行うことである。

ここに金融事象の秩序に関する別の管見がある。それは最近、パンニカー (Rainundo Panikar) 教授によって明らかに

されたものである。『テイヤール・レビュール (Teilhard Review)』百年記念一九八一年特集号に掲載された「歴史は人類の尺度か？」という記事の中で、彼は「今日でもなお、北東インドのナーガ国 (Nagaland) に住む諸部族の間では、米は販売されない。つまり読者は、生活の基本的ニーズについて憶測する必要はない。生活ニーズは、市場価値ではなく人間的価値をもつのである」と書いている。そして「基礎的な人間的ニーズは、経済の領域外に置かれるべきである」との意見を述べている。世界はナーガ族 (the Nagas) から学ぶ必要があるかもしれない。しかしそのプロセスは厳しく長いであろう。

このように我々は、通貨問題を絶望に近い状態に放置している。我々が今日彷徨っているジャングルから抜け出すには、多くの聡明で影響力のある頭脳が長期にわたって研究し続ける必要があるだろう。

他の形の資産については、事情は異なる。幻想の度合いは、ほとんどの物質界に付随する幻想ほど大きくはない。所有権は世間一般の意見が考えているようなものとはまったく別物である。というのは、我々はある物体についての自己の人權 (human rights) を所有することができるとのみであり、ある意味では、物自体は所有できない。たとえば、私の時計は私の物であり私だけの物であるということではある。しかし時計の構造や働きを支配している法則は、神に依存する一般物理法則で

あり、たまたま私が非凡な超能力を持ち合わせるのだから、その法則に干渉することはできない。そしてもし時計を無防備のまま広場に放置するとすれば、コクマルガラスが盗みの法則を犯すことなく、時計を捕って飛び去ってしまうかもしれない。なぜなら鳥は、人間の資産制度とは無関係なところで行動するからである。

土地の所有権はさらに制約されたものである。私の土地に関する権利は他人の要求が及ばない居住権に過ぎず、計画法が正當に発達するにしたがって、徐々に制約を受けるようになる。私は地方行政当局の同意なく土地に建物を建造してはならない。私はその同意を無視して有害な雑草の種が近隣を荒らすようなことはしないだろう。ある種の鉱物は国王 (the Crown) に属している。私は水流を遮って穴を掘ってはならない。多数の公共目的のいずれかのために土地を収用されるかもしれない。保護種に属する植物や動物群があれば、それを侵害してはならない。もし私が借用期間を設定していれば、おそらく法律は借地人に移動を命じることはないだろう。しかしながら、その他の権利は実質的なものであり、真の資産としての資格をもつ。会社の株式や特許や著作権のような協定的資産 (conventional property) にも、同様だが一般的に適用される。その場合、資産は他人の行為を規制するところに存在する。しかし協定的資産は一般に通貨制度と密接に結びついてい

るので、通貨制度の非実在性の度合いと連動するのである。

このような資産の所有権には、道徳的に悪い点は何もない。しかし道徳原理が非常に大きく作用するのは、所有権が獲得される手段や、所有権が適用される用途、そして所有権を譲渡する方法との関係においてである。人が有効に管理できないほど多くの資産を所有することも、道徳的によくないことかもしれない。所有権は、賢明な資産管理に関する相互的義務（reciprocal duty of wise stewardship）〔訳注：stewardは執事、財産管理人。stewardshipは広い意味の資産の管理を委ねられた者の責任とも言えるだろう。最近では、リーマン・ショック以降、金融機関による投資先企業の経営監視などの企業統治への取り組みを指し、受託者責任の意味で用いられ、スチュアードシップという言葉がそのまま使われている〕を伴ってバランスの取れたものになる。したがって人の向上や喜びを意図した事物が循環しなかったり、死蔵されたり、隠匿されるのは、よくないことに違いない。古い巨匠の絵画を買い上げ、盗難やインフレ予防のための安全な担保としてそれらを備蓄しておくのは、固有の権利（birthright）の一部を人類（humanity）から奪うことになる。同じことが、宝石や書籍、そしてその他、個人的な使用や楽しみの必要を超えて獲得された有形物についてもいえる。

再度述べるが、土地は特別な事例に属する。自分が住む家を所有することが道徳的に悪でないことは明白である。自分が働

き管理する農場や森を所有することも、その土地を搾取するのではない限り、悪でないといえる。農地や都会の地所を所有して借用到に貸し出すのも、この種の資産を単なる利益の財源とみなすのではなく、貸し出された下位資産を確実に調和のとれた使用方法で管理するなら、メリットがあるといえよう。大きな単位の資産を慈善的に管理するのは、管理できない細切れの個人の所有を増やすより、客観的に見て望ましいであろう。個人はすべて長期的な損害を顧みず、可能なものはすべて搾取しようとする傾向があるからである。他方、行き過ぎた所有は独占的な性格を帯び、人々から誠実で品位のある暮らしをする機会を奪い、現住する借用到者に対する圧力となるだろう。インドのような国では、一人の所有者が持てる面積を制限してきたが、それはこのような理由によることは疑いない。英国で大規模な地所を経営する方法をいくらか知るようになって、私は次のような見解に傾いている。すなわち大規模な地所が、賢明な経営の伝統を持つ家族に所有される限り、その地所は全体として公益に資するということである。しかしその地所が株主に配当を提供することを主な目的とする公的会社の保有する地所である場合は、大幅な制限が存在する。もし金銭についての幻想が消滅し、したがって賃貸料が意味を持たなくなれば、資源保護と改善のコーディネーターとしての地主の機能は、称賛に値するものとなりうるであろう。

同様に、生産的操業に従事する商社の株式を所有することは、その会社の経営に対する責任を引き受け、その会社の活動に何らかの形で参加するのであれば、道徳的に健全なことと思われるであろう。株式を単に配当のために保持することにも、金銭の操作に専念する会社にも価値はないように思われる。改めて、もし収益動機が克服されれば、単なる投資家が介在する余地はなくなり、積極的に関与する株主は重要な要素となるであろう。

これら全ての事例においては、資産管理責任 (stewardship) が重視されていることが分かるだろう。所有権は無責任に行使されれば破壊的となるが、生産物の価値を保存し向上させ維持しようとする衝動によって行使されるのであれば有益なものとなる。私は、無責任な以前の土地所有者に会ったことがある。彼は家族の邸宅と地所を売り払い、売却益を投資に回し、ロンドンのフラットに移り住んでしまったのである。彼の印象は非常に哀れを誘うものであった。彼の主要な関心事は国債の値段に移ってしまい、実質的な役割を果たせなくなってしまった。このような人にとっての救済策は、共同社会にとって有益な何か新しい形の活動、つまり彼の以前の地所が象徴する資産が再び生産的な用途に振り向けられるような活動に取り組むこと以外にはありえない。

社会主義者や共産主義者の国有の観念が破綻をきたすのは、

まさにこの点にある。過酷な地主や企業経営者を憎み、借地人や被雇用者を利する目的で彼らを追い落とすことは容易であるが、その救済策は実際には機能しない。妥当な打開策は、地主や雇用者を改心させ、公共善に対する責任を忠実に引き受けるようにさせることである。集産化に代わる別の選択肢は、官僚集団を形成し、官僚一人ひとりを個別の仕事に従事させ、その仕事は上級官僚で構成される委員会の不透明な領域に埋没してしまうようにして、個人に実質的な責任を与えないことである。管理機構が非常に複雑になるので、挫折を来たさざるをえず、関係の疎遠な経済部門には惨憺たる結果がついてまわり、誰も自ら進んで改善しようとしなくなる。故ラワリーズ教授は、何年か前に、ブルガリアの状況についてよく語ってくれた。そこでは土地が国有化され集産化されたが、個々の小作農家は半分の時間は集団農場のために捧げながら、二・五エーカー程の土地を個人的に利用することが許されるという例外が認められることとなった。その結果、国の八〇パーセントの農産物は、午後に働く小作農によって収穫され、はるかに大規模な集団農場からの収穫は二〇パーセントに過ぎなかった。集団農場の経営は非常に非効率であったので、農夫は午前中にはほとんど何もせずに過ごし、しかも怠惰のまままで報酬を得ていた。彼らは当然、この制度に満足していた。どのみち最善を得ることができたからである。しかし彼らは、共産主義の成功ではな

く失敗の証明者であった。

ここで再び進化的スパイラルに言及しておこう。出発点は原住民の実用的共産主義である。原住民はまだ財産の観念を獲得しておらず、経済的必要から彼らは、狩猟と食物収集の収益を共有しなければならなかった。次に、拡大する部族相互間の圧力から生れた部族的所有の段階に移行する。次に現われるのが、個人の代表者が継承する家族的所有であり、代表者は誰も家族の絆を断ち切る力を持ち合わせていなかった。この次に発達してくるのが個人的所有であり、言い換えれば君主制における絶対主義の段階であって、ここでは個人が自分勝手なことができ、ついには個人の死後の財産処分を指示することさえ許されるようになり、その影響が数世代に及ぶことがありえた。(iii)スコットランド高地 (Scottish Highlands) の悲劇があると見てよいであろう。高地スコットランド人の部族は、土地の部族的所有の段階に達していたが、低地スコットランド人 (Lowlands Scots) の法律家が、部族的所有の考え方を知らずに、より後期の段階の自分たちの絶対的所有権の規定を適用し、絶対的所有権を氏族の首領に与え、同氏族の下位の人々を追い立て可能な借地人の地位におとしめ、十八世紀の非道な人口減少への道を開くことになった。) しかしこのことは、進化的スパイラルの対極を表すものであった。絶対的権利は、「継承譲与 (settlements)」と命名されるものによって死後にまで

影響を与えるほど効果的なものであり、あまりにも硬直した体系を生み出すように思われたので、法律家が先ずその権利を削減し始めた。スコットランドでは導入されなかったが、イングランドとウェールズでは、「永代所有権阻止規則 (Rule against Perpetuities)」が導入され、その規則は、証書や遺言に基づく継承贈与を、個人の生涯または複数世代の期限に限定し、前世代の死後二十一年余りとした。二十一年というのは、現存世代の最後の人の死の前後に生れた少数の子供を含むように企図されたものである。

受託の原理 (The principle of trusteeship) が認められるようになってきた。この原理のもとでは、人々は他者のために、あるいは自他のために財産を所有してもよく、それに伴う権利と義務を引き受けることが求められる。この発想は力動的で、過去七世紀の間に非常に発達した。受託は、一人以上の人が関り合う状況に固有なものと考えられるようになった。この発想は、これまでのところ初歩的發展に止まっているが、全ての所有者が、ある意味で自己自身と共同社会にとつての受託者となされる段階にまで到達し、受託者の権利は増大していく。所有者は財産を管理し利益の分け前に預かる財産管理者 (steward) となるが、徐々に国家的遺産とみられるようなものを毀損しないよう自制するようになる。次の段階は当然、公共の利益に国際的な風味を付与し、人類全体の資産管理責任

(stewardship)を生み出すことである。最終的には、人々は既に、資産は単に人類の所有物に止まらず、神の目的に適うよう設計された森羅万象の所有物であると理解する要素を見ることが出来る。このように我々はスパイラルの全回転点、つまり原始的な無所有状態の真上に位置する地点であり、中間段階についての情報を備えたより高次の地点に到達する。このような見地から見れば、集産化のための厄介な官僚機構は、不適切なものであり、死に至る進化的逸脱であることが容易に分かるであろう。資産管理責任はよく生き残るであろう。

伝統の原理は事実上、(非金銭的な種類の)資産が相続できるものであることを要求する。地所や家業の最善の資産管理者は、創業者の子孫であろう。彼らは成長して家業を継ぎ、一定期間、あるいは仕事に従事する生涯にわたって、後見人に指名される人よりも、はるかに大きな個人的利益を受け取るであろう。このことは安定性をもたらし、人類共通の感情にも合致する。この原理は、家族・家庭に適用するときのように強力である。人々はルーツを必要とし、ルーツは一箇所に定住することによって強化され、家族の遺品や所有物を相続することによって強化される。しかしながら、世代を重ねるに従って過度な蓄積が行われないように警戒すべきである。なぜなら過度な蓄積は個人的な支配を弱体化させるばかりでなく、望ましくない独占や寡占をもたらし、恵まれない人々のフラストレーションを

招来することになるからである。相続税に似たものが必要であるが、それは個別に適用されるべきものであって、適用逃れを防ぐ効力を備えたものではあるが、基本財産の解体につながるようなようにすべきである。夫と妻をほとんど排他的な家族構成員として扱い、成年の子供たちに対する配慮を欠き、死去した配偶者の全財産か、とにかく相当の財産を遺族に与えるような配慮を欠く現代の傾向は、破壊的である。考慮する必要があるのは、祖先や子孫、時には傍系も含み、あらゆる親等や年齢からなる完全な家族複合体である。

上記に固有なことと言えば、経済的な事柄は、本質的包括的な計画的制御にしたがって個人的な規模で管理すべきであるが、(道路、鉄道、空路による)交通手段、排水設備、消防、基礎教育、病院、障害者施設のような公益事業は例外であるということである。製造業、農業、林業、不動産業等、最も広義の職業的サービスの通常過程は、資産管理責任の精神 (the spirit of stewardship) をもって統御する私的所有者の手に委ねるべきである。このことはパートナーシップや合理的な規模の会社を排除するものではない。ここではパートナーや役員が組織の事柄に積極的に参画できるからである。大規模な公共事業におけるように、必要な操業規模が大きくなればなるほど、操業者の数も増大する。しかしそこには、小規模な競争手を食い尽くし、場合によっては国家の権威に挑戦するような力さえ

獲得する巨大企業が入り込む余地を与えるべきではない。このような組織体は、内部に無駄の多い非効率な官僚組織を生み出し、そこでは手続きの迷路の中で責任が消滅してしまうのである。独占が公共の利益に資することはまれである。しかし科学的研究のようなものは、支配力を持たないボランティア協会が協働する小さな共同集団に任せておくのが最善であろう。宇宙探索のような巨大プロジェクトは高度な組織を要求するので、公共領域に位置づける必要があるだろう。

社会的流動性が伴わなければ、このような仕組みを思い描いても役に立たない。社会階級のようなものの存在を否定する根拠はない。魂は神の目から見れば全て等しく、個々の魂は等しく尊重されるべきものであるが、才能や教養や知性が人間的尺度において同等でないことは明白である。ある者は他の者より秀でてゐる。しかも能力は遺伝的意味において受け継がれる傾向にある。私は、才能に恵まれ教養の高い裕福な家族が、出処の卑しい女兒を養子に迎えた状況を思い出す。彼らは彼女に可能な限りの愛と愛情を注ぎ、全く家族の一員として扱い、あらゆる教育的便宜を与えた。しかしながら、彼女が成長すると、自分が養家の家族と同様ではないと気づいた。彼女は彼らの基準に達したいとの望みを抱くことができなかつた。彼らのあらゆる努力にもかかわらず、また悲しいことに、彼女は家族の輪から身を引き離し、馬小屋の階上の一室に住まうようになつ

た。これは極端な事例であるが、養育や環境によつては救済できない基本的な格差がありうることを示している。したがつて社会階層は存在し、概してより大きな能力の持ち主が階層の最上位に位置し、概して最小の能力の持ち主であり、底辺に居る人々へと、階層は下降していくのである。

このことが羨望や階級間の争いを生むことは、不自然なことではない。上層階級の中にはその地位に値しない人もおり、下層の人の中には、より高度な地位に相応しい能力を持つ人も居る。これらの例外が、制度全体が不公正であるという批判の根拠になつてゐる。他方、今日、時折起こつてゐるように、組織的肉体労働者が知的才能に優れた者よりはるかに大きな報酬を獲得する場合があります、不公正に対する逆の不平が存在する。長年の厳しい訓練を受け高度に熟練した専門家が、もし全ての経験を捨てて、自分の配下にある全従業員と合流すれば、儲けは更に大きくなるだろうと言ふのを聞くことがある。これもまた、明らかに不公正である。時折耳にする議論であるが、最も粗雑で不潔な仕事は、不快だからこそ最も高い報酬が与えられるべきだという議論は、支持できるものでないことは明らかである。その唯一の理由は、このような報酬は有能な人々に与えられるときほど役に立たないからである。そして有能な人々は、自ら広範な活動の場を開拓し、その才能を活かして相当裕福な経営をする責任感を持つてゐるからである。結局は、あら

ゆる人の魂が創造力によって人間の成しうる頂点にまで押し上げられた時に、階級が消滅することには疑いの余地はない。しかし期待できる完成度を達成するまでには、長い道のりが横たわっている。

そのためには何をなすべきか？ 階級制度が世襲的階級(caste)に凍結してしまわないように配慮することが、その答えであろう。世襲的階級制度は暴力的な社会革命をもたらすだけである。インドは厳格なカースト制度を備えた国の主な例である。個人は、恐らく前世で成し遂げたこと(attainments)に基づいて、現世の生涯を生れ落ちたカーストで過ごさなければならぬと、間違つて考えられている。これは今日でも多くのヒンズー教の思想家によって認識されているように、個人は出生によってではなく業績(achievement)によって自分のカーストを獲得するという初期の教説の曲解である。その初期の見解を修復することが不可欠である。この国(英国)では幸運なことに、このような硬直化は起こらなかった。階級意識の強かった中世でさえ、有能な少年は、通常は教会を介して、低い身分から国家の最高の公職にまで上り詰めることもあった。かの最も有能な行政官、ウォールゼイ枢機卿(Cardinal Wolsey)は、最近の事例である。他方、貴族や名門出身の子息は職業に従事することを妨げられることはなく、彼らの子孫の中には、徐々に平民大衆に下降していった者もある。ノルマン人の名字

(私の名字も含まれる)が、より等級の低い田園地帯や工業地帯の人々の間に普及していった事実が、その結果を示している。後になると、多くの一文無しの若者が、製造業や自由業を通して、高い地位を獲得するようになった。このように社会階級の上昇と下降が絶えず生起したことによって、国民に大きなエネルギーがもたらされ、他国で起こったような過剰な階級闘争を防止することとなった。このような特典はぜひとも保持しなければならぬが、それは主として、しかしそれに限るわけではないが、教育組織が誰に対してもはしごを上昇する道を確認実に提供し続けることによるのである。上昇への道を得ることのできた人々は、その機会を生かすであろう。そうでない人々は、人生行路が彼らにとつて有利になるまで、下層に止まることを甘受しなければならぬ。廣池が指摘するように、最高道徳を追求する道は誰にも開かれてはいるが、その道は困難である。

社会的流動性に関するこのような考察は、奇抜な行為(eccentricity)の必要性に道を開く。どのような社会組織も、批評家が口を挟む余地のないほど、完璧な規則や実践に縛られる必要はない。ましてや批評家が常に道徳の指針を墨守しなければならぬとすれば、その社会は異常である。社会には実験や意見の相違がなければならぬ。なぜなら実験や意見の相違は進化的な萌芽の働きといえるからである。このようにどの社

会組織も、向こう見ずな魂が安全に冒険を犯せるような、自由の縁取りを備えていなければならない。たしかに失敗や見当違いはよくあることだが、そのコストはたまに真の業績に恵まれることによって償われる。このようなコストを許容しないとこゝろに、社会主義や共産主義そして最悪の中世キリスト教会の独占的制度の失敗の特色がある。従来、個人の富は、ある程度、このような無謀領域に踏み込む自由を認めることによって、正当化されてきたのである。

これらの要求に応じるために、経済組織をどのように改造すべきかについては、まだ明示できない。国益の衝突や、架空の貨幣制度の競合は存在するが、人類的規模の計画が欠けている限り、進歩はほとんど期待できない。細部にわたる計画は、いつも不完全である。それは経験が要求する調整をすべて予知することは不可能だからである。それにもかかわらず、進化と道徳が要求する計画を大雑把に素描してみることは許されるであろう。その試みがいかに貧弱なものであっても、ユートピアを構想することは、たとえ批判や訂正の対象に過ぎないとしても、いつも有益である。もし前述の一般的な提案を実行に移せば、どのような事態が起こるかを見てみよう。

まず第一に、戦争の観念が放棄され、世界的規模の計画組織がその計画に応じるだけの力を持ち、貨幣制度とそれに付随する利益動機が廃止され、そして人類全体に必要な見合うものが

供給できると仮定してみよう。このことは万人の基礎的ニーズが同等であることを意味しない。食物や衣服や住居に関する必要品には、気候によって地域的な相違があることは明らかである。（たとえば私は、恒常的に熱い気候の南インドで暮らしていた時、ほかの土地で働くより熱心に働いたにもかかわらず、かなり少ない食物しか必要としないことに気づいた。）したがって生活水準は地域ごとに個別に確認する必要がある。主要な生活必需品、住居、旅行、教育、公共医療サービス、その他は、無料で供給される。基本的水準を越えるものはすべて、自前で稼ぐ必要があるが、子供、高齢者および精神的・身体的虚弱者は例外とする。余剰の所得は、成し遂げた仕事の量よりは真価に応じて、個人預金とし、何に使おうと自由に選択してよい。このような預金は他者に譲り渡すことはできず、死去とともに失効するのである。仕事は個人の特権であり、個人の選択や能力に応じるものであるが、若い時には、少々つらい形態の労働を成し遂げるための勤勉な徴用期間が必要かもしれない。

地域ベースで組織することが必要な社会福祉事業は別として、生産を管理する事業主は、個人であれ企業（一般に小規模がよい）であれ、完全な所有者というよりは財産管理者として職務に従事し、最低限の水準を下回れば降板するのがよいだろう。個人的な必要を上回る生産物は、測定可能なものである限り、地域社会の財産となり、社会の基礎的水準を維持すると共

に、個人預金制度で獲得できる贅沢を維持するために利用される。したがってそこには、賃金や取引上の支払いはなくなるだろう。拡大や新企画のための資材は、実験的なものは別として、有害なものを除く計画的制御の下で、共有の貯蓄から無料で供給される。しかし労働力の募集は、可能な限り個人の起業家の手に委ねるのがよく、起業家は、必要なら臨時企業雇用団の援助を受けることがあるが、それは最小限にとどめるのがよいだろう。

資産管理責任原理 (the stewardship principle) によって修正された財産所有権は尊重され、その交換は許され、家族内の相続は保証されるが、家系が断絶した時は、故人の財産は共有の貯蓄に移管され、補助金として利用される。通常の個人預金は別にして、空席の資産管理責任 (vacant stewardship) を再配分したり、付帯責任を伴う公共部門においては、事業に関する相続不可の擬似的資産管理責任 (non-heritable quasi-stewardships) を創設したりして、非凡な実力者に対する報奨制度を設けることができ、こうして社会的流動性を確保することができる。土地所有者は地所の管理権を保持し、優れた経営に対してクレジットを受け取ることはあるが、賃貸料は不可とする。(貨幣が存在しないのだから) 暴利や利子のようなものは許されない。地域的な災害や資源不足には、全般的な計画的制御の下で、外部から資産を移送することによって対応する

ことになるが、組織的な慈善事業は必要ないであろう。クレジットの規模は、基本的ニーズ以上の余剰金がどれだけ利用できるかによって絶えず見直す必要があるだろう。分配や発展を秩序正しく管理するためには、明らかに非常に大規模な計画組織がなければならぬが、今日、財政的・行政的活動に従事している人々の法外な数に比べればはるかに小さなものであるろう。

このような素描は、もし描かれた制度や類似のものが実現されたとしても、埋め合わせの必要なギャップに満ちていることに疑問の余地はない。そして私は、特定の制度の妥当性について、かなり疑問を持っている。しかしいずれにせよこのような制度は、生態系の要求に適合しようとする今日の本質的な枠組みの範囲内で、最大限の自由を確保すべきである。どの制度も、権利に対する義務先行の原理が欠けていけば機能しないであろう。基本的ニーズが供給されたことによる退職 (withdrawal) 反省と熟考と研究のための退職、あるいは人間を嫌悪しての退職には、寛容であるべきではあるが、単なる怠惰に対しては制裁を科すことが必要であろう。計画者の官僚的圧制は、活発な議会と公衆の批判によって防ぐことができるだろう。計画者が確実に利己的でなく献身的であるためには、彼らの物質的条件を一般の人々より幾分低めに抑制しておくべきである。彼らの目標は、禁欲的であることを名譽とし、過度な所有に汚染されないことである。計画者階級 (a planning

castle) の出現には警戒しなければならぬ。

私は預言者ではない。事実、私はかつてこのような活動に溺れていたことに対して、手厳しい精神的警告を受けたことがある。しかしながら、思索することは差し支えない。そして世界の発展が全く異なった進路を採ることになるとしても、少なくともこれらの提案のいくつかが、思考を深める材料を提供するものであつて欲しいと思う。確かなことは、事態は現在の形のまま長く続くことはありえず、何らかの代案を見出さなければならぬということである。その解答が何であれ、本質的なことは、新しい秩序は道徳の原理に基づくべきだと言ふことである。廣池の教説は、満足な基礎を提供してくれるように思われるし、日本の実業生活のある部門で実際に機能しているようである。しかしながら、夜明けを迎える新しい時代が、圧制と心ない集団の時代というよりは、社会的正義と平和の時代であるべきだとすれば、このことは、他の全ての事柄と同様に、変容を余儀なくされるであらう。

第九章 英国政体についての脅威

英国政体 (the British Constitution) は、最もすばらしい事柄の一つである。なぜなら、それが主として不文法であるからだけでなく、大幅に慣習 (convention) によって、法律 (law)

では承認されない仕方でも運用されているからである。実際、英国の慣習は、ほとんど法律と同様に重要であるが、法律にはなれない。なぜならば、慣習が法律となれば、それはもう慣習ではなくなるからである。さらに、いかなる裁判官も慣習は拘束力を持たないと言わざるをえない。というのは、法律は、明らかに慣習とはまったく別の体系を承認するものだからである。このことは、非難する意図で言うのではない。それどころか、この風変わりな虚構ゲーム (game of make-believe) は隠れた力となる。というのは、それは融通性に富み、また発展を促進し、いかなる法修正にも必ず伴うトラウマを避けることができるからである。それにもかかわらず、英国政体は、注意深く監視する必要のある脅威を孕んでいる。さもなければ、狡猾な逸脱が、意図的に、あるいは混乱に乗じて、少しずつ持ち込まれるからである。自由の代償は絶えざる警戒であるというのは真実であり、暗黙のコンセンサスに多くが依存するような場合には、警告が特に重要である。

まず、法律が制定する政体について簡単に見ておこう。そして、法律外の修正について検討することにしよう。検討に際しては、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、チャネル諸島、マン島に影響を与える特徴については、それらを軽視するわけではないが、ここでは立ち入らないつもりである。これらの地域は、英国を構成する要素であるが、イングランドの

歴史とはかなり異なった歴史をそれぞれが有している。大雑把に言って、同一の一般原則がそれらの地域にも適用されるのであって、それらの地域の特異性（それら自体は重要であり、大事にすべきであるが）に対して注意を喚起することによって、事態を複雑化する必要はない。

スタート地点を探索しようとすると、たちまち不明瞭さに直面する。基本的秩序の原初的狀態が見つからないのである。あらゆるものが徐々に成長してきたからである。大ブリテン島の主要部分がローマ帝国に併合されるまでの長い歴史は、我々の政体に明確な足跡を何も残していない。紀元後四一〇年、ホノリウス帝 (the Emperor Honorius) は、ブリテン島から来た使者たちに、軍団はすでに引き上げたので、今後、自身の手で自国を守らなければならないと言った。こうして、大ブリテン島は、ローマ帝国の一部であることをやめ、異教徒であるアングル人 (Angles)、サクソン人 (Saxons)、ジュート人 (Jutes) の迫りくる侵入の餌食となった。我々は、まず、イングランドが小さな独立王国 (ノーサンブリア、メルシア、イースト・アングリア、ウェセックス、エッセックス、サセックス、ケント) からなる七王国 (the Heptarchy) の集まりであったことに気付く。それぞれの王国は、自身の慣習法によって統治され、自由民が自ら地方議会において行政管理を行い、戦闘指導者タイプの国王たちが率いていた。その国王たちは、立法者である

ことはほとんどなく、違反に対する既存の刑罰目録を手直しする以上のことはしようとはしなかった。主導権はある王国から別の王国へとシフトした。ある時期にはノーサンブリアが指導者であったが、別の時期にはケントやメルシアが指導者になった。最終的には、ウェセックスが永続的な優位を確立し、その他の王国を州 (counties) の地位に追いやった。文化は、キリスト教が再び導入されることによって大幅に改善された。そのキリスト教は、部分的にはローマ教会、また、かなりの部分がケルト教会のスコットランド支部からもたらされ、最終的にローマの慣行が行き渡ったのはウイットビー会議 (the council of Whitby) の結果であった。その後、スカンジナビアからの侵入の波は、この国の一部に新しい法律と慣習をもたらし、また、北部帝国 (a Northern empire) に短期間併合されることもあったが、十一世紀半ばまでに、ウェセックス王室の支配下にあるサクソン王国 (Saxon kingdom) が認められるようになっていた。これは、中世封建制の半独立封土への分裂の兆候であった。

この脅威は、一〇六六年のノルマン人 (the Normans) の出現によって回避された。彼らは、征服によって支配したが、同時に自分たちの国王はサクソン王室 (the Saxon monarchy) の正当な継承者であると注意深く (一貫性にかける部分があったが) 主張した。彼らは、聖エドワード懺悔王 (the sainted

Edward the Confessor) の下で広く用いられていた法律を容認した。エドワード王は、重要な新しい法律を作ることにはせず、廣池が国家伝統 (the national ortholion) と呼んだであろうもののルーツとして受け入れられた。しかしながら、ノルマン人の支配は、サクソン人の支配とは非常に異なっていた。サクソン人の支配は弱く、ほとんど存在しないも同様の時期もあった。ノルマン人は、効率的な官僚によって管理される強力な中央集権的政府を樹立し、また、すべての自由民は、封建的紐帯における直属上司に対するだけでなく、国王 (the Crown) に対する直接的な忠誠を負うという重要な原則を要求した。ダラム (Durham) やチェンシャー (Cheshire) のような少数の周辺地域だけは例外で、半自治的な支配権が認められていた。それらの地域では、スコットランド人とウェールズ人による頻繁な侵入を防ぐために、現地の主導権を採用せざるを得なかったからである。結果的に、イングランドは、現代的な意味における国民国家 (a national state) として、非常に早い段階に出現したのである。

こうして強力で中央集権的な君主政体が生まれた。この君主政体は、憲章によって権利を定義し、諸事に関する行政的行為を独占した。またこの君主政体は、元来は、脆弱なサクソン賢人会議 (Saxon Witan) に由来する不明確な会議の助言をもって、最終的な立法的、司法的権威と見なしていた。この賢人会

議は、おおむね有力者の集まりと言ってよく、それは主要な貴族、聖職者および俗人ばかりではなく、指導的な王室の役員も含んだ集団であった。しかもメンバーは流動的で、特別重要な機会にはメンバーを増やすこともできた。

古い慣習法 (customary laws) と地方の共同裁判所 (communal courts) は残存していたが、その一部は、地方地主の封建的裁判所 (feudal courts) が加わることによって影が薄くなった。しかしノルマン人の王、さらにアンジュー人の (Angevin) 王たちが競争に参入し、上級ブランドの王家の正義 (royal justice) を売りこんだ。この王家の正義によって地方の裁判所は次第に重要性を失っていった。刑事上の司法権は、国王の平和 (the king's peace) という観念を拡張することによって獲得された。国王の平和とは元来、ほかの制約された平和が地方の集会と個々の地主によって維持されていた中で、とりわけ国王の住居内や主要な公道に関して強要できるような私的な種類の平和であった。最終的には、この国王の平和が王国全体に適用されるに至った。

このようにして国王は、正義の源泉とみなされるようになり、国王の権威は神に由来するものと考えられた。英国の法律 (English law) が元のサクソン王国の様々な法律を融合することによって長足の進歩を遂げた過程については、本書の範囲を越えている。司法行政のための効率的な組織を形成するには、

長時間、といってもそれほど長くはないが、を要する。十三世紀までには、職業的な裁判官がいた。彼らは、中央に座し、国王を周遊し、「巡回裁判 (eyres)」を行い、ここでは民事訴訟や刑事訴訟が処理 (try) して「公判 (trial)」という言葉を使うのは適切ではないだろう。というのは、事実に関する論争は、試罪法 (ordeals) 「訳注：中古チュートン民族間に行なわれた裁判法：過酷な試練に耐えたものを無罪とした」によってか、あるいは自己規制的陪審、および裁判官が最初に行う裁断 (verdict) によって決定されたからである) されただけでなく、地方行政執行システムも精査され管理された。このようにして国王の正義は普及した。しかしながら、国王は徐々に本人が司法的に行為する権限を失っていった。そしてジェームズ一世との論争の結果として、このことは、いまや、単なる慣習ではなくて、厳密な法律問題として捉えなければならぬ。

政府は、このように君主主義的でもあり、貴族主義的でもあった。しかしながら、貴族との間では頻繁なトラブルがあった。貴族は、国王が弱くなったときに強力な勢力として登場したのだ。それぞれの側が、国民全体の支援を必要とした。国民は、物事の運営に関わり始めていた。こうして、天才的革新としての議会 (parliament) が登場した。議会は、十三世紀終盤に発明され、十四世紀までには永続的な組織になっていた。それは、指導的要素としての国王、それと共に聖俗の貴族だけで

なく裁判官やもとの高官などの名士たちの集会、さらに州や主要な都市や町の代表らの集合体から構成されており、今日見るような、王 (Crown)、上院議員 (Lords)、下院議員 (Commons) の三部から構成されていた。この組織は、国の最高権威として承認されるようになった。最初は、主として、立法議会というよりもむしろ、最終の拠り所としての法律裁判所として機能した。というのは、当時は立法、司法、行政の各機能がほとんど区別されていなかったからである。その後徐々に、立法的側面が支配的になってきた。下院は、最初はいくぶんか控えめな構成要素であったが、政府の働きにとって必要な資金を生み出し確保する能力が高まるにつれ、重要度を増していった。

国王 (the king) は、自身が議会に溶け込み、幾分不明確な独自の立法機能を失い、勅令による法律の補足が徐々にできなくなっていくが、それでも巨大な権限を保持していた。国王はまだ、官僚をコントロールし、裁判官を任命し、軍隊を統率し、戦争と平和を宣言し、条約を締結し、日常の公的業務について責任を負っていた。国王は、直々に、あるいは自身の好みで任命した大臣を通して、効果的に振舞う支配者であった。国王が支配下に置かれたのは国の一般法 (the general law) のみであり、彼はその調停者ではあったが、この一般法には従属していた。さらに彼が支配されたのは議会であったが、その議会

は彼の決定によってのみ召集され、しかも彼は随意に議会を解散することができた。

このような制度は、EEC（欧州経済共同体）の加盟国が主権の一部を共同管理する法律に従っている限り、理論的には、今日でも、我々が保持しているシステムである。しかしながら慣習が、今日とは非常に異なった様相を生み出している。

その主要な慣習とは、国王（または女王）が国事を行う場合、大臣の助言に基づいてのみ行為し、大臣は王位に対してではなく、議会に対して責任を負うというものである。国王は、助言を求められ、大臣に助言することができ、彼の影響力は私的な効力しかなく、無視されることもある。したがって過ちが起きたときに、責められるのは大臣である。第二に国王は、議会の必要不可欠な構成要素ではあるが、上院と下院の双方によって可決された法案にも、場合によっては下院のみによって提案された法案にも、すべて承諾を拒否することはない。このことは、大臣の責任とはいささか異なるものである。というのは、議会は大臣の意思に反して行動する可能性があるからである。もともと、現在の政治状況では、こうしたことは頻繁には起こらない。第三に、国王は、自身に期待される莊嚴さを維持できる程度の年々の交付金と引き換えに、即位直後に、自身が直轄する広大な領地のわずかな私的部分を除くすべての管理権と利益を議会に移譲する。こうして国王は、権限委譲によ

ってのみ支配し、自身の不動産のうち、私的な権限で所有することが認められた部分についてのみ管理するにすぎない。議会は、効果的な支配者を創出し、少なくとも理論的には、支配者を制御するのである。現在では、立法により大臣に対して数多くの権限が委譲されている。たとえば、「国務長官（the Secretary of State）」（このような概念がいくつもあるため特定しがたい）がそうである。したがって王位の機能は、よりいっそう迂遠なものになっている。

このシステムの登場は、最高度に進化を遂げたものであり、自然生物学の道筋を反映している。停滞期もあれば、新たな成長期もあり、機が熟したときに古い組織を新しい目的に適應させ、発展の主流から外れた特長は徐々に退化していくのである。この過程のまっすぐな糸、すなわち伝統は王位であり、新鮮な進化的発芽が生まれる歴史を貫いて生産的な機能を果たす。時として若葉が非常に旺盛に育ち、その根元を見えなくしまうほどであるが、議会政治にも同様のことが起こった。しかし、その糸は残っているのであって、秋が到来して、その時期に優勢な形のものに遭遇すれば、活動の新たな爆発を誘発する可能性を秘めているのである。たとえば、君主制の機能の一部あるいはほとんどが、一時的に形式的で空虚に見えるとしても、君主制およびその機能のすべてを維持することが必要不可欠であるのは、このためである。それらは、おそらく休眠中かもし

れないが、後の適応性のある成長のための萌芽や蓄を孕んでいるのである。

圧力が増大しつつある今日、議会制度が崩壊する可能性を想像することはありえないことではない。議会制度の崩壊が起こりうるとすれば、その原因は、現在の外見上の統一を破壊する地方分権主義の増大か、政党制度の硬直性か、完全な行詰りを生む社会紛争か、あるいは常に大きく財政に依存する議会の制御が瓦解するような状況にまで至る経済的混乱かのいずれかであろう。いずれのケースにおいても、さらに別のケースもあるかもしれないが、王 (the Crown) が個人的な支配権を再び掌握し、休止中の慣例を復活させることが必要となるに違いない。そして、衰退した將軍職を廃止した日本の明治天皇のように、新時代の統治を創始する必要がある。新しい統治はもちろん、やがて洗練された統治形態と慣習を創出することになる。(興味深いことに、私は、数年前、夢の中でこのことが起こるのを体験した。次々と話が展開する中、ロンドンで、女王が社会の中の安定要素の代表者として急遽集められた非政治的な人々の集まりに対して、個人的支配の再開を宣言するという大混乱が起こり、アーサー王伝説を思わせるような新たな組織ができ始めるといふ内紛状態が起こったのである。私は、そうしたことが現実にならないことを願うが、その危険性と起こりうる結果ははっきりと示されていた。) とにかく、王位は、個

人的・集団的な軍事政権や独裁政権といったものに対する防衛装置となることは確かである。このような軍事政権や独裁政権は、現代における世界の他の地域の不幸な特徴である。

上記の段落はつまらない幻想の寄せ集めにすぎないと、読者は言うかもしれない。確かにそうかもしれないし、私もそう思いたい。だが、最近になって一部公表された、核のホロコーストの影響に対処する政府のおぞましい計画については、どうであろうか？ 特定の人々が、法の支配とは無関係に、また議会のコントロールなしに、生殺与奪の武力で武装すべきであると考えられているようである。崩壊は予測済みことである。ホワイトホールのどこかにはある計画が現に存在する。そして少数の者でも生き延びてその計画が実施されないよう心を砕くという事実はどこにもない。不可避の状況は、もし議会が機能を失い、そして少なくとも少数の生存者がいるのであれば、何らかの権威が行使されなければならないということである。もし革命が完了して我々は新石器時代前の起源からやり直すのではないとしたら、国王の権威のみがそれに相応しいであろう。

政体における王位の位置を強調することは、おそらく冗長すぎて飽きがくるかもしれないが、必要である。なぜなら、王位は心理学者のユングが「原型 (archetype)」と呼ぶところのものであるからである。原型は、潜在意識 (the subconscious) の奥深いところにある象徴的な表象 (symbolic figure) であ

る。それは、私たちの思考様式、私たちの見解、私たちの行動に影響を及ぼす。ユング自身は、個人に影響を与える原型を取り扱った。たとえば、アニマ (anima) (男性内の女性的なもの)、魔女、老賢人、奇跡的児童などである。しかし、個人を超えたところには集合的無意識 (the collective unconscious) が存在する。その表象は共同体の思想と行為の背後に横たわっている。たとえば、さまざまな奇妙な形態をとって現れる母なる大地、豊穡の女神のようなものである。これらの中で顕著なのは、支配者の表象である。それは、新石器時代の段階まで進歩した人類のすべてに普遍的にみられるように思われる。というのは、王政 (kingship) のパターンの生起が、いたるところに見られるからである。多くのいわゆる共和政 (republics) にも見られ、インドがその適例である。支配者の表象は秩序を象徴している。それは、無秩序を避け、共同体を擬人化する。それは、人々を神に結びつける。それはある意味で神の代理者なのである。したがって、実際の君主政を切り捨てることは、国民の潜在意識 (the national subconscious) の上に深い傷をつけ、崩壊への扉を開くことになるであろう。その原型が具現化して指針となるような影響力を持たなければ、内発的な参照基準がない。したがって、共同体支配の人工的・非永続の様式が、野蛮な力の支持を得ながら、登場することになる。そのようなシステムは、人々の支持を失い欠陥が顕著になって、次第

に硬直化し權威主義的になっていく。

しかし実際には、原型的支配者 (an archetypal ruler) は孤立しては存在し得ない。原型的支配者は、単なる大臣や公僕のほかに、取り巻きの人々の支えが必要であり、彼らは王政をある程度反映する人々であって、象徴が死亡するか役割を果たせなくなれば、別の選肢肢のための貯水池となり、後継世代を生み出す繁殖池となる人々である。それゆえ、何らかの形の貴族制は必須である。廣池は、「貴族階級は皇室の藩屏である」(『論文』第一四章第九項第九節) と述べている。この思想は、特権、特に生得の特権に関するすべての觀念に憤慨する現代の考え方にとっては不快なものである。実際、米国の影響を受けた一九四六年の日本国憲法第一四条は、貴族及び貴族の制度は認めないと規定している。我々は平等主義的な時代に生きている。そこでは、貴族自身はしばしば、自身の存在に申し訳なきを感じており、世襲原理を擁護する人はほとんど見つからない。前世紀の憲政論の著者・バジヨット (Bagehot) は、貴族階級は概して、知的レベルでは国民の平均以下であると考えた。しかし彼は、遺伝の原理が理解される以前に書いたものであり、彼の主張は統計学的な基礎を欠いていた。

ここで明確なのは、徳は裕福な後継者を生み出すという廣池の原理とはまったく別のことであるが、天賦の才は全体として、家族を通じて流れる傾向があるということである。それは

単に育ちの問題ではなくて、遺伝の問題なのだ。例は無数にあるが、現存する家族について述べることは不当であろう。最善の天賦の才に恵まれた人々は、トップに上り詰め、生まれながらの貴族となりやすい。だから人は、世襲の貴族階級においては、共同体全体の他と比較して、生物学的能力が平均的に高いと考えたがる。もちろん、例外も多い。優秀な父親が三流の息子を持つこともある。劣性の遺伝的特徴も考慮しなければならぬ。私を知っている例では、ある兄と妹が別の妹と兄と結婚した。それぞれの夫婦には子どもが生まれ、その子どもたちは高度の商才と難聴をあわせ持っていた。その障害はそれほど深刻ではなく、次の世代には表出しなかった。しかしこの二組のきょうだいの組み合わせは、優勢な要素が強化されて補完されるより、隠れた劣性遺伝を表出させたのである。別の事例では、障害はもっと深刻であった。英国の王室の系列をさかのぼると、ジョージ三世 (George III) の狂気と考えられるものとして現出したポルフィリン症 (porphyriasis) という王室病があるが、これは精神的なものではなく、結果として脳の機能に影響を与える身体的組成の遺伝的不均衡であると考えられる。行き過ぎた近親結婚は、このような欠陥を表しやすい。したがって生殖関係をかなり広範囲に保つ注意が必要になる。しかし、そうは言っても、全般的には、遺伝的優秀性を好む生物学的偏見が依然として存在するようである。そしてこのことが、

貴族院に幾分か世襲的構成要素を保持する理由なのである。

それに付随する利点がある。議員の一部が世襲議員である第二院は、職業的政治家が優勢になり過ぎないようにする保証となる。生きるか死ぬかの境遇が、そうでなければ議員の身分を獲得する機会がないような若手議員を生み出すのであって、したがって彼らの見解は、経験の皮肉によって曇りのないものとなるのである。そしてそれとは性格を異にする世襲議員は、政党の画一的な拘束を避けるのに役立ち、一般市民の常識的アプローチに近いものを生み出すであろう。これは、無意識的のバイアスによって独占に向かわざるを得ない声高な政治家を排除することにつながるに相違ない。

これらのことはすべて、廣池の思想の大意と一致すると私は思う。それは、少しばかり私の性分に合わない。なぜかといえ、私は一般のイギリス人が抱く世襲階級についての留保をいくぶんか共有しているからである。しかしながら、事柄を客観的に見れば、理性は世襲原理に好意的であるように思われる。世襲原理は、救いようのないほど墮落したものを除去するプロセスを含む、慎重な防御装置の支配下にあるからである。しかし、階級は閉鎖的であってはならない。徳と能力の確かな新しいメンバーが入る余地が常に確保されていなければならない。一般大衆から優秀な能力を拾い上げる自然の習慣 (nature's habit) を活用しなければならない。

我々はこので、政体における本質的な民主的要素について述べよう。ここでまた私は、敬意を抱きつつ廣池の教えから少し外れなければならない。廣池は、民主制（democracy）を侮蔑的に民主主義（democratism）と呼んだ。彼は「イズム」がすべて嫌いだったのである。しかしながら、民主制は、非常に深く我々のシステムに浸透していて軽々に払拭できない原理であり、私は、真の民主制を、あるいはむしろ、アリストテレスが「共和政体（polity）」と呼んだものを堅く信じている、というのが私の立場である。

話を先に進める前に、我々は、民主制とは何かについて考える必要がある。この言葉は、古代ギリシアに由来するが、古代ギリシア人にとって、あるいは少なくとも、政治理論の第一人者であったアリストテレスにとっては、民主制は、軽蔑的な意味を有していた。『政治学』の第三卷、第七章において、アリストテレスは、政体を次のように分類している。（一）王政（kingship）、つまり共通善を目指す一人統治、（二）貴族制（aristocracy）、つまり共通善のための少数統治、（三）共和政体（polity）、共同体の善のための多数市民による統治（の三種である）。彼によれば、王政は専制（支配者だけの利益のための統治）に墮落する傾向があり、貴族制は寡頭政治（資産家の便益のための統治）に、そして共和政体は民主制に変わる傾向がある。アリストテレスはこれを、非資産家の便益のための統

治と定義している。したがって、我々が民主制について語るべきはたいてい、アリストテレスが共和政体と呼んだものを意味しているのである。これに対して、マルクス主義者は、プロレタリアート独裁を信じているがために、おそらく、部分的利益のための支配というアリストテレスの意味を採用するであろう。そして私が思うに、それが廣池の意味するところのものであるのではないか。だから廣池が毛嫌いなものは、部分的利益を具現化するシステムなのだと思う。

アリストテレスにとって、また孔子にとっても、理想的統治とは、完璧な徳を備えた王の下での王政であった。今日、その理想は保持されていない、少なくともこの英国では。そしてその理由は、支配の性質についての理解が変化したことにあるように思われる。権力とは、今日では、空間的天国（a spatial Heaven）の半物質的統治者（a semi-material ruler）としての時代遅れの神観を反映して上方から下方へ押し付けられるものというよりは、共同体の共通意識から出発して上方に向かうものと考えられている。古い神観に替わって、成長と漸進的發展という進化的原理にもとづいて働き、内側から外側へ、あるいは下方から上方へ向けて、精神的に作用するものとしての神理解が登場した。したがって共和政体という理念は、いまや、最高道徳的規則が要求するものと思われる。再度強調すべきことは、目的は一般的善であって、他者を犠牲にして成り立つ一部

分の善ではないということである。後者は、民主主義の逸脱である。おそらく、ここで今日の用語に立ち返り、アリストテレスのいう共和政体を「民主制」と呼び、彼のいう民主制を「扇動主義」と呼ぶほうが、よりシンプルであろう。

このような視点に立てば、英国の政体は、基本的に民主的であるべきだが、扇動主義に陥らないための防御策として、国民の精神を体現するものとしての君主制に対する伝統系列的尊重(ortholineal respect)によって、また特別な叡智と経験を有する少数者によってもたらされる貴族主義的要素によって統制されるべきである。したがって、王位、上院、下院の三部制は適切であり、王位は神的超越(Divine transcendence)を反映し、下院が聖霊(the Spirit)に内在する作用を代表し、そして中立的な性質の上院が緩衝地帯として、統合と叡智、そして情報に基づく批判の作用を果たしているのである。ここにおいて、我々は再び、陰陽に出会う。下院が支配的で革新的な原理を象徴し、王位が連続性という女性原理を象徴する。その結果、進歩のための必要条件であるダイナミックな緊張関係によって活性化される調和が生み出されるにちがいない。

このようなことは理想ではある。しかし、実際には残念な結果に終わる場合が多い。基本的な困難は、国の単位が非常に大きいということである。小さなギリシアの都市国家では、少なくとも理論的には、すべての市民が立法議会に出席し票決する

ことは可能であった。だれもが自分の見解を持ち、自分の判断を実行に移すことができた。このようなことは、何百万人もの市民がいる国では無理である。したがって下院は、代議士によって構成されなければならない。代議士は自分が代表する少数の人々以外には知られることはない。選挙民がある程度の選択をするためには、候補者は、自分が掲げる主義主張を明らかにしなければならない。その結果、政党が結成される。政党は、自らのアイデンティティを保持するために相互に対立する見解を採択しなければならない。黨員は、したがって、彼の選挙区の代表であるよりも、むしろ彼の政党の代表とみなされる。言い換えれば、彼は、あるセクターの利益のツールになるのである。それは、定義上は、民主的ではなくて、扇動的なものである。だから、そこには偏向傾向が内在するのである。何らかの危機が、政党とは関わりのない共通目的に沿って、代議士を押し流すような大きな感情の波を作り出すときにだけ、国民の共通意識が表現されるのである。時には常識が、ほどほどのレベルの合意を生み出すことはあるが、たいていは、得票数や党議拘束が不当に重視されて、実際の政治が矮小化されてしまう。

おそらく、最大の障害は、多数者の見解が採用されなければならないという「多数決」原理である。これは、表面的には魅力的かもしれないし、それほど重要でない事柄については、妥

当な経験則であるといつてよいだろう。しかしながら多数決原理は、ものごとは共通善を目指して統制されるべきであり、少数者に加える不正義は正当化されないという基本原則を無視するものである。さらに、政治学においては、多数者の見解というのは人工的な概念である。いわゆる多数意見といつても、熱心に行動する少数者だけでなく、投票に参加しない第三者の人々を考慮に入れば、ほとんどの場合、それは代表されるべき人々の少数の意見である。人々が投票に行かないのは、どの政党にも同意しないとか、どの選択肢のプログラムも一部は好ましくても他は好ましくないと考えるときか、あるいは、何かほかの理由で自分の投票権を行使できないという理由からである。比例代表制は現実的な回答にはならない。それは有力な政党が党員数を増やすだけで、何ら政党制度そのものを改革することにはならないことは明白であろう。

今日、政党制度の脅威は高まっている。左派についていえば、党の議員に対して政党の意思を押し付けようとする圧力が増している。党員は、党派的な部門のみではなく、有権者全体を代表すべきであるという原則が無視されているのである。右派については、その圧力は微小ではあるが影響が少ないとはいえない。横柄な保守党議員がおり、労働党左派の不寛容と同様に不快なものである。民意を十分に代表しない政党派閥間の不幸な対立を救うための唯一の道は、道徳的規則を広く受け容れ

ることである。道徳的規則が機能するようになれば、中道の適切な妥協点を具現する解決策が見出せるはずである。不完全な現状においては、過激派を抑え、破壊的ではなく自然な進行に従って、必要な変化と成長が生起するように努めることが、すべての政党の善意の人々の責務である。

扇動主義の脅威は、アリストテレスの『政治学』の第四巻第四章のなかで適切に描かれている。以下はシンクレア (T. B. Sinclair) の翻訳からの引用である。

国家が法律に従って民主的に「著者注…この語法は、既に列挙した彼の一般分類と矛盾するようにみえるが」統治されるときには、扇動家は存在しない。最善の市民がしっかりと権力を握っている。しかし、法律が主権を有しない場合「つまり「法律が政権を取った政党の気まぐれにしたがって変わりうる状況」を指す」には、扇動家が現れる。人々は、多数人から構成される一人の支配者を支持する君主制主義者となる。(中略) いま議論している君主制下の民衆は、法律に支配されるのではなく、絶対的権力を求めて専制君主のようになり、自己にへつらう人々に昇進と名誉を与える。したがって、このような民主制は君主制の中の圧制に極めて近いものであり、その一般的性格は全く同じである。両者は共に上層階層の市民を牛耳り、一人の決断が、それ以外の人々

への命令となり、暴君へのおべっか使いが人々を扇動し、それぞれが域内で影響し合い、暴君へのおべっかが、このようなタイプの民衆団への扇動となるのである。彼らがこのようなことが出来るのは、主として彼らはすべての問題を民衆会議 (the popular assembly) に上程するからであり、民衆会議の指令は成文法に優先するからである。このことは彼らの個人的権力を非常に増大させる。なぜなら民衆がすべてを支配しており、大多数が彼らの指導に従うので、彼らは民衆の意見を支配することになるからである。

現代の状況と厳密には一致しないが、おおむね概略は妥当である。民衆議会における絶対的権力は、絶対的専制政治に等しく、奴隷制に行き着く。

英国においては、以下の事実によって、この種の専制政治に対する歯止めがかけられている。つまり司法 (judicial)、行政 (executive)、管理運営 (administrative) に携わる役人の大組織は、軍隊の構成員すべてと同様、立法府に対してではなく、王位に対して責任を負うという事実によってである。政党の指導者は、在任中には、王位の公僕という一時的な立場を受け入れなければならない。彼らは政党に対して負う以上の忠誠を求められないのである。司法役人は、立法府に対する回答責任を負っていない。彼らの機能は、外からの影響なしに法律を執行す

ることである。行政および管理運営に関わる役人は、大臣になった政党の指導者の命令を実施する義務を負っているが、法律と彼らの王位に対する忠誠心の範囲内でのみ実施されるにすぎない。また彼らは、共和国にとって有害であると思われる針路に対しては反対の助言を行うことができる。いかなる大臣組織であれ、在任期間は同行公僕 (fellow-servants) であって、大臣に権限を与えた政党に対しては何の責務も負っていない。

この原理は、以前は十分に承認されていた。つい最近まで、大臣らは国王の公僕と呼ばれることに満足していた。非常に遺憾なことではあるが、最近では、これを無視する傾向があり、大臣らが王位そのものとの同一性を主張する傾向がある。大法官 (the Lord Chancellor) であるセント・メリー・ボーン (St Marylebone) のヘイルシャム卿 (Lord Halsam) が、最近の様な意見を表明したが、この論争には、私自身も関わった。一九七九年十二月十七日の「タイムズ紙」に宛てた書簡の中で、彼は二度、「女王 (つまり政府) (the Queen (ie. the Government))」と書いた。直ちにその異端性が、ウォーリー卿 (Sir John Wallely) によって指摘された。彼は、一九七九年十二月二十日の「タイムズ紙」に掲載された手紙の中で、次のように書いた。

わが国の政体の下では、女王は政府 (governments) を任

命するが、女王を政府や政府の行動と同一視すべきではない。女王は、女王の民すべてが構成するよき政府に具現される国民的利益の象徴である。政府が政党の具現化したものとみなされる傾向が増大している時代に、女王がこの象徴以下のものであると示唆することは、女王と女王の政体上の機能の両方を軽視することになるであろう。しかしながら、政体運用上の変更は単なる技術的改善として成し遂げられるという見方は、大法官の法的批判者にとっても驚くべきことではないだろう。

次に彼（「ウォーリー卿」）は、忍び寄る政体上の変更に関する二つの事例を挙げ、そのうちの一つについて、次のように述べている。

閣僚会議、つまり国王の公僕の会議を招集する召集状の古い形式を放棄したのは誰か、そしていつだったのか。国王の大臣は国民の利益の公僕として統治することを期待されているという、年来の主張（constant reminder）を快く受け容れたのは、確か最初の労働党政権であった。

大法官の過ちは、何度か繰り返されたが、書き間違いという

ようなものではなかった。それは一九七九年七月十六日に、彼が私に「貴兄に関しては、私が女王なのだ」と語った言葉によって確認できる。私は、当時、国王に仕える司法役人であった。それに加えて行政的性質を有する責務も負っていたので、これは、国王の公僕の一人が別の公僕に語ったことになる。このような断言の背後にある思考の混乱は、おそらく法的擬古主義（a legal archaism）に由来するものであろう。中世には、国王の裁判官は、法廷巡回裁判（loyal eyes）を行い、すべての未決の司法業務の処理に関する地方行政への尋問を行なったが、その判決は、事実上、折々の王位を体現するものであった。法廷巡回裁判が中止になると、裁判官が、司法作業に専念する巡回裁判（assizes）と呼ばれる巡業に出たが、それも不十分ながら、王位を体現するものと考えられた。一人の非常に経験豊かな裁判官についての良く知られた法的逸話がある。彼は、自分より下位の裁判官が巡回裁判の晩餐会で国王のための乾杯に立ち上がりうとしたとき、こういった。「座りなさい、このばか者。我々が女王なのだ」。ヘイルシャム卿が私に先ほどのような言葉遣いをしたとき、彼の気持ちの背後にも、このような考えがあったことは十分あり得る。しかしながら、近年になって巡回裁判が廃止され、地方の裁判は慣習的な取り決めのもとに執行されるようになったため、以上のような論点は現ら妥当性を持たなくなつた。このことは廃れた思考習慣を現

在の状況に適用することの危険性を証明している。

しかし、その意味するところはもつと深刻である。大法官は、裁判官としての自身の地位を王位に仕える大臣としての地位と混同し、王位のみに属す忠誠心を自分自身に対して要求したのである。そして（召喚状における国王の命令のような）点において、国民の意識にある王位の地位に影響を与えたのである。このような事態を受け入れることは、公務に一種の擬似封建制を認めることになり、下級職員は上級職員に対してのみ責任を感じるようになるであろう。このような危険は、十一世紀頃までは、土地所有貴族への忠誠という応用形を取っていたが、ウィリアム征服王（William the Conqueror）はその危険を認識していた。ウィリアム征服王は、自由地主はすべて、単に上級領主に忠誠を尽くすのみではなく、王自身に個人的な忠誠を帰すべきであると主張することによって、この危険を回避した。この原理は最も重要なものであり、いかなる代価を払っても維持されなければならない。

政体の弱体化を図ろうとする同様の危険がもう一つあり、それは今日、時折、提案されているものである。その危険とは、王位に仕える大臣は、政党出身の臨時職員の助言を受け、その臨時職員が非政治的な公務を補完し、部分的にはその公務を代替するべきだという考えである。このような政治的な公務員は、ほとんど必然的に、王位に帰すべき責務よりも政党に対す

る責務を優先するであろう。政党の束縛はいっそう強固となり、公平で比較的客観的な専門職機関の影響力が侵食され、専門職が提供する、扇動主義に対する緩やかなチェック機能は存在しなくなるであろう。

政体は、特定の政党からというよりは、政党制度全体から危険に晒されている。主要政党はどちらも、職務に伴う傲慢さや、さらに陰險な理由から、地域社会を犠牲にしても自己自身の権限を高めようとする要素を持っている。

私がこのように書くのは、公務員に対する特別の愛着からではない。現に公務員には多くの欠陥があり、官僚的で、居丈高で、想像力が乏しく、高圧的でありうるし、彼らに特有の危険な権力コンプレックスがある。それらの欠陥にもかかわらず、公務員は国民にとって必要不可欠な安全装置であり、公務員の成員は、集団的にはミスガイドされることがあっても、個人としてはたいいてい愛想よく、善意で、勤勉である。おそらく公務員が直面する主な難点は、健全な独創力が委員会の数の多さによって失われてしまうことである。数が少なければ、委員会はいっとうまく機能するであろう。私の時代には、大法官部局（the Lord Chancellor's Office）が恐るべき成長を遂げ、その結果、実務に携わる役人の士気は目増しに低下し、彼らに対する私の責任感も徐々に減少していった。彼らは意志に反して、自分たちの特殊事情を一切顧慮しない巨大な機械装置へと徐々に

引つ張られていった。抗議は慇懃に受け止められたが、いかなる結果ももたらさなかった。巨大主義は、商業的世界におけると同様、政府にとつても大きな危険である。

このように、我々は理論的には素晴らしい政体を持っているが、それは、さまざまな種類の圧力によつてそのバランスを失う脅威に晒されている。細目が多すぎると、原則が曖昧になりやすい。右派と左派のネズミが、伝統的系列の原型（the orthodox archetype）と、陰陽間の制御された必要な緊張関係を少しずつかじりつつ持っている。なすべきことは、次章に譲らざるを得ない。

とはいえ、まだすべてが失われたわけではない。混乱や困難はあるが、健全なものもたくさん残っている。廣池の『論文』からの次の一節から勇気をもらおう。廣池は、西洋を一度も訪れたことがなく、想像できるかぎりの公平な観察者である。第一四章第九項第一一節において、彼はこう書いている。

すべての国において、日本と同様、一旦最高道徳の権威が認識され、その上に国民思想の基礎が置かれるようになるれば、その効果はあらゆる経験を超えるほど顕著なものとなると確信する。特に英国に関しては、イギリス王室の徳は威厳に満ち堂々としており、国民が王位（the throne）に最深の尊敬を払っている。その国民性の……道徳的標準

は高く、威厳に満ち謹厳沈着である。多少保守的傾向があるが、私の長年の歴史的・科学的研究によれば、人類発達の原理に十分一致する徳を包含しているようである。……英国人が国家と国民性の伝統をよく重視し、過激主義を嫌う事実が、この国が欧州諸国の中で特に安定性を保つ理由をなしているように思われる。さらに、我々日本人が特に英国人の国民性に感銘を受けるのは、十九世紀の後半から今日まで英国に留学したことのある国民のほとんどが、帰国後に温和、健全、まじめ、正直な性格を現し、すべてが国家に重要な貢献をなしてきたからである。欧米に留学した人々はみな、滞在したそれぞれの国の国民性の影響を受けてきた。もちろん彼らに差があるわけではないが、我が国の知識人は、特に留学生に善良な道徳的影響を与えたのは英国であつたことを認めているようである。

〔原文…日本以外の国家においても、またひとたび最高道徳の威力を認め、これをもつてその国民思想の基礎を造るに至らば、その効果また予想外に大なるものあらんと考えられます。ことに英国のごときはその皇室の御稜威甚だ尊くして、その国民のこれを尊重すること頗る深く、且つその国民性は……道徳性に富みて、謹厳且つ莊重の氣風を有し、多少保守的傾向を免れざるところあれど、私の年来の歴史的及び科学的研究に徴すれば、よく人類発達の原理

に合致するところの人間の美点を含みておるように考えられます。……英国人がよくその国家及び国民性の伝統を尊重し、急進過激の主義 (radicalism) を好まなかつたことが、すなわちその国家の欧州中において今日特に安全な理由であると考えられます。且つ私ども日本人が最も英国の国民性に敬服するところのものは、十九世紀の後半より今日に至るまで、日本人の英国に留学せしものが、帰朝後、たいていその品性において温和・質実・篤厚且つ真面目にして、みな国家有用の器となりおることです。すべて欧米に派遣されたる留学生の人格は、みなその留学せる国民性の感化を受けて帰朝するので、いずれの国に留学した人でも、もちろん、これに優劣はなけれど、特に従来その道徳的感化を与えられたものは英国であるように、日本の識者から認められておるようであります。〔⑦三四〇—一頁〕

この賛辞は、五十年以上前に書かれ、それ以来、いろんなことが起きてきた。しかしながら、それは依然として正当であることを期待しよう。

詳細に入る前に、私が不確定性の法則と呼ぶものについて一言しておかなければならない。読者はものごとを突き詰めすぎてはいけない。理論的な限界に近づくほど、いつも例外が生起

する。これは、事実の本性に由来する。事実の本性は、マヤ (Maya) の現世では常にミステリーであり続けなければならない。そもそも我々は、神の本質について何も最終的なことを述べることができない。神は存在すると言ふことさえも、神の無限定性を限定することになる。というのは、それは非存在 (non-being) から神を排除するからである。我々が存在すると思ふことと、存在しないと思ふことは、カーテンの別の側面にすぎない。我々が神を把握することができるのは、存在界における神の似姿 (His appearances in Being)、すなわちギリシア正教の神学者が神の体格 (His hypostases) と呼ぶものを通してのみである。そして、我々が理解しうる唯一の最終規則は、普遍的な愛という規則であるが、その愛が具体的に顕現するときはおぞましい形をとることもある。同様に、自然の創造物を分析すればするほど、その深さはますます深く捕らえどころのないものであり、その高さはますます高く高遠なものであることがわかる。我々をこの世の境界のかなたにまで誘うような深遠な夢には、つじつまの合わない詳細なものが少なくない。我が国のゴシック風大聖堂の北面の石に刻まれた小悪魔を見かけることがあるが、この横目を使う小悪魔は、その典型である。小悪魔がそこに刻まれているのは、最深の確実性の中に最小の疑問符を押印するためである。なぜなら究極的な知識を獲得すれば、創造の過程は終わってしまうからである。したが

つて、不変的な適用性と終局的な権威を有するような政体を考案するのは不可能である。法律は、より厳密で明確に規定されればされるほど、より壊れやすく覆しやすくなる。それゆえ、すべての人間の制度には、未確定のどっちつかずの境界点がなくてはならず、それが、新規の思いがけない事柄に対処する手段となるのである。イギリスの政体的慣習の組織 (the British system of constitutional conventions) が非常に重要である理由は、ここにある。イギリスの政体的慣習は、適応可能な漠然とした領域であり、日常的な使用には十分な基準であるが、精神的洞察や常識と矛盾する結果をもたらす場合には、覆すことも、迂回することも、無視することもできるような基準を設定する。したがって我々は、あらゆるコストを支払ってでも、成文憲法 (a written constitution) の落とし穴を避けなければならないし、統治形態を成文憲法の論理的な結論に押しはめることを退けた、我々の祖先の集合的叡智 (the collective wisdom) を固守しなければならない。われわれは非常な幸運に恵まれている。だから、それを放棄してはならない。

第一〇章 何がなされるべきか？

次に考察したいことは、最高道徳の視点から調整する必要がある事柄と、逸脱や墮落の傾向を断固として阻止するための論

点についてである。これらのことを、政体 (the constitution)、法制度、経済および社会生活といった主要な表題のもとで取り上げてみよう。

真つ先に必要なことは、何としても王位 (the Crown) のイメージを保持することである。この王位は、我々にナシヨナル・アイデンティティを与え、それなくしては日常の出来事が無秩序と混乱に陥ってしまうような結合をもたらす原型 (the archetype) であり伝統 (the straight line) である。君主制の廃止を語る扇動者は、無知からそんなことを言うのであり、人格の狭量さから盲目になっていのである。残念ながら議員の中には女王と王室に批判的な態度をとり、機会があれば悪意をおちまける傾向がある。明らかに国民は、王室が尊厳性と、ある種の威厳をもって機能することが必要であると感じており、そのための方策が不当な留保なく提示されなければならない。危機の時には国王 (the Crown) は、通常なら妥当と目される虚飾を、求められなくとも完全に削減できることを示してきた。王位に対するこのような尊重は、個々の王の人格的長所に基づくというものではない。廣池が、家の伝統に関して述べている『論文』第一四章第一〇項第一一節) ように、

伝統の子孫を尊重するのは、単に彼らが有徳者の子孫であるから個々に尊重するのではなく、それぞれの徳の分量

に従って尊重する意味でもない。それは、伝統 (the ortholimon) とその子孫を含む継承の系列 (line of succession) を……個人の生得的な資質に関係なく、一つの個体 (one individual being) として尊重するのである。

〔原文：伝統に立つところの人々の子孫を尊重することは、ただみだりにその有徳者の子孫たるが故にこれを尊重するのみの意味にあらずして、その伝統の各個体の徳の高下によらず、その伝統の全系列を一つの個体と見なしてこれを尊重するのであるのです。〔⑧八八頁〕〕

尊重は個人に対して払われるのが自然であるが、最も重要な尊重は、このように、個人に体现された原型に対して払われるのが正当と見なされるのである。

さらに王室は擬古的なものであるという断定に基づいて、王室のイメージを貶めるようにとする官僚的傾向がはびこりつつあるが、その傾向を点検し逆転させることが必要である。この傾向の最近の事例は、前章で述べたように、高等法院 (the High Court) で用いられている召喚状 (the writ of summons) (骨抜きにされた形式でもまだ令状と (a writ) 呼ぶことができるとして) から国王の命令 (royal command) を削除することであり、それを幾分無意味な王の盾形紋章 (royal coat of arms) に置き換え、このようにして国王の権威の徹底した威厳ある断

定を、常識的な象徴に置き換えることである。この種の損傷自体はそれ程重要ではないが、累積されれば大きな結果となる小さな一歩であって、その責任はヘイルシヤム卿 (Lord Halsam) にあるといわなくてはならない。彼が上院で行った言い訳はそれを帳消しにするものではない。なぜなら彼は、法律上、その損傷を食い止める力を持っておりながら、国王の命令を保持すべきだとした以前の決定の破棄を、最高裁判所規定委員会 (the Supreme Court Rules Committee) を通して策動したのは彼であったからである。彼が示した唯一妥当な理由は、被告人は法手続きに参加すべきであるという女王の命令は、女王または代理人がなぜか被告人と対立する原告の側に立っていることを意味すると、人々が考えることがあったからだということである。このようにして王室のイメージは、意志が弱く怠惰で明晰な思考のできない数名の人々の明らかに間違った見解の軍門に下ることによって、破壊されたのである。彼らの見解は公共の事柄を組織する愚かな方法であって、ベイカー (J. H. Baker) 教授が、『ケンブリッジ法律雑誌 (Cambridge Law Review)』三九卷 (一九八〇年) の二八四頁で指摘したとおりである。そしてベイカー教授は、ヘイルシヤム卿が自分の示した理由が真面目に受けとめられると考えていたかどうか疑ってさえいるのである (私は、彼はそう考えていたと思う)。国王の命令 (the Royal Command) は王権 (kingship) の重要

な要素であるということは、サファイアン上院議長（Lord President Suffian）が、すでに本書五八頁「第七章」で引用した演説において確認したことである。彼はマレイシア国王の機能を述べる際に、高等法院からの令状の発行についても述べている。彼のような重要な権威の持ち主が、令状の発行が重要でないと考えていたとすれば、このように詳細な叙述を行わなかっただろう。

特に言及すべきことは、王室のイメージの損傷は、極左の扇動家もたらしたと考えたくなるが、そうではなく、通常は王位への支持を誓っている極右の指導者もたらしたものである。このことは王室への攻撃を行うのは特定の政党に限られたことではないことを示している。事実、以前は国王の命令を保持する決定に同意していたのは、労働党の大法官（a Labour Lord Chancellor）であるジョンズ卿（Lord Elwyn Jones）であり、労働党の支持者達は誤りを正すことに最も積極的であったのである。（それに対して、下院では、王室のイメージの損傷を不十分ながら是正しようとした主な努力は、保守党員によるものであった。）

王室への中傷が進行しているが、それに関する他の事例は、第一に、前章で触れたようにウォーリー卿（Sir John Walley）が記録したものであって、国王あるいは女王の公僕が閣議に出席するための召喚状の打ち切りであり、第二には、議会の会期

初めにおける開会式を、業務多端を理由に省略しようとする傾向の始まりであり、こうして王位を立法府からますます遠ざけてしまうことである。

王室のイメージを公衆の意識から遠ざければ遠ざけるほど、必要な時にそれを回復することは困難になる。このような些細な点では、意識的な不忠義を働く人はない。もっともらしい言い訳、あるいは現代化への訴えは常に存在するので、間違いはより高度な原理についての理解不足にある。しかし多くの損傷は愚かな尊大さと同様、積極的な悪意によってもたらされるのである。極左の悪意と極右のおこがましい無視は釣り合いがとれているといえるかもしれない。さらなる悪化に立ち向かうために脅威を察知し、可能なら失われたものを回復することができる人にとって、その時はまさに到来しているのである。

王位は政体の究極的な保護者であるべきである。何か重要な法案をめぐって、上院と下院の間で開かれた論争が生まれ、その結果、下院だけで、国王の同意を求める法案が提出されるようなことがまれに起こりうる。現行の政体上の慣例では、国王の同意は自動的に与えられるが、このような特殊な状況下においては、そのような慣習は変更すべきであって、君主が法案を拒否する個人的な権限は、法律の中に常に存在していたのである。復活されるべきである。決定に至る過程で、国王が大臣の助言を採用することを期待すべきではない。多くの人はこのよ

うに古くからの慣例を復活することは危険だと考えるかもしれない。拒否権は一般的に総選挙を招来するものであり、必然的に王位をある程度政治に巻き込むことになる。しかしこの事は、コミュニティーに修復できない危害を及ぼす脅威よりは小さいように思われる。もし上院が究極的な自由の保護者になりえないとすれば、何か他の選択肢が不可欠である。しかしながら、このような権限〔拒否権〕は、極めて重要な状況下でのみ行使されるべきものであることを、強調しておかなければならない。

次に、上院について述べよう。この議院は、主として運営の誤りと頑迷さによって、以前の権限の多くを喪失してしまっただ。上院は、一八三二年の改革法案 (the Reform Bill) を採択した時のように、明確に表明された国民の意思には、ほぼ例外なく従わなければならないが、間違った考慮に基づく変化に対する強力な障壁として立ちあがり、有益な法令を改訂し明確化する立場を確立すべきである。上院は本来、国民的原型 (the national archetype) の保護者である。上院は階級の違いを乗り越え、可能な限り政党の上位におかれるべきであり、集積された国民の叡智を代表し、党派利害の衝突が下院の限界となりやすいのとは異なって、より広範な見解を採用すべきである。

前世紀には、上院に関するかぎり、不適當な政治的行動に関する悲しむべき歴史が存在し、そのほとんどが保守党の責任に

帰すべきものであった。一九一〇年、下院が優先権を持つ財政法案を、自己中心的な党派的な理由によって拒否することによって、政体上の危機を引き起こしたのは保守党であった。その結果、上院は、議会の会期を延長するための法案を除く下院の法案を無期限に阻止する権限を失ったのである。少なくともその阻止 (the ban) は上院の権限をさらに削減することになる議案にまでは及ばないことを条件にすべきであった。それ以来、上院は、思慮ある改訂は必ず上院の権限を増大することになるという論拠に基づいて、一貫して上院の改革を提案することとに失敗し続け、上院を衰退へと導いたのである。唯一の改善は、終身貴族 (peers for life) 制度の導入であり、世襲的要素の削減であったが、世襲的要素はときに正当化される場合もある。世襲貴族 (hereditary peers) の放棄を可能にする、より最近の法令は、間違った方向の改革である。それは便宜主義に道を開くものである。世襲貴族である人は不平を託つことなくその身分を受け入れて、運命が彼に与えた分野で能力を活用すべきなのである。

上院を何とかしなければならぬことを否定する人はほとんどいない。その選択肢は上院を廃止するか改革するかであり、両者とも最近議題に上ってきたものである。上院の廃止については、私は再度、日本の文脈において廣池が述べたことを引用したい。「最近、無分別に枢密院や貴族院の廃止を主張する

人々がある。しかしそのような主張はまじめに受け取る必要はない。なぜならそれは視野の狭い人々の未熟な意見であり、そのような人々は、それらが日本国家の有機的生命にとつて重要な政治機関であることを理解していないからである。」（『論文』第一四章第九項第二二節）（不幸なことに、この視野の狭さが一九四六年の日本国憲法において優勢となった。）この事をはつきり示すために、我々は十七世紀中葉における短命に終わった共和国（Commonwealth）時代に、その一院制政治を経験したことに触れよう。その結果は惨憺たるものであったので、クロムウェル（Cromwell）はそれを一掃し、軍事力に基づく個人的支配を当然のことと考えた。その解決策を是とする人は今日ではほとんどないであろう。事実、比較的公平な修正をこととする議院は絶対が必要であつて、この議院は下院における過度の民衆扇動に対して、少なくとも第二の見解を対置することができるのである。

次に改革に関する別の選択肢について考察しなければならぬ。これは最近の公開討論の主題となつたが、この公開討論は、よくある保守党的無知蒙昧さを持ち合わせた首相によつて水を差され、彼はこの問題を無期限に棚上げしてしまった。それにも関わらず、この問題は十分考察しておかなければならぬ。なぜなら次に労働党が政権につけば、上院の廃止を提案するであろうし、もし道理にかなつた別の選択肢がなければ、上

院の廃止はすんなり成功を収め、取り返しのない損傷を政体にもたらす危険性があるからである。

最近の改革のための提言は、最初にヘイルシャム卿によつて提示されたものである。彼が上院の廃止は根本的に嫌悪すべきものだと考えた点には、少なくとも同意できよう。しかし彼が新しい第二院は選挙区を基礎とする比例代表制によつて選ばれるとした解決策は絶望的なものである。その解決策は、多少異なつた様相を呈するとはいえ、下院の写しを生み出すにすぎず、両院がそれぞれ真の民衆の声だと主張するようになるだろう。その上、我々は、過度に融通の利かない政党制度の欠陥をすべて備えた政治家の第二集団に悩ませられるにちがいない。上院においては、叡智が政党に勝るべきである。

本書執筆の間にも、様々な提案が数多く次から次へと寄せられてゐる。目下のところ最新のものは、オウエン（David Owen）博士の提案である。彼の提案は地域性に関して興味深い特色を含んでいるが、ヘイルシャム卿の提案と同様の基本的な反論を免れない。

他方、労働党貴族議員の提案は、不当に党の考への影響を受けているが、遥かに道理にかなつたものであり、真面目に検討する価値のあるものである。私の理解するところでは、毎回、議会の会期の冒頭に、首相が議長を務める下院選考委員会（Commons Select Committee）によつて、二五〇人の議決権を

持った貴族議員 (voting peers) を選考するというものである。こうして下院における多数党に属する貴族議員に、下院におけるその政党の議決力に応じて議席が割り当てられる。反対党は残りの議席のいくつかを獲得することになるが、無所属貴族議員 (non-party peers) への議席配分が行われる時には、反対党の割合はそれに応じて減少することになる。初代貴族議員 (peers of first creation) 以外の世襲貴族 (hereditary peerages) は、上院議員の議席を失うが、終身貴族 (life peerages) の資格を得ることになる。二五〇人に含まれない終身貴族と初代貴族は、議会に出席し発言する権限はあるが、議決の権限はない。主教 (bishops) と法曹貴族 (law lords) は、おそらく終身貴族として留まるが、無所属貴族議員として二五〇人に含まれない限り、議決権を与えられないだろう。こうして下院における多数に応じた議決権が保証されると共に、終身貴族 (life peers) 全体の助言と経験が保持されるであろう。

この提案はおそらく比例代表制による直接選挙を支持する提案より遥かに魅力的であるが、政党の拘束を現在よりも強固なものにするだろう。必要なのは、もし下院が無法な提案をすることがあれば下院と対峙する議院であり、下院の先導に従順に従うように仕立てられた議院ではない。「田舎に住んで滅多に登院しない」世襲貴族 (the 'backwoods' hereditary peers) が、名ばかりの自党が多数を頼んで下院の先導を打破しようとする

ばかげた提案によって扇動されることがよくあるが、我々はそんな刺激的な光景を目にすることはなくなるだろう。

さらに根本的な方法が必要であるが、それについては歴史をさかのぼってみなければならぬ。心に留めおくべきことは、元来の上院議席は世襲的なものが主ではなかったということである。上院の議席は土地の有力者や指導的な役人で構成されていた。有力者の多数は聖職者であった。主教管轄区 (bishoprics) や修道院 (abbeys) は非常に広大な土地を所有していた。したがって主教 (bishops) や大修道院長 (abbots) は皆、大地主として上院議員であった。議席は彼らが役職についている間、その人に与えられたのである。小数ではあるが世俗の有力者が広大な土地所有によって議員となった。そして土地の私的所有権は家系によって相続されたので、聖職者に役職の相続原理が適用されたのと同様に、世俗の有力者に世襲原理が適用されたのである。大修道院長が上院における最大の構成要員であった。十六世紀の中葉に向かって、修道院が解消されるようになる。もはや大修道院長が召喚されることはなくなり、上院の構成は急激に変化した。そして世俗の上院議員が生き残りの主教の数を上回ってしまった。そればかりでなく、およそこの頃から役人は個人的な発言権 (請われれば集団として発言し) 回答することはできず) と議決権を喪失した。上院議員はますます尊大になった。それ以後何世紀にもわたって、世俗

貴族が著しく増大し、彼らの肩書きは理論上では土地に結びついたものであったが、土地の所有は必須なものではなくなっていた。法曹貴族の一人、アシュリー・ガーデン (Ashley Gardens) のジェンキンス卿 (Lord Jenkins) は、それほど過去のことでないが、ロンドンの住居に基づいて肩書きを得たのである。今では肩書きは土地所有というよりは名譽に依拠しているとはいえ、世襲原理が存続しているが、それは元来の根柢からいえば支持されるものではない。その上、土地はもはや経済力の主源泉でもなく、長子相続によって継承されるものでもない。人は非常に豊かになったが、一エーカーも所有していないことがある。もし我々が最も影響力のある人を召喚するという中世の原理を復活させようとするれば、大修道院長の立場は、指導的な商社の会長や、労働組合を含む大きな専門家集団や商業団体にとって代わられるであろう。そして他方で、今日の上院議員は、たまたま大きな財産を手にした人たちからなる議員へと成り下がってしまったであろう。こうして、世襲原理を保持すべきだとすれば、正当化のための何か新たな理由が必要となる。

このことを唯一明確に正当化しうるものは、徳は子孫の系列 (the line of descendants) に継承されるという廣池の原理である。廣池が好んで用いる事例に孔子及び弟子たちの子孫の例があるが、西欧でそれに相当する事例を見出すことはきわめて困

難である。しかし道徳的徳を傑出した能力によって補えば、その原理には科学的根柢があるように思われる。結局、傑出した知的精神的能力は家族の中に流れているように思われるので、優秀性をはぐくむ最も可能性の高い土壌を旧家に求めてもいいだろう。これは幾分大雑把で手っ取り早い解決方法ではあるが、知性と品性のテストを用いて、上院を構成することは不可能であろう。さらにいわゆる偉大な家は公共奉仕の長い伝統を持っていることは確かであり、養育が遺傳的相続を補強するようになるのである。さらに有利な点を挙げれば、前章で述べたように、また例えば一九八〇年八月八日の「タイムズ紙」に掲載されたシーガート氏 (Mr. Paul Sieghart) の手紙にも取り上げられたように、世襲貴族は、政治家にならなくても、政治的でない一般人、無作為に選ばれた陪審員のような人の見解を代表すると思われる人々を何人も生み出していることであり、その人々に対して、若者は新鮮な洞察を提供しうるが、その洞察は年齢と経験とともにしおれてしまうのである。したがって世襲原理は、改革上院を構成するために何らかの役割を果たし続けるべきである。

再び上院の起源に戻れば、最初、貴族は単なる名譽や特典ではなく、負担を伴う役職であった。国王が有力者に助言や助力を要求したときには、当時存在した旅行手段を考慮すれば、かなりの時間的・金銭的費用を払って参上しなければならなかつ

た。議会に出席するのは負担が非常に大きかったので、選挙区都市は下院に代表を送り込むことを免除してもらおうことがしばしば行われた。有力者はすでに十分な名誉を獲得しており、議員としての特典は、義務の履行に付随するものであった。個人的優秀性の標識は、どのようなものであれ、通常の名誉・報奨制度に委ねられるのが相応しく、その制度は、準男爵の身分 (Baronetcies) のような例外的な場合を除き、継承の権利を付与するものではない。どのような改革においても、義務の概念を再び力説することが望ましく、したがって議会出席という最小限度の基準を維持できなければ、貴族の身分の停止に至ることを規定しておくことが望ましい。少数派や病弱者には例外が認められるべきであろう。しかし個人的な奇行の影響を減らすためには、このような貴族は、最初の任期の次の継承の際には、もし要請があれば身分停止を免れるべきだが、それ以上の継承は認められない。このような規則は、現在多少増加気味の世襲貴族の選別を可能にし、議会展席を遥かに規則正しいものにするだろう。他方で、スコットランドの域内選抜制度を採用して、一方の議会に登院する世襲貴族の議員数を制限することを決めておけば、欠席議員の失効は必要なくなるであろう。終身貴族の称号を、優れた徳と叡智と業績を持った人に授与することは継続すべきであろう。新しい世襲貴族の数はきわめて少なくともすきで、既存の貴族の選別を前もって行う必要がある

るかもしれない。これら終身貴族と世襲貴族の外には、公職によって復帰した議員階級を付け加えるべきである。今日では、大法官 (貴族である必要はない) と英国国教会の主教達だけがその例に相当する。重要な国家的、準国家的施設、さらには実際の施設の中には、その支部長をこのような有力者階級に含めてもいい施設も容易に考えられる。聖職者の領域では、ローマ・カトリックの大司教 (archbishops) が含まれ、ウエストミンスター大司教は確実に含まれ、地域の教区を主管する大司教全員やその他の指導的教会の長を含めることもあるだろう。しかし非キリスト教宗教の中で十分卓越した指導者を見出すことは難しいかも知れない。ただしチーフ・ラビ (a Chief Rabbi) については、彼を任命することによって党派的な採め事が起きない限り、含めてもよいだろう。芸術や科学の分野の代表者としては、王立美術院 (the Royal Academy) 院長、王立協会 (the Royal Society) 会長および二・三の大学副総長 (Vice-Chancellors) が挙げられる。実業界では、英国産業協会 (the Association of British Industries) 取締役会 (the Institute of Directors) 労働組合評議会 (the Trade Union Congress) および大規模な労働組合等 (ただし私見では、営利会社のようなものは含まない) の議長が挙げられ、さらに専門職については、年度毎に輪番制で選ばれる議長が挙げられるだろう。上院の議席は、エルサレムの聖ヨハネ修道会 (the Order of St John

of Jerusalem)、赤十字 (the Red Cross) および国際連合協会 (the United Nations Association) のような組織の支部長に与えられてもよいかもしれない。もちろんこのリストは暫定的なものであり不完全ではあるが、原理は明白である。報酬を得て公職に就いている人々 (上級裁判官 (the greater judges) は例外) は、現行法制の取り決め違反に深く関与しすぎているので、彼らを再度上院の議席に招き入れることは賢明とはいえないだろう。

上記のような人々の発言は、現在の上院よりも権威を持ったものになるだろうし、下院に決定権を残しながらも、王位の究極的な拒否権についてすでに述べた範囲内での大きな発言権を持つべきである。上院の遅延権は拡張されるべきであり、議会組織自体を変更するいかなる法案にも絶対的な拒否権を保持すべきである。現在、上院が課している自己規制の中には、廃止されるべきものがいくつもある。例えば、付随的な法律の多くは、どちらかの議院の議決によって無効となるが、それは、主として政府の登院命令 (Whips) を恐れて、このような決議案の採決を促すための慣例ではなく、大臣による保証に委ねるための慣例である。いずれにせよ、それは余り価値のないことである。上院が自己確信を新たにすることによって、現在の自己抑制は必要のないものになるかもしれない。

次に、下院について述べることにしよう。下院の欠陥を顧慮

しつつも、下院が比較的うまく機能していることは驚くべきことである。このことは、下院議員のほとんどが優れた人格的資質を備えていることや、伝統の力によるものであることは疑いないし、このため下院はいまだによく制御されているのである。にもかかわらず、もつとも漠然とした一般的な意味で言う以外は、下院は国民の見解を代表していると言いたい。いわゆる「最高得票者当選制度 (First past the post system of election)」は、ほとんどの政治家の好むところであるが、当選した議員は、たとい彼の獲得票が次点候補の得票数よりほんのわずかに上回っているだけだとしても、最高得票数を獲得した人であり、二つ以上の政党が存在する場合には、実際の得票数の少数派である。比例代表制は、ある意味で、改良策ではあるが、救済策ではないだろう。それは単に別のバランスを確保するだけであって、結果的に多数の政党を生じさせ、行き詰まりか混乱に陥るのがおちである。選挙民は包括的な党のプログラムを提示されるが、プログラムはすべてそれぞれに不快な要素を含んでおり、そのため投票者は対立し合う悪のうちなしな方を選ぶか、投票を忌避せざるをえなくなるだろう。後者の場合は、つまり事実上は提案された政策すべてに対する反対投票ということになるが、民衆の支持への要求を結果として無意味なものにしてしまう。いずれにせよ、それは、怠惰か全くの無関心による棄権と、投票者が参加することはよくないと考えて事

柄にかかわらないことを区別することができない。選挙で勝った政党のプログラムの諸項目はすべて多数の人々に支持されているという主張は、まったく非現実的である。選挙は感情の一般的傾向を示す以上のことは出来ないのである。

「最高得票者当選制度」について言える最大のことは、その制度が政府の交代を可能にすることである。どの政府も長く政権の座に居続けると墮落せざるをえず、したがって長く職にとどまって有用性をなくした大臣を、選挙民が時折更迭することができることが絶対に必要なことである。このことは現在では事実上実現されており、国民の意思を表明する主要な手段となっている。一つの政党が政権を掌握すると、直ちに次の政権交代を促す圧力がかかり始める。これが自由社会の顕著な特徴である。そこに危険があるとすれば、非常に成功を収めた政党は、異論があっても変更できない変革を成し遂げたいという誘惑に駆られるので、保持されている自由が破壊されることである。したがって政党制度の下では、政党間のきわどいバランスが保たれ、結果として強力な反対が保持されることが非常に望ましい。

真の民主主義に最も近い特性を備えた政治生活は、特定の問題に関する国民投票 (a national referendum) という新しく導入された装置である。これはギリシャにおける民主的な都市国家の投票組織に似通ったものである。国民投票の結果は非常に

大きな力を持つものであって、総選挙において党員に投票する、より一般的な選挙をしのぐものであり、下院を拘束すべきものである。しかしながら、最終的には、前章の最後に述べた不確定の法則に一致するものであって、その投票には参加せず政体の究極的な保護者としてとどまらなければならない国王や上院を拘束すべきものではない。国民投票の結果の受諾拒否は最も重要な階梯であり、最も強力な理由がなければ採用すべきものではないが、大衆ヒステリーの可能性を阻止する最後の安全装置がなくてはならない。さもないければ極端な民主主義は、ナチス・ドイツの事例に見られたような極端な専制政治に十分成りうるであろう。

最後に投票制度について述べるのであるが、「一人一票 (one man - one vote)」の聖なる原理について考察する必要がある。今日ではこの原理は自明のことと見なされているが、実際のところ、この原理はごく最近取り入れられたものである。バジョット (Bagehot) は、議会の威信が最高潮に達した十九世紀中葉の著述において、その原理を不合理なものとしなした。(彼は、婦人に投票権を付与しようとするのは、提言を括弧内の数語に限定するよりはるかに不合理だと考えた。) 今日では、意見を抱懐することができると人はすべて発言権があり、したがって投票権も保持すべきであるというのは、確かに正しいと思われる。不合理なのは、すべての発言を平等に扱うこと

であり、その結果、最高に賢明で経験豊かな人が、学校を出たての若者以上の影響力を持たないことである。だからといって若者には判断力がないなどと言っているのではなく、長年市民の義務に専念し、少なくとも実地の問題に関する見解を持った人々と肩を並べるだけの、十分成熟した見解を保持する若者はほとんどいないということである。若者の新鮮な洞察はところを得るべきであり、高齢者は経験豊かというより冷笑と偏見に陥る傾向があるといっても、効成り名を遂げた人々が、そうでない人々より影響力を発揮すべきことは自明のように思われる。このことは大学内投票 (the university vote) において実際に行われてきた。学内投票では、卒業生は別枠の候補者を選出する二回目の投票が出来、貢献度の大きい著名な無所属の個人が選出されることがあった。この価値ある政体上の特徴は、残念ながら一世代前に純粹平等主義者によって廃止されてしまった。一つ以上の選挙区に土地を所有する投票者も第二の投票をする可能性があったが、これは富のみを優遇することになるので、正当にも継続されなくなった。必要なことは、大学選挙区を復活することではなく、通常の選挙区において投票権の重みづけを導入し、どのような人生行路においても顕著な業績を挙げた人々に重みのある投票力を付与することである。最高道徳の原理の一つは、義務が権利に先行するというものであり、すべての人に最小限の投票権を保証すべきであるとはいっても、

より高度な投票力が確保されるべきだということも正しいように思われる。必ずしも経験を特別な一票に限定すべきではなく、およそ十段階までの尺度を導入し、獲得した特典に従って報賞や昇進を導入することも可能とすべきである。報賞として付加的な投票権を与える場合には、皮膚の色や階級や信条による差別があつてはならないことはほとんど言うまでもないことである。階級間の争いを避けるためには、いわゆる労働者階級の中でも成熟度と市民的責任を示した人々すべてに、より大きな投票力を報賞として与える特別な配慮がなされなければならない。

下院の内部機構は、膨大な業務を効率的に処理できるよう時宜に適ったものにする必要があるのは明らかだが、ここでは下院の再組織について詳細に立ち入って論じる必要はない。

ここからは国王 (the Crown) の大臣や大臣の助言者から成る行政官 (the executive) について述べよう。大臣にとつては、前章ですでに述べたように、政党の代表者というより王の公僕としての地位について常に心を用いることが必要である。礼儀正しく謙遜であることが最も重要なことであり、したがって批判に快く耳を傾けることである。公務員は、国王の官吏であつて大臣の単なる道具ではないことを絶えず心に留めておくべきである。忠誠の対象がぶつかり合う場合には、躊躇することなく国王に対する忠誠を優先すべきであり、国王に逆らうよ

うな秘密保持の規則は一切考えられず、力を持つこともありえない。同様のことは軍隊についても言えるのであって、軍隊の伝統的な政治的不偏性は公共善にとって本質的なものである。民族自決の危険が差し迫ったものとならない限り、主要な戦争は行なわれなくなった今日では、軍隊は徐々に警察官の役割を担っていくことが必要であり、軍隊は可能な限り、これ以上恐ろしく強靱な大量破壊手段の容認や開発に抵抗すべきである。つまり軍隊は、大災害時に王室が断絶してしまわないよう、王室の伝統 (the royal orthodoxy) を保護すべきである。

次に法制度について述べよう。私はこの分野で生涯を通じて一定の役割を果たしてきた。また二十五年間にわたり小さな法律事務所を営んできた。したがって私の見解は何らかの色付けがなされている可能性がある。留保付きで扱ってもらわなければならない。裁判上の専門的な要素に関する限り、基本的には悪い点は何もないと私が言えば、それは留保付きだと考える人がいるかもしれない。膨張する官僚政治の影響もあって、組織上の欠陥が生じているが、それは行政府の領域における欠陥である。それについてはこれ以上ここでは述べない。裁判官は非常な誠実さと能力を備えた人々である。私は長年彼らと経験を共にしてきたが、背任行為に至った事例を見たことがない。大規模の専門職内だからこそ時折起こらざるをえない例外を除けば、法廷弁護士 (barristers) や事務弁護士 (solicitors)

は高潔であり有能である。もっともさらに多数にのぼる事務弁護士や事務官吏 (clerks) の階層内では、有能とはいえない例外がかなり多いことも事実ではある。

司法上の弱点には、道徳的というよりは知的な性質のものがいくつか存在する。こうして狭義の法律的基础に基づいて問題を解決し、できれば原理的な問題を避けようとする傾向がある。この傾向によって、不正を支持する規定が一つでも引用できれば、公正な裁きを主張する責任を回避することが、時々起こるようになった。最近ではこのような狭義の法解釈の傾向は、特に女王法廷部局裁判所 (the Queen's Bench Division Court) において、官吏的態度への不適切な服従と思われるものをもたらしした。このことは特に国民の自由に関わる重要な領域において顕著である。残念ながら、人身保護令状 (Habeas Corpus) 「訳注：人身保護の目的で拘禁の事実・理由などを聴取するため被拘禁者を出廷させる条例」という古来の強力な救済策が削られてしまった。私は、移民関係の決定がなされる時、時折強い恥の意識に襲われることがあった。過去の裁判官の中には、断固とした口調で行政官に秩序を守らせる者もいたが、そのような口調を耳にすることは皆無と違ってよい。この批判はすべての裁判官に当てはまるものではない。そして最も技術的な法運用を志す裁判官でさえ、原理的な問題を扱わなければならないときは見事にそれをやっているのである。現今の

臆病さは上訴裁判権 (the appellant jurisdiction) が詳細になりすぎていることによるのかもしれない。裁判官が大胆な判決を下すほど、上級法廷によって棄却される可能性が高くなるのである。私は以前に書いた書物の中で、ある提案をしたことがあるが、公文書館長 (the Master of Rolls) のデニング候 (Lord Denning) はそれに賛意を表された。私は、上訴審法廷は純然たる法の細部に訴えることを制限し、包括的な正義と平等の問題に専念するように提案したのである。この提案は、現時点では狭量な先例に慎重に固執しようとする陰的要素が支配的すぎるシステムに、新鮮な生命を吹き込むことになるだろう。

さらにほとんど定義できないが、「居心地のよさ (cosiness)」とでも言うほかないものが存在する。その居心地のよさを特徴づけているのは、普通に洗礼名で呼び合うことであり、人を狼狽させないように正当な論点を主張しながらないことである。弁護士はうわさ話の常習犯であり、たちまち事の成り行きが皆に知れてしまうようなのである。このことはそれなりにいいことであるが、裁判官と法廷弁護士を過度に親密にしてみよう。前世期の後半までは、上級裁判官 (a superior judge) に指名された法廷弁護士は、法学院 (Inn) (弁護士団、ある時は事務弁護士および法定代理人を含む大協会の一つ) から追い出され、高等弁護士院 (Serjeants Inn) に加入させられた。この高等弁護士院は、裁判官協会でもあり、準司法能力を

持つ年長法廷弁護士の小集団でもあった。このようにして裁判官と大半の弁護士団は分離されていた。ところが今日では、高等弁護士院は解体されてしまったので、裁判官は元の法学院の成員として残ることとなり、その成員を支配する傾向が出てきたのである。このことは弁護士団の独立性を促進することにはならず、弁護士団は独自の業務組織であるにもかかわらず、法学院での生活から大きな影響を被っている。常勤の裁判官は独自の組織に移行させることが望ましく、高等弁護士院の分離原則を復活し、今日ではなはだ境界のあいまいなそれぞれの要素に組織的なアイデンティティを回復することが望ましい。それに対する批判が高まることは疑いないが、組織の活性化を促進する違いない。

法の進歩過程においては、陰と陽の緊張関係がきわめて明確である。古い権威を尊重しようとする抑制的で用心深い態度 (陰の表現) と、過度の法律尊重主義に拘束されない正義を確保しようとする大胆で積極的な革新的態度 (陽の表現) が代わる代わる優位に立つ。それぞれが他からの矯正を必要とするが、両極端だけが批判に晒される。今日では、上訴システムが過度に重視されることによって、陰の優勢な最終局面が長引いているが、主として偉大なデニング卿の影響によって、陽が前進しつつある。「法の」形式 (form) ではなく正義 (justice) の強調が進捗することは、最高道徳の規定に沿うものと言って

よいだろう。以上で、我々は合理的な樂觀をもって、また法的専門職の欠陥があるとしても遠からず修正されるという希望をもって、法的専門職に関する考察を終えることにしたい。

しかしながらより希望の持てないのは、経済組織の改革への展望である。それは混沌の中にあつて、道徳的で現実的な問題解決を成し遂げることに絶望してしまいかも知れない。以前に理想として提唱された通貨の廃止のようなことを現在唱えることは、もちろん無益なことである。通貨の廃止は世界規模での変革によらなければならず、おそらくその変革は、我々を現在の思考習慣からすっかり切り離してしまうくらいの衝撃を引き起こすだろう。人類が幼稚園の段階にとどまっている間は、我々は金融的虚構ゲーム (the game of financial make-believe) のルールに従わなくてはならず、仮に現今の問題を解決しなければならぬとすれば、そのゲームは我々が成長して卒業しなければならぬ危険な空想に過ぎないことを理解しておかなくてはならない。我々にできることはせいぜいこの狂気と行動を共にすることであるが、その一方で、少なくとも狂気の効果を軽減し、徐々に正気への選択肢に関する考え方を広めていくことを願うことである。

しかし果たして我々は、技術の進歩に伴って減少する一部の労働者が、増大し続ける多数の低所得の被雇用者を支えるようになることを願って、むだな自動車、消費できないほどの農産

物、そして徹底的な広告によって大衆に強要される新規な贅沢品のような、不必要な物資を次から次へと生産する慌ただしい競争に加担することを唯々諾々と奨励しなければならぬのであろうか？ より多くの企業が、製品やサービスを生産しても収益が上がらないのを理由に倒産に追い込まなければならぬというのに、当面は存続する労働者の富を相対的に増大し続けることによって、倒産のプロセスを加速することに意味があるのだろうか？ その結末は、なすすべもない大多数の人々にぎりぎりの生活を提供するために、膨大な収入のほとんどすべてを税金で失う少数のエリート生産者が残るだけである。明白な解答は、労働を広く薄く拡散して、ほとんど働きのない人々に支払うことであるが、利益追求動機の錯覚によって、物価が誰も支払えない水準にまで高騰し、それを不可能にするのである。もしこの袋小路から抜け出す方法があるとすれば、経済学者の夢の世界が造り出す想像の産物への信仰を、私以上に持つ人々の創意工夫に委ねなければならない。

しかしながら、最高道徳のルールが広く一般に適用できるだろう。たとえ不合理な状況下にあつても、また基本的条件の調整が個々の実践家の能力を超えていても、同じことである。今日のような不可能な状況下でさえ、道徳を遵守することは出来るだろう。事実、廣池の思想の多くは、適正な事業経営に関するものである。廣池は時代背景のことは問題にしていないが、

彼の生きた時代背景は安定していたようであり、社会主義者と共産主義者が不適切な選択肢を定式化したばかりの頃であった。故ラワリーズ教授は、陶磁器製造会社に携わる経営者の話を詳しく語ってくれた。この経営者は財政的な困難に襲われ、廣池に助言を求めた。廣池の答えは、この経営者の心配事は的外れであり、もし彼が代わりに陶磁器の改良に注力すれば、財政的な問題は解消するというものであった。廣池の助言を採用すると、会社の見通しは一変し、製品の品質は大幅に改善され、その日から今日まで、会社は大きな発展を遂げている。特筆すべきは、この改善への努力が、経営者からだけでなく全労働者からもなされ、優秀な業績を修めるためには協働による決定がなされなければならなかったということである。

今日における多くの日本企業の発展は、上記と同じ見解によるものであると、私は聞いている。高度の教育を受けた者が、工場労働者と共に働くことは恥ではない。労働者の多くは大学出である。彼らは自分たちの生産品の完全さに個人的な責任感をもっており、したがって非生産的な監督的要素は最小限にとどめられている。もし機械に欠陥が生ずれば、その機械を操作している者が自分で修繕しようとし、等級や分野の違う労働者間で義務の区分はない。これが遅滞を減少させるのである。その結果、あらゆる種類の排他的で不必要な専門化を導入している西欧諸国より、生産性ははるかに高い。日本の成功は、未熟

練の廉価な奴隷的労働によるという西欧の考え方は、神話に過ぎない。それどころか、日本の工場労働者は熟練者であり給料も高い。最高道徳の原理を採用している会社では、労働者は賃金に加えて利益の一部を受け取っている。例えば控えめな株主配当（その配当利回りは西欧に比べてかなり低い）が支払われた後も、労働意欲が保持されている等々である。労働者は、雇用者や同僚工員と効果的なパートナーシップを構築し、相互の利益を図っているのである。

このようなシステムは、技術革新の根本問題に対処するには不適当であるかもしれないが、西欧でもさしあたりうまく機能するだろうし採用可能である。もっともそのためには、かなり大幅な見解の変更を加えたり、制約の多い慣行を大幅に放棄したりすることが求められるだろう。この目的を実現するためには、多くの労働組合の現今の姿勢と共に雇用者の姿勢も変更する必要があるだろう。敵対から調和へ、そしてジョイントベンチャーにおける協力へと転換する必要がある。今日では、労働組合の多くは、恐らく誇張だと思うが（私には有益な意見を述べるほど十分な知識がない）、たえず法律や雇用者と対立する勢力と見られており、体制外に身を置き、共同体における非融和的・破壊的要素を構成していると見られている。労働組合を、平等の基礎に立って、組織内に編入する必要がある。ある労働組合の最近の行動は盲目的で危険なものであったかもしれ

ないが、行動原則を改定し完全なものにして、健全な原則に基づくべきである。そのためには、労働組合は中道を行かなくてはならない。

それは想像されるほど困難なことではないだろう。平均的な英国人は鋭敏で、極端に走ることはない。私の労働経験のほとんどは、田舎のケント人 (Kent) やケント州の人 (Kentish men) (両者には微妙でちがひな違いがある) とのものである。彼らは、独立心の強固な種族であり、進取の気性をもって、土地を持たない労働者から身を立て、小さいながら独自の事業経営者となる場合が多い。彼らはよく働き、血縁関係に囚われず広い心で働き、季節ごとに必要に応じて補助的な仕事にも従事するのである。このようなタイプの人は、ウィールド (Weald) 地方やノース・ダウンス (the North Down) 地方にもいるし、他の地方にも存在することは疑いない。彼らは争いを好まず、驚くべき適応性と独立独行の精神を特徴とする。このような人々はサクソン移民 (the Saxon settlers) の生き残りの代表者であるに違いない。彼らは大企業の中にはほとんど存在しないが、もし好条件が与えられれば、再び浮かび上ってくる可能性の高い人々に潜む特徴を示している。英国民は、今日もなお中核において健全であり、最高道徳の原理の適用に開かれていると、私は信じる。

ここで最後の主題である社会生活についての考察に移ること

にしよう。廣池はここで、祖先、特に両親に対する尊敬をもっとも重視している。両親が誰であるかを知りたいという感情的欲求についてすでに述べたが、それは英国で重視されている事柄ではない。事実、人々は、祖先が彼らと同様、社会の表面を変革する力をほとんど持ち合わせなかったことを無視して、自分達の住んでいる社会システムの欠陥を祖先のせいにする傾向がある。ところが実際は、祖先は過去二世紀以上に亘って多大な社会進歩をもたらす努力をしてきたのである。社会的流動性は、先祖に対する奇妙な関心の欠如に伴うものである。祖父母以上に自分の系図をさかのぼれる人はほとんどいない。例えば私が法律家としての仕事を通して、近親者について調査した結果、大家族の構成員は、時には兄弟姉妹のような近い間柄にもかかわらず、相互の接触をいとも簡単に失ってしまうことが判明したのである。近年の広範な移民がそれに与っているとはいえ、それが主要な原因だとは思えない。村落共同体の同族感情の対局をなす、大都市における生活の匿名性がそれに関係している可能性はある。理由はなんであれ、今日においては根深い参加意識が欠如しているようであり、このことが今日の沈滞症候群のひとつである。自らの祖先を知り結びつきを知ることが、自分自身のアイデンティティや生活様式における位置づけを強く意識することを促し、その結果、自己確信の程度は増すのである。このことこそ西欧が東洋的見解の強固な連続性から

利益を受けうる事柄である。

少なくとも、大多数の人々は両親と接触を保っていると言っているが、このことがほとんど意味をなさないことがある。老親は厄介者であり、慈善の対象として、善意の公僕の監督下に置かれることが相応しく、極端な場合には、老人ホームで半ば忘れ去られるのである。老人の意見は時代遅れとして、やんわりと無視され顧みられることはない。それは、若者崇拜が、およそ五十歳以下の利益が優先されるべきであって、五十歳以上は消耗品であることを要求するからである。このようなバランスの欠如は、廣池の考え方に全く反するものである。したがって必要なことは、家族間の結束と奉仕の精神を復活させることであり、言いかえれば伝統 (the ortholion) を再興することである。

しかしながら、伝統の原理 (the doctrine of ortholion) は進化的であることを思い出すべきである。過去を尊重することは未来を配慮することを意味する。もし我々が子孫、特に子孫の規模のことを考えないとすれば、我々の家族連鎖の構成員は少なくなるにちがいない。従来は、少数の新生児しか成人する見込みはないという多大な災難を見込んで、生存競争のための自然の武器はすば抜けた多産の能力であるとされてきた。今日では人は、流行病を大規模に制御し、少なくとも世界の大部分では飢えの機会を克服することによって、崩壊過程に対して大き

な勝利を成し遂げたのである。自然の略奪者はもういない。(驚はどこでも、生き物としても象徴としても、魅惑の対象とされているが、それは我々ヒト科の小さな祖先が驚の餌食であった遙か昔に由来するものであるかどうか、疑わしくなる時がある。もしそうだとすれば、今日は、我々の方が驚にとっては巨大すぎるのである。) その結果、人口は累進的に増加し、世界の資源を枯渇させるほどになったのである。

ここで、サリー州ノース・ダウンズ地方の急斜面にある数エーカーの森と雑木林と牧草地に関するたとえ話に話題を転じようと思うが、何かの役に立つだろう。これらは妻と私が十二年以上所有して、愛し大事にしているものである。森は力動的な存在だと、私は理解するようになった。生態学的な悪ふざけのつもりで植えた二本の小さなイチョウの他は、すべての木が自生えである。優雅なブナが辺りを支配しているが、ところどころトリネコヤカエデや外来種のエジプトイチジクが侵入している。石灰を好むホワイトビームや人目をはばかるようなイチイ、そして様々な雑木が静かに共生している。誇らしげなカシは、丘上の砂利地にある細長い土地にそって遠くまで続いているが、ウエルカムライムに支えられながらブナの領域にまで進出しようとしている。外来のトキワガシ、イトスギ、月桂樹、その他の外来木は、庭園や農園から飛び出し、自然の地位を主張し始めている。巨大なブナが時折枯死して後継種に空間を与

え、時には風やクレマチス・ヴィタルバ（地を這うように忍び込む旅人の喜び）が寄りかかる重みによって木が倒れることがあるにもかかわらず、新芽の生える余地はほとんどない。沢山のブナの苗木が共に成長して鮮やかなまだら模様の牧草に見えることもあるが、生き残る物はほとんどない。それは光と空間を奪い合う共通の競争によって相互に殺し合うからである。森が低木林を侵食し、境界線を示していた一列の錆び鉄杭はずいぶん以前から覆い隠されてしまったままである。低木林は、前面をサンザシで護衛されるようにして牧草地を侵食する。私は、サクラソウ、スマレ、ラン、その他の劣勢なハーブを保護するために、成長しすぎて辺りを睥睨する植物を刈り取るのであるが、それでもキイチゴ、イバラ、ツタが生い茂る危険があり、私の壊れやすい保護区はすぐ草木がもつれ合って足の踏み場もない密集地が変わってしまうのである。時には、木々自体が成長の働きを止めてしまうように見えることがあり、ある種の木が一シーズンの間一斉に花をつけないこともあるが、翌年にはいつも生存競争が再開されるのである。この小さなエデンの園におけるアダムとして、私ができることと言えば、せいぜい旺盛な繁殖力に少々の点検を加えることであり、恥じらいながらやってくる新来種の、ゲルダローズやナナカマドその他の繁殖を促すことくらいである。これらの新来種は、機会があれば、好ましい多様性をさらに豊かにするのである。

それはすべてミニチュア版の人類に似ている。人種が入り混じって競合し、弱者は追いやられ、外来者は寄留地を認めさせようとし、すべてが自然資源の限界にまで突進する。しかしもし恒常的な大虐殺を避けようとすれば、人は、木や草とは異なつて、自己抑制を学び、相互的寛容を確立しなければならぬ。我々はたびたび自然の排除法則を克服してきた。そして今や我々は自分自身の血統が不当に増殖することを避け、絶滅を警戒しながらも、他の人々も、それぞれに有益なものとして生き残ることを保証することによって、このバランスを保たなければならぬ。進化の過程を通して、それぞれが独自の才能を発揮する多様性を創造することは、神の喜びであった。人類は今や、物理的な意味でも知的な意味でも、再統合の道を歩みつつあるように思われる。新しい種類の人間は、進化に逆らう傾向が生み出したもののようにあるが、入手可能な構成要素すべてを捨て去ることによって、手足の自由を奪われるようなことがあつてはならない。もしそんなことをすれば、極めて重要な何か欠落した構成物になつてしまうだろう。したがって確実に真のバランスを実現するためには、我々は原始の繁殖力を制限しなければならぬ。樹木のように、人は誰でも、世界に居住するために、未授精の精子細胞を作り出すことができるが、必要かつ十分なことは二・三人の次世代の形成に貢献することである。実り多い繁殖を目指す神の命令は、十分に守られてき

た。つまり無制限の繁殖が企図されることは決してなかった。潜在力を持った種子に代表される過剰なエネルギーは、より質の高い創造的な活動へと昇華しなければならず、性的衝動はほとんど、芸術、科学、そして精神的・知的冒険といった超性的領域へと方向転換しなければならぬ。価値ある贈り物は、次元の低い満足形式の追求に浪費されてはならない。低次元の満足形式は、今日ではまだ我々の運命の道程に伏在していると思われる新しい業績に寄与できないからである。義務は明確に成りつつあり、義務は権利に先行するのである。

このことは、不幸にもヒッポの聖アウグスティヌス(Augustine of Hippo) (彼自身は決して独身主義者ではなかったが) のような人々によってキリスト教に導入されたような、マニ教的独身(Manichean celibacy) 制度を称賛するものではない。この制度は、最高度の知的才能の持ち主の血統を産出することによって可能となる一般的特典を妨げるのではなく、ローマ・カトリック教会の聖職者たちに、奇妙な逸脱行為や不可能な教理という形の無数の害を及ぼしたのである。一般的には、ユダヤ教徒の見解のように、結婚はほとんどの人にとって望ましい状態であり、独身生活は規則の結果ではなく、個人的性向の結果であるべきである。現在の人口過剰状態においては、過剰な誕生を抑えることは、単に許容されるだけでなく、奨励されるべきである。忘れ去られる運命にある多数の精子細

胞の内の一個に、新しい生命過程を開始する機会を与えないだけで、罪などありえない。いかに初期段階の形態であれ、細胞が結合し新しい生命が始まれば、事柄は全く別である。墮胎は、例外はあるし、許容可能な場合や必要不可欠な場合がありうるとしても、ほとんどの場合、悪である。

妥当な原理は、本能の自然な働きを通しての自己実現である。その場合、本能はより高度な活動領域への昇華によって節度を保ち、不自然な逸脱を避け、子孫だけでなく配偶者自身にも利益となるよう家系を維持することが望ましい。社会の枠組みによつては、特別な行為形態が妥当な場合があるかもしれないが、標準は生涯にわたる一夫一婦婚であり、家族的結合の維持が十分に強調されなければならない。大幅な離婚の自由は、社会的崩壊の特徴である。離婚はごくまれな最後の救済策であり、成立困難なものであるべきだ。かつては厳粛な法手続きであり、極端な場合以外は避けるべきものであった事柄が、効率本位の専門家によつて、機械的に形式を満たすだけで、裁判官がほとんど注目する価値のない事項に成り下がり、金銭関係と子供のケアに関する付随的な事柄に介入するペテンと墮してしまった。例外的に困難な事例に対する備えはしておかなければならないが、例外はいつも余りにも容易にあらゆる水準の低下の言い訳として使われるものである。現今の放縦さはかなり引き締める必要がある。というのは、国家の結合は、家族団の強

さに依るところが大きいからである。それにもかかわらず、社会的関係に関わるこの領域では、前章で述べた不確定法則が適合する。法律、特に個人的な行為を支配する法律は、逃れられない命令とするよりも指標とすべきであるが、例外は真に例外的なものに限定すべきである。唯一絶対のものは、普遍的な慈悲の規則であり、その規則は時に洞察のための最大の努力を必要とするものである。個人は公共善のためには自己を犠牲にする用意ができていなければならないが、それも常識の範囲内においてである。放縦と狂信的厳正の中間が、通常通り、最善である。

教育においては、子供達の成長は、彼らの喜ぶままに放置すべきではなく、彼らが身につけていく発見を、今日余りにも広く行きわたっているような弛緩した観念に従うままにしてはならないのである。こんなことをすれば、子供は過去から蓄積された英知の指標を失ってしまう。子供達は行為や信念に関する明確な標準によってしつけられる必要があり、特定の宗教の下で育てられなければならない。一旦、彼らが理解のできる年齢に達したら、彼らが規則を疑い、もし精神的進歩にとって必要なら他の信念や見解を採用することも、望ましく不可欠のことではある。しかしこの事を効果的に行うためには、しっかりと根付いた判断基準に基づくことが可能でなければならない。家の伝統 (the family ortholion) に対する尊敬は、当たり前前の

こととして教え込まなければならない。たとえ後年になって特別な状況の下でそれに反抗することが必要になることがあってもである。この原則を否定することは、人間経験の全潮流に逆らうことである。人類は、まず過去から学ぶことによって、ついでそれを時代に適合したものにすることによって進歩してきただけであり、それを少しでも前進させることができたのはごくまれなことであった。

しかし教育は生涯を通じて継続するものであり、現代のマスコミという伝達方法は、あらゆる種類の意見を流し続けることとなったが、その意見は古来の徳の基礎を巧妙に掘り崩すことにも使うことができるのである。賢者の声と愚者の声と邪悪な声が入り混じって奔流となって流れ出し、悪貨が良貨を駆逐する原理によって、口先だけの人々や二流の人々に黙って従うことになるのである。このような精神的操作の新しい技術は、まだ最近のものである。このような意味するところは、いまだ正当に評価されていない。この技術の実践者は、自分たちのしていることを十分に理解していないのである。この救済策を提示することは困難である。なぜなら出来事の検閲や当局による解釈という形の制御は、批判し抗議する本質的な自由を制限することになりかねず、精神的専制はあらゆるコストを払って避けなければならないからである。このジレンマから脱却する方法を、私は次のこと以外に見つけることができない。それは新聞社や放送

局を支配している人々が、最高道徳の原理を採用することであり、彼らが上品さの限度に関する強力な大衆の意見に支持されることである。ニユースや思想を公的に調達する人々の職業は、いまだ新奇なものである。その職業への参入が、適正な基準によつて規制されていないのである。好ましい人柄と言葉の才能を持った人ならだれでも受け入れられてしまう。このような状況は少なくとも次のことによつて修正できるかもしれない。つまりこの職務が極めて重要であることが認識されること、この職務の専門家に高い地位を付与すること、そして彼らが、仕事に従事する前に、満足すべき程度の公平性と能力と道徳的品性を示してきたことを確認することによつてである。彼らは、公僕のように、政略と、廣池が「イズム」と呼ぶものを超克すべきである。公共意識 (the common consciousness) の進化的進歩の過程で登場したこの新しい道具を破棄することは出来ないが、その道具の使用法は発展させ洗練すべきものであつて、現在のところ予測不可能な方法によつてではあるが、その悪用がそり落とされ、凡庸で有害な画一性を特色とする勢力の軍門に下ることのないようにしなければならない。

本章では、多くのことが十分に述べられなかつたうらみがある。概括的に述べるには主題が広範過ぎるのである。しかし少なくとも、問題のいくつかについては考察し、あらゆる分野において道徳が重要であることを理解することは出来たと思う。

第一章 来たるべき統合

ここまで我々は主として国家的規模の問題について考察してきた。それらは大変重要な問題である。しかし超国家的な側面の事柄を無視したこの種の著作は、重大な欠陥をもつたものと言わなくてはならない。

この側面で我々が廣池の著作から得る示唆は少ない。彼が執筆したのは半世紀以上前のことであり、第一次世界大戦の末期に国家主義が極点に達した時であり、ある意味でまだ絶対的支配者であつた天皇の下の国民としてであつた。もちろん彼は世界的視野を欠いていたわけではない。事実、彼は次のように述べている。

モラロジの目的は、すでに述べた精神と方法とにより、世界の人類すべてに、伝統の原理を実行することを要し、まずは個人々に、次にすべての家族に、次にすべての組織に、次に国全体に、そして最後に全世界に、平和を実現することである。（『論文』第四章第九項第四節）

「原文」モラロジはかくのごとき精神と方法とをもつて、伝統の原理を全世界の人類に開示し、もつてまずその個人の精神に安定を与え、次にその一家の平和を形造らしめ、次に各団体内部の平和を形造らしめ、次に一国の平和

を形造らしめ、更に進んで、全世界の平和を形造らしめんとするの目的を有しておるのであります。(⑦「二七九頁」)

しかし彼の国際組織に対する意見は低調である。『論文』第五章第一項第三節に、彼は次のように書いている。

最近、国際連盟、軍縮会議、不戦条約など、世界平和の実現に関する多くの理論や運動が国際的に展開されている。しかし識者からは、このような手段で絶対的な世界平和を獲得することは不可能であると考えられている。したがって、いかにして最も確実に世界の永久平和を実現するかが、今日解決すべき問題である。その解決策は、帝国主義、軍国主義、あるいは侵略原理の基本的な観念である、人々の自己中心性を深刻に反省させるに足る学問や教説によって、人類を新しく開発することから始めることである。……帝国主義の基本的な観念である自己中心性が人間のあらゆる事柄を支配する時代においては、会議、条約、あるいは規制など、どのような方策でも、表面的な手段はすべて一時的、部分的な問題解決でしかありえないのである。……最高道徳によって人々を開発する以外に方法は無い。

〔原文…近年、国際連盟・軍縮会議・不戦条約その他世

界平和の実現に関する理論および運動はしきりに列国の間に行われるも、これによりて根本的に世界永遠の平和の実現を見ることは、もとより不可能であることは識者の認むるところであります。ここにおいて、その根本的に世界永遠の平和を実現させるところの確実な方法はいかにすればよろしいかという問題が存しておるのであります。しこうしてその問題の解決は、右の帝国主義・軍国主義もしくは侵略主義の根本思想を形成するところの人間の利己心に対して、これに強き反省を与うるところの学問若しくは教説をもつて新たに世界人心の開発をなすにある。……帝国主義の根本思想を形成するところの人間の利己心が人間一切の事を支配する時代にありては、すべての問題に対して、形式的にたとえ如何なる会議を催すも、如何なる条約を結ぶも、もしくは如何なる法律を規定するも、それはただその問題の一時的且つ一部分的事項の解決にとどま……るのです。……人間の精神の最高道徳的開発によるほかその方法は無いのであります。(⑨「一四―一五頁」)

人はこの最後の文章に十分同意するであろうが、他方で、商業的な方法で、さもなくば平和的な方法で競い合う非侵略的で独立した国民国家について廣池が描いた絵は、その後の出来事の進展によって取って替わられてしまったことを認めるであ

ろう。廣池が描いたのは新石器文化の理想的な絵であるが、その文化は、基本的な変化もほとんどなく数万年間続いたが、廣池の死後間もなく、最初の原子爆弾の爆発によって終結した。今日手に入れた新しい巨大なエネルギーは、放浪・狩猟・収集の生活が定住・農業・交易活動へと替わったような、劇的な組織の変化を要求していることを、人類は遅々として認めようとしめない。募りくる相互恐怖の状態で長く生活することは不可能である。それが早期に終息するのは、破壊によるか、新しい統合によるしかない。我々は今日までのようなやり方をさらに数年以上続けることは出来ない。新しい力を古い考えに適応させようとする今日の努力は、大きな不安定な歪みを生じており、官僚たちはその歪みを縮減しようとしているが、調停できないでいる。

なぜなら、終息すべきものは国際競争ばかりではなく国際競争であるからである。日本の商業において最高道徳が大成功を取めたことが、そのことを証明している。私は、モラロジー研究所の成員から、このような過大評価をしないよう戒められた。彼らは、たぶん謙虚に、彼らの影響は日本のある中小企業に限定されていると言うだろう。それにもかかわらず、部外者には、彼らの原理と、西欧で影響力のある大会社が採用している原理との間には、類似性があるように見える。そして彼らの影響は彼らが想像する以上に大きく、あるいは、日本における

企業道徳の一般原理は、最高道徳の具体的な定式化の基礎をなすものであると言ってもよい。いづれにせよ、日本の企業のおしくは、廣池の原理、あるいは類似の原理を採用し、そうして彼らは効率性と競争力を増し、市場を優秀な製品で満たすのである。英国が人の真似をして、日本企業のように効率性を高め、同じように製品の洪水を放置すると想像してみよう。すると良質ではあるが売れない製品が有り余り、事業は行き詰まってしまうだろう。すると、どの種類の製品も最適数以上は生産しないで、余剰のエネルギーを他のものに振り分けるための計画が必要となるだろう。生産を需要と供給の自然な勢力の働きに委ねると、多数の競争者に経済的な死をもたらし、私が前章で記述したように、私の林の樹木が浪費した労力と同じような、巨大な浪費と困難を伴うだろう。事実、自然の勢力は無情で、一個のまれな生き残りが望む通りに、過剰な生産力を消費するものである。人間は、自然の余剰の上に生存している。人はこれ以上自分自身の余剰を生産する必要はない。大人になるにつれて、人はゆっくりと、未調整の粗野な活動を合理的な計画に替えることを徐々に学んで行く。これまでのところ、人のこの試みは十分に成功を取めていないことも事実である。財政の誤謬と、究極的には機能しなかった社会主義の実験が、このような試みの足かせになってきた。財政の誤謬は、受け容れがたい繁栄の不平等を生み、社会主義は、思慮を欠いた機構による停滞

に終わってしまった。我々はなんととしても、人類全体にとつて、過剰にはなく必要なだけ生産できるように、個人の努力を調和させることを学ばなければならない。

このようなことは、崩壊著しい現在の国家の枠組みの中では、成し遂げられない。二つの傾向が働いているが、その二つは、表面的には整合性がないが、同じ原因による症状である。一つは、国際的な規制に向かう運動であり、もう一つは、少数民族の分離主義的要求による国家の解体である。これらを順に考察しなければならない。

世界帝国を目指す試みに反対し、国際協調を目指す最初の努力は、ウィーン会議 (the Congress of Vienna) が、フランス革命 (the French Revolution) とナポレオンの冒険 (the Napoleonic adventure) に起因する混乱を清算しようとした時に始まったと言われている。その思想はヨーロッパの協調 (the Concert of Europe) であり、独立主権国家間における力の均衡を確保し平和を招来する計画であった。しかしながら、それに関わった主権国家の多くは専制的かつ弾圧的国家であり、内部の民主的圧力によって崩壊した国もあり、軍事的侵略をこととする国もあった。その思想全体が、第一次世界大戦の混乱のもとで崩壊してしまった。これに次いで登場したのが、アメリカ合衆国のウィルソン大統領によって考案された国際連盟であったが、合衆国自体が自ら創造した機構から撤退するこ

とによって無力化されてしまった。国際連盟の構成員は、いかなる侵略者にも抗して結束すると思われていた国民国家であった。これが失敗に帰したのは、勇気の欠如からであり、とりわけイタリヤにアビシニア (Abyssinia) への不当な侵略を思いとどまらせることができなかつたという不名誉な失敗による。ヒットラーのドイツにおける狂気の帝国主義が第二次世界大戦を引き起こし、その結果、国際連盟が息を吹き返し、国際連合の名のもとに進行して行く。国際連合は、福祉、健康および文化の分野で成し遂げたものがあつたが、いくつかの成功にもかかわらず、国際社会の好戦性に対処するには特に無能である。国際連合は、国家を構成員とするという同様の欠陥を保持したままである。どの国家も規模や重要性に関係なく平等な発言権 (拒否権をもつ国の権力には従属する) を持ち、国際連合は、様々な国の軍隊から派遣される特派部隊によって構成される混成軍隊を作り上げることがあるが、その軍隊は実力を行使することはなく、調停的效果以上のものを持たない。ある国家が決然と国際連合の決議を無視しても刑罰を受けることはなく、その組織自体が党派的態度による欠陥を孕み、加盟国の身勝手な行動によって、その可能性をほとんど剥奪されてしまふ。旧式の防衛条約が急増しているが、これらは、この世界機構の有効性に対する信仰が広く行き渡れば、不必要なものであつただろう。

次に登場したのが欧州経済共同体 (the European Economic Community) であるが、これは国家主権を部分的に抛出し、限定的な能力をもった超国家的統一体を作り上げた点で、一定の前進であった。そして限定的な能力とはいえ、それ自体の域内では国家にとつて代わる機能を持ち、究極的には強制力は無いが、加盟国に共通の法を適用できる法廷を持つものである。国家からは独立し個人の選挙権によつて選出される議会さえ存在するが、その権限は効率的な制御を行うには不十分である。この制度は、理論的なメリットは無いが、加盟国の国家主義を和らげることはほとんどなく、加盟国は、通商上の事柄について以前よりも激しく言い争うようにさえなっている。主な欠陥を三点挙げれば、他の世界に対抗しようとするヨーロッパ原理の狭量さであり、商業資源の抛出に失敗して、より包括的な金融と言う幻想を生みだしさえしたことであり、加盟国の自己利益の温存である。さらにいえば、その制度は、伝統 (orthoin) という重要な特徴を欠いていることである。加盟国が六ヶ国、十ヶ国、十二ヶ国になろうと、物質的目標に限定された人為的な議会には誰も忠誠心を感じることは出来ない。委託委員会の折々の議長は、とても各国の大統領と比肩できるものではなく、巨大な官僚機構の長であるにすぎない。さらに、ヨーロッパという象徴的な観念は、それ自体弱く曖昧で、共同体の外側には広大なヨーロッパの地域が残っているので、

十分機能を果たすことができていない。共同体が提供する十分な解答は、より広範な前進を阻むであろう。しかし、現状は不適当だとはいえ、この共同体は、進化的発展にさらに適合した未来の組織体の可能性を種子として内に秘めているように思われる。

この逆方向の出来事としては、国家の内部崩壊がある。この事は最近まで植民地や保護国であった国の事例を見れば極めて分かりやすい。大体、十八世紀ないし十九世紀において、植民地勢力は領土をでたらめに獲得していった。たいていの場合、支配された人々は別々の敵対し合う部族から構成されており、彼らの単なる結合は、新しい支配者によつて強制されたものであった。彼らの支配が撤廃されると、部族間の敵意は自然に息を吹き返し、アフリカで顕著であったように、大虐殺や内戦を引き起こすことになった。英国がムガル帝国を継承したインドでさえ、独立後直ちにインドとパキスタンの二つの国家が形成され、新しい国境を正当に確定するまでの過程の最終段階を急ぎ過ぎたことから、嘆かわしい流血が大規模に起こった。東の国境地帯では、インドは英国の行政官の都合のみで英国の統治下 (the Raj) に含まれていた領土を獲得したが、住民は、なぜインドの支配下に置かれなければならないのかの理由が分からず、それ以来、反乱状態にあった。アーリア人の北部 (the Aryan North) とドゥラビダ人の南部 (the Dravidian South) は、

英語を唯一の共通言語にすることになったが、その文化的差異は潜在的な不安定要因である。カリブ海や太平洋におけるある群島では、いくつかの小島の住民は、ヨーロッパによる統治には満足していたが、より人口の多い隣の島の支配を受け入れる気にはならなかった。彼らがそうすべき特別の理由はなかったのである。なぜなら忠誠を誓うだけの伝統 (ortholinn) がなかったからである。

しかし問題はもっと広範にわたっている。大きな国民国家の多くに併合された民族的要素は、それぞれのアイデンティティを主張し、独立あるいは少なくとも半自治を求める民衆の声は高まっている。その点で、イギリス諸島 (the British Isles) がその主な例である。第一に、ケルト人の人口が優勢なアイランドの大部分は、仲間 (英本島) と分離してしまった。それにも拘わらず、両方の市民はそれぞれ、その神聖な本島との関係で論理的には反抗的態度をもって対立し合うことが多かったが、感情的には相互に相手をよそ者として遇することができず、法律も議会选择に関する事柄のようなことには同意しているのである。しかしながら、北アイルランドの少数派は、英国との全面的な結びつきにひどく固執しており、ここでの相違は民族的というよりは宗教的なものである。なぜならアルスター地方の人々 (Ulstermen) は主に、アイルランド人から出たスコットランド人であり、暗黒時代にスコットランドに移住し、

十七世紀にプロテスタントとして、つまり以前の宗教形態を保持し続けた時代遅れの人として、戻ってきたからである。今度、スコットランドの住民のいくらか、つまりケルト人およびアングル人 (Anglian) (イングランド、あるいは少なくともノーサンブリア (Northumbria) はかつてエディンバラまで勢力を伸ばしていたことがあるので) の一部が、おそらく理性的とはいえないやり方で、独立性の拡大を主張するのである。そして彼らは、スコットランド君主国 (the Scottish Monarchy) としてイングランドやウェールズを一六〇三年の相続によって獲得し、北から南へと移動を開始したので、植民地化勢力の立場にいたるのはスコットランドであると言うべきであろう。ウェールズは、ケルト人が優勢であるが、サクソン人やノーマン人の侵入地帯を含み、初期の部族の痕跡さえ留めており、一度も結合力を持ったことのない民族的アイデンティティを同じように主張し、ケルト語の再拡張を目指しているが、ウェールズの場合は、ケルト語が廃れることはなかったため、それは不合理とは言えない。そのケルト人が住むイングランドの南西端であるコーンウォール (Cornwall) でさえ、自律的感情が活発であり、他方、かつては凶暴なブリガンテ族 (Brigantes) の領土であり、今日でもある程度民族的独自性を保っている北部は、南部は優勢過ぎると感じており、地域政府「樹立」について考え始めている。

フランスにおいては、非常に中央集権的な権威によって制圧されてはいるが、同様にブレトン人が反抗的である。スペインにおいては、起源が不明で奇妙な言語（恐らく巨石文明の残滓）を持つバスク人（the Basques）、かつて独立していたカタロニア人（Catalans）、そしてムーア人の影響を受けたアンダルシア人（Andalusians）が、すべて自己主張している。イタリアでは、北部ロムバルト人（the Lombard）と、古来の南部民族の間に分裂が存在する。旧オーストリア帝国は、構成民族に分割されて久しいが、一部にはまだ民族的な地域主義が残っている。小国ベルギーでは、フランダーズ人（Flemings）とワロン人（Wallons）の争いがある。そして事態は、古来の部族が、国民国家を犠牲にして、みずからの縦のアイデンティティを取り戻そうとしながら推移するのであるが、国民国家が誕生する過程では、国民国家は一度潜伏した後、諸部族を合体するのである。

以前の独立要素が再出現することに対する圧力がないところでさえ、新しくやってきた移民とその子孫たちが同化に失敗することがあるが、それは多くの場合、民族的な相違によるものである。彼らは特有の衣装、言語、慣習を保持し、その共同体に数世紀前にやってきた支配的な勢力による圧迫に不平を抱くからである。

同じ問題がどの国にも見られる。そこには常に国家伝統（*national ortholinn*）

に対する忠誠の失敗がある。その場合、このような縦の系列が出現する時間がなかった場合もあれば、より深層にある忠誠心が、領土的、民族的、文化的な部分的利益に向けられていた場合もある。

これらすべてに共通する一つの理由は、いわゆるアイルランド人を例外とすれば、容易に見出される。終焉したばかりの新石器文化の戦闘指導者の局面においては、統治は本質的に封建的なものであり、支配者（the ruler）は、専制君主であれ、寡頭政治であれ、合議体であれ、忠誠と物質的支持の見返りに、内的・外的保護を提供した。このように国家的伝統は封建的思想と織り合わされたものであった。しかし外的保護は消失してしまった。それは、無用な武器で恐るべき武装を施した高価な軍隊によって作り上げられた幻想によって支えられた陰にすぎなかった。それぞれが民族全体を破壊する力を持った多様な国家が存在するところでは、効果的な防衛策はなく、我々は無防備さを隠すためには、自画自賛のプロパガンダで煙幕を張ったり、広範な破局に見舞われても、少数の国家は生き残って、しばらく哀れな野蛮な状態を引きずりながら存続できるようにする空しい努力がなされたりする。同時に、組織犯罪、外国人暗殺者、そして非公式団体が掌握する無責任勢力によって、国内の安全は減少する。もはや国民は、国民国家の保護のもとで安全を感じることはできない。

保護が取り去られるだけでなく、国家の境界が日に日に妥当性を失いつつある。なぜなら科学技術が距離の障壁を取り除き、世界規模の活動分野をもった組織が生まれているからである。テイヤール・ド・シャルダンが見たように、進化の力は、好むと好まざるとにかかわらず、人類を単一の巨大な混合物に圧縮しつつある。国民国家の衰退は避けられない。忠誠や忠義に対する封建的動機は失われ、個人は手近にある勢力に奉仕する見返りに、その勢力からの保護を求める。

人類の置かれた状況の変化は複雑な要因をもたらし、どれか一つを唯一の要因だと主張するのは賢明ではないが、このことが、分離主義的傾向が登場する主要な原因であると、私は信じる。個人は、自分自身の小さな言語集団や独自の宗教的宗派、あるいは自分自身の職業集団とのかかわりにおいて安全を感じるのであって、うつろさを増す国家機構のようなものや、見たところ非人道的な巨大集団と思われるものに対して安全を感じるのでない。

ここまで述べてくれば、我々は次のように言ってもよいだろう。すなわちもし上記のことが事実だとすれば、君主制や政治体制についてこれまで述べてきたことはほとんど無用であると言うこと、あるいは我々が過去から学んだことはすべて捨て去って、再出発の方がよいのではないかということである。しかし事態はそのようには運ばない。権力構造は変わっても、道

徳的価値は絶対であって、物質的環境とは独立したものである。さらに元型 (the archetypes) は存続しているのである。元型は人々の共通意識に深く埋め込まれており、人類の永い歴史と共に成長してきた。その歴史においては、今終息したばかりの新石器文化は、一段階に過ぎない。変化は包括的なものであるかもしれないが、いつも適応の積み重ねである。何らかの理論的な青写真からの全く新しい出発は決して存在しない。アイルランド人の場合のように、法律的な紐帯は崩壊しても心理的な結びつきは残っているのである。

上記のことは、実際上は次のことを意味するに違いない。つまり保護の目的で受け入れた規則の封建的要素は放棄される運命にあっても、伝統 (ortholion) という精神的要素は持続するということである。このことは、確立されて一世紀にも満たない新しい進化的見解にも適合する。過去の時代においては、権力は、天空の堅固なアーチ型天井の上に存在する擬似物理的な天国に住まう神から降り下ってくるものと考えられた。全能の支配者が命令を発すると、永遠の苦悩とともにそれに従わなければならなかった。現世の支配者は神の命令を反映する淡い蔭であって、天国を構成する大天使や天使と同等のものと目される廷臣や役人という従僕を上から支配したのである。このような観念は次のような理解にとって代われようとしている。つまり神は通常そのような働きをするのではなく、上から下へ

というよりは、内から外へと向かって事物に働きかけると考えられるようになった。進歩は、内的成長によって遺伝的特質を活用するのであって、その遺伝的特質は通常はゆっくりと発達するが、時には加速度的な活動の爆発によって発達することもある。戦闘と強制に関係する世俗的権力の時代は古く、もはや妥当なものではないと見なされるようになる、次のことはごく自然で正当なことである。つまり国家伝統 (the national ortholion) が、実は内から外への進化的運動における成長点であると見るべきであり、国家伝統は共同体の精神的自覚を象徴し、神の促しの焦点として働くものだけということである。正義の剣を携えた戦闘指導者の姿は、創造的活動との象徴的結合という、古くからの、しかし今日ではより重要な観念にとつて代わられるのである。

英国においては、王位がすでに権力的概念を大幅に放棄しているという事実があるので、上記の必要な移行ははるかに容易に行われる。王位は今日に至るまで権力の形式的源泉に留まっているとはいっても、すでに政体上の慣習によって、その権力は事実上、民主的組織に移行してしまっている。聖なる王職 (sacred kingship) という精神的要素が、かなりの程度、現世の支配という旧式概念とは区別されている。不確定性の原理の求めるところによって、そのプロセスが完結することはあり得ない。正常な目的についてはすべて不明であるが、進化的ス

パイラルの次の順番には、現世的権力が再び成長する可能性の種子がどこかに残存しているに相違なく、その種子はまだまだ想像することもできない無分別な仕方成長していくかもしれない。なぜなら、いま夜明けを迎えようとしている時代は、事柄の自然の秩序にしたがつて、順次により高度な状態に取って代わられ、創造の計画が完成するまでは、無限にそれを繰り返すに違いないからである。

しかし我々は、理解の地平を超えた領域についてあれこれ詮索するよりも、いま始まりつつある時代にとつて必要なことについて考察すべきであるが、ここでも課題は曖昧模糊としている。組織的戦争の観念や手段は、どのようなことがあっても廃棄しなければならぬ。これが必要不可欠な第一ステップであり、もしそれに失敗すれば、我々の想像はすべて無効となり、神が永遠の目的に適う他のより賢明な手段を展開することは間違いないであろう。

起こりうる衝撃は余りにも大きいに相違なく、我々を新しい意識へと駆り立てるのである。このような衝撃に対して、今日では我々には心理的な準備が出来ている。ここで日本における禅仏教の実践について考察することは当を得ている。禅の導師は、弟子が悟りに近づいていると思うと、突然、警策で一撃を加えたり、大声を発したりする。この衝撃は、最終的な障壁を乗り越え、急激に自己実現を促すためのものである。我々は普

遍的な人類意識 (the general consciousness of humanity) の発展においても同様のプロセスを期待してもよい。もともとその警策が核惨事によるものでないことを希望するのではあるが。このようにして、新しい精神の結集力は、古いシステムのうつつさを広く認識させることになるだろう。

そのような時には、抵抗地帯が残るのが常である。その抵抗地帯とは、オーストラリアの中石器時代の原住民の居留地に比すべき、新石器時代の生き残りの居留地に保持されているようなものに違いない。このような居留地の候補としてフランス人居留地を想像することも可能である。フランス人は自己自身の明快な実利的思考に囚われる危険がある。もともと私はこのような運命が彼らを待ち受けているとは思いたくはない。また人は、長期間にわたって領土的強迫観念に取りつかれたシオン主義者 (the Zionists) に対しても恐れを抱くに違いない。もともとこの強迫観念は、さらに新たな破壊と離散を引き起こす可能性ははるかに高いであろう。そしておそらく、人類学研究の興味ある対象となる進化的残存断片として、昨日の未開部族と同様な運命をたどる生き残りは、ほかに存在するだろう。

あらゆる意図や目的に対する力の優位の観念が廃棄され、それと共に国家間の競争への衝動も必然の結果として廃棄されたと仮定してみよう。その時、我々に残された唯一の指標は、間違いなく廣池の最高道徳の原理であり、特に伝統 (ortho-

linous) の観念である。伝統は、元型を具現したものであり、過去との本質的な絆を提供するものであって、不当な断絶もなく、我々を未来の発展へと導いてくれるものに違いない。精神的伝統も同様に妥当なものであるし、家の伝統や様々な副次的な準伝統 (quasi-ortholinos) も同様である。国の糸 (the national threads) だけは若干の再構成が必要であろう。一旦、外的勢力の観念が廃棄されると、国民国家は自然的な集団ともある。ある構成員が自分たちの独自性を強く感じるようになると、彼らのまっすぐな糸は何らかの新しい系列に編み直されなければならぬが、そのことが余り論争を引き起こすことなく受け容れられることもありうる。国の伝統は、レベルを異にする二つの形態へと分岐しうるであろう。一つは狭く強烈で半ば部族的な形態であり、それは例えば、英国の王位 (the British Crown) が大ウェセックス (an enlarged Wessex) の精神的焦点としての役割を果たすような場合であり、もう一つは超国家的な形態である。後者を説明するためには、どの共同体にとつても必要なものは、人々の精神的認識を、元型の具現者である理想的代表者に結晶化する参照点であることを思い起こさなければならぬ。現代世界の諸組織は明らかにこれを欠いている。この故に、共通の理念への結合や忠誠心は存在せず、ただ普遍的な同胞愛というような漠然とした感情があるだけ

で、実際上は、誰もがそれをぶち壊すことが余りにも多いのである。論争の多い継承問題に煩わされないような、連続的な糸 (a continuous thread) が必要である。

このような安定的要素を提供するものに何があるだろうか。私は三つの選択肢しかないと思う。つまり選挙で選ばれた大統領であり、宗教組織の長であり、聖なる家族である。

第一の選択肢は受け入れ可能な最低限のものである。この世の大統領の任命は終身のもでなければならぬだろう。選挙は困難な事柄であり、論争を生み、その結果として不満を残す可能性が極めて高い。大統領に選ばれる人は、派閥争いの産物としての無能力さをすべて身にまとった老齢の政治家が多い。このような頭首はありうるが、活力のあるカリスマを欠いており、一人の頭首が死去しその後継者が見つかるまでには長い空白が生ずるだろう。宗教的指導者の場合も、事情は少し異なるが、同様に不満足なものである。唯一可能な候補はローマ・カトリックの法王 (the Roman Catholic Pope) であるが、彼は再結合を果たしたキリスト教会の教主ではありえても、少数派の利益の代表者であることに変わりなく、他の宗教にとっては受け入れ難く、自己自身の組織の伝統 (the orthodoxy) として行動する必要があるという足かせを負うだろう。聖職者に現世的権威を付与することは、その権威は主として精神的なものであると断定される場合でも、とにかく賢明なことではない。聖

職者の機能は、人への神の解釈者として行動することであり、良心の原理を確立することであつて、このような原理を実践に移す仲介人として行動することではない。聖職者は必要な要素ではあるが、監視と批判の焦点として必要なのである。過去において神権政治がうまく機能したことはなく、それは神権政治が頑迷で尋問主義的になる傾向が強いからである。

第三の選択肢は王室や皇室である。王室や皇室は、継承に関する内的規定を持ち、日常業務の運営からは距離を置いているが、儀式的・象徴的な方法で行為し、生を享けたときから共同体の精神的本質と一体になるよう訓練を受けている。第三の選択肢に関する難点は、担うべき負担が個人にとっては大きすぎることもかもしれない。すべての個人が必要な標準を満たす資格があるとは限らない。一般人よりはるかに不自由な生活を償うだけの制限が不可欠であろう。大変な自己規律や多大の自己犠牲には、大きな名誉が付随しなければならない。衰えてこのような重い課題を引き受けることが困難になり、高齢になってその課題を次に譲り渡していく運命にある継承者のために、何らかの規定がなくてはならないだろう。しかし、日本の皇室、そして少なくとも最近の英国の王室は、その役割に対する要求を十分に満たしてきた。これは受容可能な選択肢であると思われる。

さらに見過ごしてはならない要因がある。考えられるあらゆる

るシステムにおいては、共通意識 (the common consciousness) の説得力 (the persuasive force) がいかに強くても、計画 (planning) が不可欠であり、その計画は、たとえ穏当なものであっても、ある程度の強制力を伴う必要がある。計画家がいつも正しいとは言えないし、ある程度の軋轢は避けられず、結果として旧来の権力構造に戻ろうとする誘惑が生じる。これによって専制政治や寡頭政治へと進展していくことがあつてはならない。これらは、抑制を怠れば、これまでに経験したどのような政体よりも圧政的なものとなるだろう。何らかの独立した価値基準 (some independent standard of values)、つまり行政権力による強制を受けない儀礼的頭首 (the ceremonial head) だけが提供できるような価値基準に訴えるようにすべきである。このように系統上の頭首 (the lineal figurehead) は、できるだけ完全に政治からは切り離すべきであるが、もし政治や計画が著しく常軌を逸して、従属ではなく支配する立場に回ろうとするときには、頭首は最後の手段として精神的勢力 (the spiritual forces) を行使することができなくてはならぬ。

このようなシステムの前兆は、すでにあの特有ではあるが示唆的な制度、英連邦 (the British Commonwealth of Nations) に見られる。この英連邦は、少数の残存する植民地や保護領を例外とすれば、非常に異質な独立国家の集合体であつて、すべ

ての大陸に広がり、それを結合するきずなは、立憲君主の形態でもあり連邦の象徴的元首でもある国王 (the Crown) である。その構成国は自由であり、彼らの政治は衝突することもあり相互に異なったものではあるが、理論上と言うより実際上の話し合いに参集し、ある程度の結合を達成し、国家主義が跋扈する混沌とした世界に安定をもたらしている。共通の要因は、女王に象徴される正義と道徳の観念である。これはまさに新しい時代が要求するような形態であり、力を感化と協調に置き換え、象徴的頭首 (a symbolic head) が共有の理念 (a shared ideal) の焦点として働くものである。

英連邦が論証しているのは、伝統や人種や歴史の多様性が大きくても、人々はこの種の緩やかで権威主義的でない連携 (loose and non-authoritarian association) のもとに結合することができるということである。したがってすべての国家が連邦に加入すべきことを示唆しているといえよう。これが究極の運命であるとしても、私はこれが早急の解決策として採用されるかどうかについては非常に疑問に思っている。事柄は段階を踏んで行われる必要があるが、その過程で連邦そのものが異なった性格を持つようになることもある。最初の段階は恐らく、世界中でほぼ地域ごとに広がっている同じ形態の連邦が相互に連携することであろう。日本の皇室は東アジアにおけるこのような連邦を形成するための明白な伝統的頭首 (ortholineal head) で

ある。スペインの王室は、以前スペインの支配下にあったスペイン語圏の伝統 (ortholion) になる可能性を持っている。アメリカ合衆国は、(もし十八世紀に自治領としての地位が創案されていたら、おそらく捨て去ることのなかった) 威厳と権威を失わずに、英連邦に復帰することができただろう。他の地域においては、今日フランスやロシアの影響下にある地域や中東のイスラム諸国のようなものが思い浮かぶ。しかしこれらの諸国においては、系列的頭首の権威 (the lineal headship) となる明白な家族の候補は見当たらないし、どのようにして聖なる家族を指名するのか明らかにすることは難しい。聖なる家族は、むしろ信頼できる徳の系列 (lines of authenticated virtue) として出現するはずのものである。しかしながら、このような概論を論ずる際には、特定の解答を提案することは、不必要であるし、おそらく望ましいことでもない。

すでに提案したような地域連邦連合 (associated regional commonwealths) のような組織が存在するとすれば、名目上の長は、すでにマレーシアで起こっているように、複数の系列的首領 (lineal heads) が交代で保持するのがよいであろう。マレーシアでは、多数の王室の系列のいずれかひとつの体现者、すなわち以前のマレー連邦国家のスルタン (the Sultans of the former Federated Malay States) が、定められた期間、名目的な支配権を保持するのである。しかしこのような取り決めは

恐らく過渡的なものであり、終局的には単一の系列を採用することになるであろう。どのような事態になろうと、初期の段階ではなんらかの変則や不調和が起こることは疑いないが、これらは特定の理論的政体を押し付ける前に、成長のプロセスの一部として受け入れなければならないであろう。

実際のところ、だれも未来の形態を正確に予測することは出来ない。新しい統合の形成へ向けて実に多くの要因が働いている。その一つは、現在の緊張の潜在的な源泉となっている民族の統合である。他の所でも指摘してきたように、人種は生物学的好奇心の対象である。別の新しい種へと多様に分化する通常のプロセスは阻止され、今日働いている強力な統合力の影響下で、肌の色や特徴を異にする人々が新たに登場しつつあるように思われる。やがて混血によって新しい優勢な民族 (race) が誕生し、すべての民族の長所を結合して、究極的に今日栄えている民族を凌駕すると想像することもできる。現在の繁殖の多樣化 (diversification of breeding) は、必要な変化をもたらすための望ましい基盤を提供するように思われる。このような考えからしり込みしたくなるのも自然であり、それはだれも廃れゆく民族の一員であるとは認めたくないからである。しかし私は、それ以外に、相互不信に陥っている民族の存在を許してきた固有の困難を乗り越える方法を知らない。もし進化の潮流がその方向に向かって強力に流れるのであれば、我々はその流れ

に溶け込むことが必要であり、民族的アイデンティティを犠牲にしても、より高度の何ものかを生みだす営み (the production of something on a more advanced level) に参画したいと望むことが必要である。もし生まれ変わりが事実であるとすれば、我々の多くは新しい民族の構成員として再登場するであろう。こうして私は移民の流入を平静に受け止めている。それは神の計画を実現する一段階となるであろう。

上記の事柄に対する答えが何であれ、何らかの形態の集合意識 (collective consciousness) を生みだすことが不可欠であるが、今日その始まりはすでに現れており、新しい進化的推進力 (the new evolutionary thrust) を結集するエネルギーをもたらそうとしている。そして人はその集合意識によって、衝突し合う権威による古い秩序が、真の固有の民主主義 (a true inherent democracy) に完全に置き換えられることを望むであろう。この真の民主主義においては、武力による紛争は概念上不可能であり、全般的な福利計画 (planning for the general benefit) を必要とするが、その必要性が基本的な生活形態 (the basic pattern of life) の重要な要素として受け入れられるであろう。

一方その間、より下位のレベルにおいては、多様化が促進されるべきである。同一領土内においては、共通の便宜を提供するために、ある程度の協働が必要ではあるが、それ以外は、相

互に独立した法律や系列的頭首を保持するなど、様々な要素を試してみることは有益であろう。これは新しい考えではない。たとえば英領インド (British India) においては、家族や個人財産を統制する法令が少なくとも三つ存在した。ヒンズー教徒のための法令、イスラム教徒のための法令、英国人のための法令であるが、他の少数派に対する法令もあったと思われる。一般刑法令を当てはめることすらまれで、たとえば重婚は英国人だけの犯罪であった。いったん封建制度が廃れると、適合や多様化は無限に可能となる。このような状況の下では、それぞれが特別な生活方法に関心をもつ小系列が発達することが推測される。このような系列の中には、頭首は聖なる家族の代表者というよりは文化協会の代表者と言うべきものがあり、このタイプはより大きな集団を形成する上では、さらに適切なものであろう。しかし領土内には、通信交通のような共有サービスを行い、土地使用における不協和を避けるための組織が残されていない、土地使用における不協和を避けるための組織が残されていなくてはならない。我々は、国民国家が従属的組織体になるような仕組みを想像することさえできるだろう。この従属的組織体は、物質的な供給と条件整備だけにかかわり、他面においては、その指導的役割を地方的限界のない精神的・知的集団に明け渡してしまうのである。

未来の形態がどのようなものであれ、あるいは連続的な混合形態になるにせよ、その要点は、広く一般に受け入れられ支持

される道徳システムでなければならぬ。教育はすべてこの道徳システムに基づいて行われなければならない。その道徳原理を詳細に練り上げていく過程は、状況の変化や洞察の進展によって変化するかもしれないが、それは派生的な事柄で、原理そのものは不変でなければならない。そうでなければ、早晩、すべてがバラバラにならざるをえない。廣池が因襲的道徳と呼んだ単なる自己保存的道徳の対極にある最高道徳は、神の自覚がなければ不可能である。神の自覚は、進化的計画に関する知識が湧き出る源泉である。こうしてすべては終局的には、神及び神の目的に関する我々の限られた理解に立ち戻る。我々は神の創造的計画が完結するまでは、神秘であり続けるに違いないものを探求し続けるのである。

第二章 英国における最高道徳、そしてそれを越えて

我々は、思い切った推測を述べることによつて前章を終えた。これは本書が実践的な書物になることを意図したからである。したがつて読者とお別れする前に、より日常のレベルに降り、本書で述べたことがすべて、我々を取り巻く事象を秩序立てるうえでごく僅かでも価値あるものを含んでいるかどうか問うてみたい。もしそうでなければ、廣池博士の膨大な労作とそ

れに對する私のとるに足りない論評は、空しいものになつてしまふだろう。総括と復習を行うことによつて、古い洞察と新しい洞察をより鮮明にすることができるかもしれない。

預言者ジョエル (Joel) が言つたように、「あなた方の老人には夢を見させ、若者にはビジョンを見させることだ。」この言葉は、実地の問題に関する論文を書くにあつて、幸先のよい出だしとは言えないかもしれないが、読むのを止める前に、ちよつと待つて欲しい。夢は我々の潜在意識の働きを意識に登らせるためのごく普通の方法であり、もし人生に成功するとすれば、我々の心の構造の中に、意識的要素と潜在意識的要素が調和していなければならない。

夢という主題は最近多くの注目を集め、様々な理論が登場してきた。何年にもわたつて、私は夢に関する記録を収集してきた。そしてたどり着いた結論は、夢の理論はすべて正しいが分かりやすいものではないということである。なぜなら夢は多種多様であり、しかもその多様性は重なり合つているからである。夢の考察には注意しなければならない。それは潜在意識が考察に反映されることがあり、しかもまったく悪戯ごとである可能性が高いからである。大多数の夢は重要なものではなく、私には、夢は日常の瑣末なことに關係し、日常経験を結合して脳の貯蓄室に反映させるもののように思われる。

本書の目的にかなう唯一のタイプは、ユングの夢 (the

Jungian dream) であり、その夢は、民族の記憶 (race memories) が元型 (archetypes) という形式をとって現れたものであり、民族の過去が現在の状況に及ぼす衝撃を象徴するものである。このような夢において、我々は全生命の進化に付随しその進化を促進する大きな精神的流れに触れるのであり、最も顕著な流れは人間の進化であるが、人間以前の意識のおぼろげな奥底にさえも遡及できるものである。このような夢は、畏れの要素や恐怖の要素さえ伴う特有の質を持ったものである。たとえばかつて私は大なる母 (the Great Mother) に遭ったことがある。その母は遙か昔の恐るべき類人の姿をしており、新石器人の豊穡の女神の奇怪な表象に似ていなくもなかった。そしてその女神は、人類の遺伝的構成要素の発達を熟視してきたのである。それ以来、私は特に、その母に手渡せるよう象徴的な小石を投げ落す手探りの儀式を行なうように、人類の発達可能性を明確に自覚するようになった。我々は我々自身この過去から切り離すことは出来ない。過去は我々の存在そのもの、我々の根源的な構造の一部である。元型を無視することは、我々個々人の有機体の狭い限界に閉じ込められた、根なし草の半生命を生きるようなものであり、個々人の有機体は、主流から切り離されれば、ほとんど意味をなさない。ここに、廣池の伝統的教説 (doctrine of the ortholions) の重要性が見えてくる。伝統とは元型を定式化したもの (archetypal

formulation) であり、民族的意識を有効に働かせ、人生に何らかの意味があるとすれば、信じなければならぬ民族的意識 (the racial consciousness) の進歩の「まっすぐな系列 (straight line)」へと我々を誘うものである。

しかしこの元型は、奇妙な形態をとることがありうる。解釈は容易ではないのである。もし注意を怠れば、我々は非生産的な神秘的状況や有害な迷信へと誘われることがあるかもしれない。時として恐るべき規模で行われた人身御供のような逸脱行為は、おそらく元型の勢力の誤解によるものであろう。進歩が危険を伴うことは避けられず、悪魔とでも呼ぶべき自然力が働くものである。そしてその自然力は、単なる作り話である怪物を生み出す傾向がある。悪は、全体を損じて部分を優先しようとする根深い傾向の中に姿を現す。つまり共同体をないがしろにして個人の便益を図り、自己以外の個人や人類全体をないがしろにして自己の属する家族、階級、カルト、政党、協会、国民の利益を図り、あるいは人類以外の創造物をないがしろにして人類の便宜を図ろうとする傾向がある。このような自己中心的な側面は、世間体 (respectability) という良心的な行動基準の形式を追求するようにさえなるかもしれない。このような行動基準を、廣池は因襲的道德 (conventional morality) と名付け、それらは根底において利己的であるので幸福をもたらすものではないとみなした。正しい行動基準は最高道德の原理であ

る。思い起こしてみたいが、廣池はこの最高道德の原理を、自我没却、神の慈悲を信じること、権利に対する義務の先行、過去・現在・未来の連続性を保証する個人的関係の進化の撚り糸 (the evolutionary strands) に対する尊重、人心開発救済、そして最後に道德的因果律に分解した。最高道德の諸原理は異なった分類も可能であるし、別の記述の仕方もありうるが、その場合でもその本質は変わらないであろう。それらはよく知られた次の原理に具体化できよう。「まず神を愛し、あなたの隣人（最も広い意味においては、すべての被造物にまで及ぶ）をあなた自身のように愛しなさい。」そして「あなたは人があなたにすべきでないと思うことを人に行ってはならない。」

廣池がユニークだと思われるところは、彼が道德は科学であると主張している点である。彼の著作においては、ある事柄が科学的に立証されたということが随所で述べられているが、彼の命題、つまり今日でいう研究主題は、まだ統計によって十分に確証されていないし、厳密な科学から期待されるような包括的な証明によっても確証されてはいない。彼の命題は一見すれば詩的で示唆的な定式化に見えるし、ある意味ではそのとおりであると思う。しかしそれらはそれ以上のものでもある。おそらく廣池は古代中国思想の影響を受け、ユングが共時性 (synchronicity) と呼ぶ要素を再び科学に導入し、進化的創造という深層形態を持ちこむことによって単純な因果法則を補お

うとしている。

廣池は彼の科学〔道德科学〕の創立者であり、細部の研究は後世に委ねるべく、その基本指針を開示したのであって、この研究が、彼の独創的な業績から花開いた大規模な組織〔モラロジー研究所〕において行われているのである。廣池の時代から半世紀以上になるが、その間に事実的知識は夥しく増加したが、それと軌を一にすべき道德意識の増進は取り残されたままである。もともと人類以外の被造物に対する関心が大幅に増加したというような進歩はあった。廣池の科学はこのギャップを埋めるものである。彼の意図を発展させるためには、多数の人の頭脳を必要とするし、さらに事実が集積されるに従って元の定式化が修正されていくのが、科学の性質である。したがって、もし廣池の見解のあるものが今日では時代遅れとなり、複数の人がさらに充実した意味を洞察することによって、彼の他の見解が変容することがあっても、驚くにはあたらない。「最高道德の」諸原理は手を加えないまま残るとしても、その結論は進化的進歩に従うものである。テイヤール・ド・シャルダンと同様に、廣池は、彼の成功の度合いは、彼が乗り越えられていく程度にあると認識していた。このことは彼自身の功績や彼のオリジナルな見解の価値を貶めるものではなく、彼を偉大な洞察者の列に加えることであって、そのような洞察者のインスピレーションに刺激されて、多数の後継者の業績が生まれるの

である。インスピレーションは帰着点ではなく出発点である。

しかし読者は、今述べていることに新しいものは何もないと言いかもしれない。道徳については、多数の書物が書かれてきたし、無数の説教が行われてきた。道徳は宗教の主要な関心の一つであるし、道徳の最低基準を強化することが、新聞の継続的な論争の主題である。このような疑念に対する回答が二つある。第一は、道徳はこれまで非科学的な基礎の上に取り扱われてきたということである。これまでは事実を組織的に収集することなく、一般原理から演繹するにすぎなかった。廣池は主題を歴史的に取り扱い、行動の結果を証明しようとする。第二に、道徳は最近まで、主として魂の救済にとつて適切な個人の行為に関する事柄と見なされてきたが、廣池は、主に公共的集合的な側面 (the public or collective aspect) に関心を持ち、家族の安定から共同体の福利まで研究した。たとえば彼は、性道徳について述べることはごく少なく、性的逸脱行為に対する非難を時には黙殺するだけで、それは議論の余地のないほど明白な悪事とみなしている。彼は、現代人が自己表現のために、あらゆる束縛からの自由を声高に叫ぶことを蔑視していた。しかし彼は、政治やビジネスに関する事柄の道徳には、大きな関心を払っていた。彼は聖職的な良心の指導者 (a priestly director of consciences) というよりは立憲主義者 (a constitutionalist) である。過去においては無視されてきたが、

今日においては世界に平和を保つために必ず発展させなければならぬのは、道徳の公共的側面 (the public aspect of morality) である。

五十年前に生起していたことは別として、今日においては、公共的道徳、特に核戦争、民族、経済的不均衡、性的放縦がもたらす公共的影響、ポルノ、ギャンブル、飲酒、薬物といった問題等、公共的道徳に関する関心が増大している。これらの問題に対する解決策がいくつか提示されており、それについて人がどう思おうと、関心の増大という傾向は歓迎すべきことである。しかしながら、悪の特別な一側面に関心を集中させることから生じる感傷主義や不均衡を避けるためには、普遍的に適用可能な一組の原理のもとで様々な要素を束ねることが必要である。これが廣池の行おうとすることであり、彼の教説が、あるいは極めて類似した教説が日本でもたらした結果によって、その教説はある程度、正当性が認められている。日本では、広範囲の人々が、彼らの計画を実行に移す前に、その道徳的意味を理解しようとするのである。

廣池の最も新奇な学説は伝統 (the ortholion) に関する学説である。伝統の学説は、もちろん一般の人々の意識の中に潜在しているものではあるが、おそらく孔子の教説を除いては明白に定式化されたことはかつてなかったと思う。その孔子の教説は、西欧では余り知られておらず、いずれにしても関連性の

ない一連の金言だけに見出されるものであって、その金言には不明瞭なものもあれば、もはや存在しない状況だけに妥当するものであったりするのである。孔子は十八世紀の英国にびつたり適合するものであったようである。孔子の標準は、啓蒙時代における啓発された紳士 (an enlightened gentleman) の標準であり、紳士は典型的な静的見解を持ち、都合のいいことに、神性 (the Divine) の働きに対する信念を背景に保持し、そのことは根本的で自明のこととみなされていたのであった。廣池は、ダーウイン的進化論を受け入れ、日本を十九世紀後期の動物的見解の系列へと導いた人々の一員であった。この動物的見解は、物質科学 (material science) の確実性によって保証され、堅固に確立された国家的、経済的、階級的構造に支えられた無限の進歩を確信するものであった。そしてこの構造は、まだ半封建的な東洋の方が、分割の進んだ西欧よりも強力であると思われていた。廣池の死後、別の思想革命が起こった。そこでは力動性は保持されたが、確実性は消失した。我々は、高さにおいても深さにおいても無限に遠ざかる、新しい知覚 (perception) の世界に飛び込んだ。そこには十六世紀における地理的な新世界の発見の時に人々が経験した冒険的原野がすべて存在するが、今回の旅は、基礎的構成要素の深奥 (the recesses of the basic components)、つまり天文学的限界への旅であって、少なくとも西欧的文化においては、精神の未開拓の

内部への旅である。理性は詩的な洞察によって増大させる必要があり、その詩的洞察は、西欧が四百年前に経験したような創造力の爆発を生みだすにちがいない。これらの新たな海洋においては、東洋と西洋はそれぞれの異なった見解を共有することがますます必要となる。したがって廣池が、彼の新科学を東西の文化的背景をもつ学問上に基礎づけ、両者に共通する一組の原理を抽出したのは正しかった。おそらく彼の科学の細部には修正が必要であり、たとえば東洋的な尊重や服従の態度は、理想への関与や忠誠と解釈しなおすことが必要であろう。しかしその原理は不変であって、新たな曖昧さを通りぬける導きの糸の働きをする。嵐が起こり、大きな破砕音が、これまでは想像もしなかった方面から、我々の耳に達してくる。もしそれを切り抜けなければならぬとすれば、我々はあらゆるコストを払って、我々の生命線 (lifelines)、把握可能な確実性 (certainties) のみを保持しなければならない。

こうして我々は再び継承の系列 (the lines of succession) の重要性に立ち戻ることにした。第一は、生命の大計画の創造主である神の解説者であって、彼らなくしては、我々の目的も運命も意味をなさない。第二は王位 (the Crown)、あるいはそれを欠いている場合は少なくとも、神的活動 (Divine activity) の焦点であり国民精神 (the spirit of the nation) の体現者としての象徴的な国家元首であって、それはまた集合的政

治組織 (the collective polity) における最高の知性や最強の要素に支えられたものでなくてはならない。すでに述べたように、国家観念は不安定なものであるが、王位の観念はそうではない。王位は、いかなる組織が現れようと、その組織の系列的な頭首 (the lineal head) としつゝの役割を果たすに違いないし、どのような有機的共同体にとつても、その構造や方法が異なるうと、なくてはならないものである。伝統 (ortholion) の拘束力なくしては、結合は実現しないであろう。第三は家族であり、両親によつて代表される中核的人間分子 (the nuclear human particle) である。家族は、生活行動に必要な初步的訓練や経験を提供し、世界の進歩に関する正しい見解を培う場である。準伝統については、ここではこれ以上述べない。準伝統は、人ごとに少しずつ異なったものであるので、より個人主義的なものである。準伝統は、芸術や科学の領域、身体的活動、あらゆる種類の人間の努力に抜けることができ、これらすべてにおいて、全般的進歩を次の段階へと導く、伝統の連続的系列 (the continuous line of tradition) が存在する。

我々はこのままで、実行する必要がある事柄のいくつかについて述べてきた。その中には、直ちには実行可能でないものもあり、段階を追って実行しなければならぬもの、つまり、今日の組織に与える変動の強さに見合うだけの効果的なショックを待つべきものもある。我々はこれ以上の推測は差し控えるが、

手遅れにならない前に、緩やかな過程を採用する分別 (sense) を持ちたいと望むのみである。

もし態度を調整すれば、直ちにできることが他にもある。しかし変革のための変革の時代である今日においては、我々にとつて、一六二二年出版の『共通の祈りの書 (Book of Common Prayer)』の序文の一節 (この引用は、モリス (Brian Morris) 編『儀式的殺人 (Ritual Murder)』に負う) を思い出すのがよい。「共通の経験が示しているように、慎重に制定された物事に、(明らかにその必要性はそれ程高くないのに) なんらかの変革が加えられたところでは、種々様々な不都合が起(こ)つてい(い)る。そしてその不都合は、その変革によつて改善しようとした悪より何倍も多く大きいのである。」マーティン (David Martin) が先に言及した本において認めたように、「現今の民主主義は、声高な人々の意思と政党の地方幹部会の力に支配されるのが余りにも多い。」反対派が弱体であったり、多数派がより重要な問題に無関心であったりするときは、確信的な少数の個人によつて、十分な考察も議論もないままに、政体を支える重要な支柱がすべていとも簡単に削がれてしまう。もし我々が警戒を怠れば、上院、司法の独立性、政府官庁の不偏性、そして王位そのものが、すべて声高な地方幹部会によつて一掃されてしまうだろう。大規模な変革は、その方向が正しい限り、不可欠であり歓迎すべきものであるが、そこには「明白

「必要性」がなければならぬし、ほとんどの場合どの変革にも付随する悪については注意深く考察し、可能な限り縮小しなければならぬ。

変化は、既存の基盤を基にした建設のプロセスでなければならず、我々がロシアの悲しい事例から学んだに違いない無差別革命のプロセスであってはならない。ロシアは今日、時代遅れの物質主義に基づく非効率な官僚主義の支配下に置かれており、ロシアは、自ら加担した革命そのものによって破滅した大部分の人々が、もともと供給してきた理想主義的なる力を急速に失いつつある。まったく範疇を異にするけれども、一六八八年の英国の革命を、一九一七年のロシア革命と比較することは有益である。大英帝国の場合は、法の支配がジェイムズ二世 (James II) によって脅かされようとした時、変革が避けられないものとなった。その時、王位の糸 (the thread of the Crown) (おそらく完全な直線とは言えないが、状況に応じてそれに近いものではあった) を保持することに大きな注意が払われた。誰にとつても、一六四〇年代に起こった以前の革命が壊滅的影響をもたらしたことが記憶に残っていたに相違ない。その結果、比較的平和な政体の発展 (constitutional development) が長く続いたが、ごく最近になって再び、それが途絶の危機に晒されている。

この国においては、極左の狂信者と極右の利己主義者が、九

一頁「第九章」に引用した廣池の賛辞を呼び起こした英国の描写を、それぞれ別のやり方で破壊しようとして躍起になっているように見えるのは厄介なことである。廣池が感銘を受けたのは、王座 (the throne) や伝統 (tradition) に対する深い尊敬であり、高い道德的標準をもった国民性 (the national character) であつた。さらに第五章で触れたように、廣池は、最近の東洋に対する西洋の優位性は、東洋 (恐らくインドを除いて) では見失われてしまった神に対する信仰を、西洋では保持していることに由来すると述べている。これらの価値がすべて、今日、攻撃に晒されている。王位 (the Crown) は左翼によって誹謗され、右翼によって周辺に追いやられている。伝統 (traditions) は軽蔑の対象となり、道德的標準はおぞましいほど下落し、著述家は公然と生ぬるい快樂主義を唱導するようになった。我々が絶えず耳にするのは、(教会に参列することは妥当なテストとは言えないというのは誤つた理由だと、私は思うが) 神に対する信仰が雲散霧消しつつあるということである。聖職者たちの中には、わけのわからない世界教会運動 (ecumenism) というような子供じみた基礎に立って、宗教の非国教化 (disestablishment) を推し進めようとさえして、信仰の永遠の価値より物質的な条件に関心を持つ者がいる。人間が神であつて、神は人間存在の究極的な基礎以上のものではないという決定的な異端説、悪魔が喜ぶに違いない理論を説く者

さえ、僅かながらいるのである。政府は、支配下に置こうとする下位部門 (the small sections) の高度な物質的繁栄という利己性に懸念を持ち、その対応に力を注いでいるが成功しておらず、下位部門はますます排他的になっている。これに反して、日本人の中には、廣池の教えの影響をある程度受けているに相違ないが、対極の立場をとる者がある。これらの人々は、義務を先行することによって、我々が逆の方向から目指そうとする繁栄を獲得してしまうことがある。日本は今日、経済大国になる見込みが十分あるが、明らかにその理由は、日本人が、恐らくや不当な理想主義に陥っていると思うが、彼らが顕著な西洋の徳だと結論づけたものを採用したからである。注意を怠れば、我々は嫉妬深い凡人の状態に沈んでしまうであろう。しかしその必要はない。我々にはまだ、傷ついたイメージを回復し、進化上のエリートに返り咲く時間がある。この事を成し遂げるためには、政府や産業や通商の仕組みを下手にいじくりまわすことではなく、広く人々の態度を反転 (a general reverse of attitude) させなければならぬ。もしその態度が正しければ、日本人が証明してくれたように、他のことは付いてくるだろう。我々は我々の向かうべき方向を獲得し直すべきである。

したがって英国にとっては、二つの必要な段階がある。第一は、すでに述べたように、我々にとって真実の見通しを修復し

て最前線の地位に追いつくことである。しかし世界は不安定性に満ちているので、第二段階は、すでに登場し現に生起しつつある新しい勢力に適應するためのより壮大なデザインを描くことであって、それを人類全体と歩調を合わせ、調和を図っていかねばならない。

第一段階、つまり修復の段階においては、我々は、権利と義務、労働と社会関係、狂信的な物質主義、教育の目的、伝統 (tradition) の重要さや神性の働きに対する、我々の態度を反転させなければならない。あらゆる犠牲を払って、伝統 (the ortholnon) 、つまり王位 (the Crown) の元型 (archetype) であり理想型 (ideal) を復権し保持しなければならず、王位の聖礼的要素 (sacramental element) を再認識しなければならない。我々はこれ以上、国王 (kings) を食い物にするのではなく、名誉と富によってもほとんど妥当な償いにはならないような制約ある負荷を国王に課するのである。王位を国民的精神 (the national spirit) と一致させるためには、国民の代表者がまずは精神的な品性を身につける必要があり、我々を今日の段階にもたらした諸力に、国王が焦点を合わせ、次の前進のためにそれらを集約する必要がある。焦点を合わせる要点は、外部からの光だけではなく、感受性 (receptivity) と相互的活動 (reciprocal activity) の領域でもある。不活発なものに焦点を当てるのは無益である。このようにして国民はその役割を演じ

なければならず、最高道徳のその他の原理に導かれてはじめて、その役割を演じることができるのである。

最初に達成された一時的な国家の繁栄がどんなに偉大でも、次の段階は統合の段階でなければならない。競い合う国家は不均衡の兆候を呈している。重要な課題は、世界規模の調和を確立することであるが、それは退屈で抑圧的な画一性なのでなく、それぞれの才能が個々の役割を演じる管弦楽組曲である。すでに提案したように、金融システムが放棄され、経営者の職務が資産管理責任概念 (the concept of stewardship) によって修正されなければ、私はこの調和を実現する方法を示すことができない。この考えは妥当ではないかもしれないが、もしそうだとすれば、既存の使い古された方法を修正する別の方策を見つけないければならない。なにはともあれ、豊かな国がますます豊かになり、貧しい国がますます貧しくなる格差を除去しなければならぬ。主要計画 (a central plan) が絶対必要であるように思われる。

最高道徳の諸原理が、創造的な計画の最終的な実現に届くほど、完全な結果を出すと期待することはほとんどできないし、その創造的計画はまだはつきりと見ることは出来ない。個人の欠陥だけでなく、意見の相違や時代錯誤の領域が必ずあるものである。どのような新しいシステムを導入するにしても、古い異物が消散し、新しいものへと完全に統合されるには、長い時

間がかかる。進歩は、途上で特別激しい活動の爆発に促されながらも、非常にゆっくり進展するものようである。このような状況の下では、ユートピア的解決はない。広範な前進を妨げる反体制的要素を内蔵する境界人 (boundaries) を管理下に置き、多数者の共通意識 (the common consciousness) が獲得した新しい見解へと優柔不断者 (lingers) を徐々に引き込む何らかのシステムが導入されなくてはならないだろう。なぜなら進歩というものは、突然の圧倒的な危機の結果でない限り、浜辺に打ち寄せる潮のようなものだからである。個々の波は引く前に前進するが、ほとんどの波はより強力な以前の波が到達した高みに達することはない。しかしある意味で、すべての波は同じであって、その力が寄り集まって全体的な水準を押し上げ、越え難い隆起線を乗り越えていくのである。

我々は神の目的への信仰を持って本書を締めくくりたい。我々は終局を見ることは出来ない。しかし我々を究極の無益へと運命づけるのでなければ、我々は、人生には意味があり、その意味はどこかへ向かうものであり、ゴールは神性に関する高度な知識の中にあると想像しなければならない。そこへ向かう進歩の過程においては、我々は己を空しくして、我々が生み出そうと努力してきたより高度な形式に道を譲る準備をしなければならぬ。不適切さや和解不可能な相違を保持したままの我々は、我々とアシュール人の祖先 (Acheulian ancestors) [訳

注：アシュール文化＝ヨーロッパのアベビル文化 (Abbevillian) に続く第三氷期のころからの旧石器時代前期の文化：両面加工された石・骨・シカの枝角・木から造られた柔らかな材質のハンマー使用が特徴」との間ほど開きのある人種に、座を明け渡す必要があるが、そうすることによって我々は生まれ更なることになる。さらに我々は、我々の個別の魂が、それぞれ祖先からの進歩 (lineal progress) を推し進めながら、再び新たな人間 (the new humanity) へと変容することを望みたい。これは預言ではない。人は神から与えられた権威を表現することなしに、未来を予測することを慎むべきであるし、今日の我々の無知の段階においては、その権威は与えられていない。しかし推測は許されてよいし、必要ですらある。もし推測が我々自身のことをより明瞭に認識することを可能にするのであれば、十分それを正当化してもよいだろう。もし我々が、はるかに入り組んだ捉えにくい真実の無限の領域の入り口に差し掛かっているとすれば、その結果は、想像できる以上に素晴らしいものである可能性がある。黄金世界に至る我々の課題 (our millennial task) は、我々の自覚 (awareness) を拡張し続けることにある。

文獻 (Bibliography)

- AMES, R. T. 'Bushido: Mode or Ethic?' unpublished thesis, University of Hawaii, undated.
- Anonymous, *The I Ching or Book of Changes*, translation and commentary by R. Wilhelm, foreword by C. G. Jung, London, Routledge & Kegan Paul, 1980.
- Anonymous, *Chikuro Hiroike, Father of Moralogy. A Pictorial Biography*, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1970.
- Anonymous, *A Brief Account of Moralogy Education*, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1979.
- ARISTOTLE, *The Politics*, translated by T. A. Sinclair, Harmondsworth, Penguin, 1967.
- BAGEHOT, W., *The English Constitution*, London, Henry S. King & Co., 1872.
- BALGENT, M., LEIGH, R., and LINCOLN, H., *The Holy Blood and the Holy Grail*, London, Jonathan Cape, 1982.
- BAKER, J. H., 'The Abolition of Original Writs', note in *Cambridge Law Journal*, vol. 39, pt 2. Cambridge University Press, 1980.
- BALL, R. E., *The Law and the Cloud of Unknowing*, Ilfracombe, Arthur H. Stockwell, 1976.
- BALL, R. E., 'Morality', Address to the Group at the Athenaeum, in *Studies in Moralogy*, no. 11, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1981.
- BARNES, W. J., 'Declaration of Human Duties', in *New World, the Journal of the British United Nations Association*, London, 1973.
- BELL, Sir Charles, *Portrait of the Dalai Lama*, London, Collins, 1946.

- CHANDER, B. K. J., *The Way and the Goal of Raja Yoga*, Mount Abu, India, University of Brahma Kumaris, Pandav Bhavan, 1977.
- CONFUCIUS, *Analects*, translation by A. Waley, London, Allen & Unwin, 1938.
- COTTRELL, L., *Life under the Pharaohs*, London, Pan, 1961.
- COMPEN, W., 'Jesus, where'er Thy people meet', in *Hymns Ancient and Modern*, no. 529.
- DUBOIS, Abbe J. A., *Hindu Manners, Customs and Ceremonies*, Oxford, Clarendon Press, 1943.
- EDWARDS, C., *The World's Earliest Laws* (the Code of Hammurabi of Babylon), London, Watts, 1934.
- FRAZER, Sir J. G., *The Golden Bough*, abridged edition, London, Macmillan, 1963.
- GRAVES, R., *The White Goddess*, London, Faber, 1975.
- HABGOOD, J., Lord Bishop of Durham, *The Bishop's Letter*, Diocese of Durham, no. 203, 1980.
- HADFIELD, J. A., *Dreams and Nightmares*, Harmondsworth, Penguin, 1974.
- HIROIKE, C., *A Treatise on Moral Science: The First Attempt at Establishing Morality as a New Science*, so far published only in Japanese, 1928.
- HIROIKE, C., *The Characteristics of Morality and Supreme Morality*, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1976.
- HIROIKE, C., *An Introduction to Far Eastern Law*, paper published by the Institute of Moralogy, Kashiwa, Japan, undated.
- HIROIKE, S., *Moralogy Explained in Questions and Answers*, No. 1, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1975.
- HIROIKE, S., *Moralogy and Moralogy Education, An Address to a Meeting of Experts on Educational Institutions and Moral Education in the Light of the Demands of Contemporary Life*, under the auspices of UNESCO, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1978.
- HUMPHREYS, C., *Buddhism*, Harmondsworth, Penguin, 1951.
- JUNG, C. G., *Synchronicity, an Acausal Connecting Principle*, London, Routledge & Kegan Paul, 1977.
- JUNG, C. G., *Memories, Dreams, Reflections*, London, Collins, 1979.
- KAWAKUBO, K., 'For the Internationalization of Moralogy: A Tentative Reply to Dr. Lauwery's Proposals on National Ortholnon', *Studies in Moralogy*, no. 8, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1979.
- KENYON, K. M., *Archaeology in the Holy Land*, London, Ernest Benn, 1960.
- KOESTLER, A., *The Roots of Coincidence*, London, Hutchinson, 1972.
- KOESTLER, A., *The Thirteenth Tribe*, London, Hutchinson, 1978.
- LAWERYS, J. A., *Science, Morals and Moralogy* (5 lectures), Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1976.
- MAIR, L., *Primitive Government*, Harmondsworth, Penguin, 1966.
- MALTLAND, F. W., *The Constitutional History of England*, Cambridge University Press, 1920.
- MORRIS, B., et al., *Ritual Murder - Essays on Liturgical Reform*, Manchester, Carcenet Press, 1980.
- MOUNTFORD, C. P., Introduction to *The Dreamtime, Australian Aboriginal Myths*, Adelaide, Rigby, 1974.
- NEEDHAM, J., *Three Masks of the Tao*, London, The Teilhard Centre

- for the Future of Man, 1979.
- NIEL, F., *La Civilisation des Megalithes*, Paris, Plon, 1970.
- NITTOBE, I., *Bushido, the Soul of Japan*, Tokyo, Charles E. Tuttle Co., 1980.
- ONO, S., and Woodward, W. P., *Shinto, The Kami Way*, Tokyo, Charles E. Tuttle Co., 1962.
- ORIGEN, *Selected Works*, translation by R. A. Greer in the Classics of Western Spirituality, London, SPCK, 1979.
- PANNIKAR, R., 'Is History the Measure of Man?' article in *The Teilhard Review*, centenary edition, London, The Teilhard Centre for the Future of Man, 1981.
- RANDOM, M., *The Martial Arts, Japan from the Age of the Gods to the Age of Man*, London, Octopus Books, 1978.
- ROSS, N. W., *Buddhism, A Way of Life and Thought*, London, Collins, 1981.
- SHEPHERD, A. P., *A Scientist of the Invisible, An Introduction to the Life and Works of Rudolf Steiner*, London, Hodder & Stoughton, 1964.
- SHEKARAD, P., *The Greek East and the Latin West*, Oxford University Press, 1959.
- SOO, T., *The Urgent Need Today for Manifesting the Spirit of Morality, An Address*, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1975.
- SOO, T., *The Way of the Sages, The Need for Supreme Morality in the World Today, An Address*, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1975.
- SOO, T., 'Dr Hiroike Chikuroo's Contribution to World Peace in Theory and Practice', in *Studies in Moralogy*, no. 6, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1977.
- SUFFIAN, Tun Dr M., 'Address to the Bar of the Philippines', *Malayan Law Journal*, September 1979.
- TACTUS, C., *De Vita et Moribus Julii Agricola*, Paris, Librairie Hachette, undated.
- TEILHARD DE CHARDIN, P., *The Phenomenon of Man*, translation by B. Wall, London, Collins, 1960.
- TREVELLYAN, G. M., *History of England*, London, Longmans Green, 1982.
- TUBBS, W., *Annae: One Universal Concept for Updating Moralogy as a New Science, A Western Perspective*, Kashiwa, Japan, The Institute of Moralogy, 1981.
- WALEY, A., *The Way and its Power, The Tao Tè Ching and its Place in Chinese Thought*, London, Allen & Unwin, 1968.
- WEIGALL, A., *A Short History of Ancient Egypt*, London, Chapman & Hall, 1934.
- WOOD, J. E., *Sun, Moon and Standing Stones*, Oxford University Press, 1980.